

# 明清中国関係文書の比較研究―台湾所在史料を中心に―

目次

所収史料一覧・・・ 4  
 総論・・ 6  
 【図版篇】  
 第一章 皇帝文書・・ 9  
 [1] 詔勅・・ 9  
 [2] 官職・身分授与文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21  
 第二章 官文書・・ 30  
 [1] 咨文・・ 30  
 [2] 題行稿・・ 32  
 [3] 塘報・・ 34  
 [4] 劄付・・ 38  
 第三章 上奏文書・・ 46  
 [1] 表文・箋文・・ 46  
 [2] 奏本・・ 60  
 第四章 書・・ 62  
 書・・・ 62  
 【解説篇】  
 第一章 皇帝文書・・ 73  
 [1] 詔勅・・ 73  
 [2] 官職・身分授与文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81  
 第二章 官文書・・ 86  
 [1] 咨文・・ 86  
 [2] 題行稿・・ 90  
 [3] 塘報・・ 93  
 [4] 劄付・・ 94  
 第三章 上奏文書・・ 100  
 [1] 表文・箋文・・ 100  
 [2] 奏本・・ 106  
 第四章 書・・ 106  
 書・・・ 106  
 外国語要旨(中・韓・英)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

例言

・本書は、東京大学史料編纂所二〇一九・二〇二〇年度一般共同研究「史料編纂所所蔵明清中国公文書関係史料の比較研究」の成果報告書である。  
 ・本共同研究の構成員は以下の通りである。  
 研究代表者：渡辺美季（東京大学大学院総合文化研究科）、共同研究者：荒木和憲（国立歴史民俗博物館研究部）・辻大和（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院）、史料編纂所内共同研究者：岡本真・黒嶋敏・須田牧子、海外研究協力者：林慶俊（韓国・東国大学校文化学院）・劉序楓（台湾・中央研究院人文社会科学研究中心）  
 ・本書には、台湾の中央研究院・何創時書法芸術基金会所蔵史料のうち研究テーマに該当する計四四点、ならびに東京大学史料編纂所・東京大学総合図書館・沖縄県立図書館所蔵史料のうち同じく計六六の図版と解説を収録した。詳しくは所収史料一覧を参照されたい。  
 ・本書の編集は以下の要領に拠った。  
 一、史料名は本書内での統一を図るため新たに付した。各所蔵機関における名称は所収史料一覧に示し、その表記は漢字の字体も含めて各所蔵機関の登録名称に従った。  
 一、史料写真は、各所蔵機関からご提供いただいたもの、およびオンラインにてCBY4.0相当で公開されているイメージデータを掲載した。なお顕微鏡撮影は高島晶彦（史料編纂所修理室）による。  
 一、解説篇には、史料名・員数・料紙の紙質または主原料・法量（縦×横、単位はcm）・年月日・所蔵機関・所蔵番号（請求記号・架番号）を示した。ただし各項目につき不明の場合は、記載を省略した。なお折本形式の文書は一折を「幅」と表記した。  
 一、年表記は各文書の記載に従い、参考として該当する西暦を付した。  
 一、釈文の掲載は、特に必要と思われるものに留めた。翻刻は以下の要領に拠った。  
 ① 旧漢字は原則として新漢字に、異体字等は通用字に改めた。  
 ② 本文には読点（、）および並列点（・）を適宜加えた。  
 ③ 文字の欠損部分は、字数が推算できるものは□で示し、字数不明の場合は「」で示した。判読不能なものは☒で示した。  
 ④ 校訂注は（一）、人名など参考のための注は（一）で、本文の傍に示した。  
 ⑤ 上書・異筆・印文等は「」で示し（一）で傍注を加えた。  
 一、解説は荒木和憲・林慶俊・岡本真・須田牧子・辻大和・渡辺美季が執筆した。分担は各解説の最後に付した。外国語要旨は、林慶俊・トラビス・サイフマン〔Travis Seifman〕（史料編纂所）・李侑儒（台湾・国家海洋研究院海洋政策及文化研究中心）・渡辺美季が作成した。編集は渡辺美季（統括）・黒嶋敏・須田牧子が担当し、インデザインによる編集作業は荒木和憲が担当した。

[4] 箭付					
参考	箭付	兵部箭付	明国箭付（万曆二十三年二月四日 前田玄以宛）	万曆 23 年（1595） 2 月 4 日	東京大学史料編纂所
1	箭付	両江総督箭付	両江總督為軍務事	順治 17 年（1660） 2 月 16 日	中央研究院歴史語言研究所
2	箭付	親軍後將軍戎旗副総府庫箭付	王翀箭名王應祥訴請換箭録用由	昭武元年（1678） 4 月 11 日	中央研究院歴史語言研究所
3	箭付	安遠靖寇大將軍箭付	安遠靖寇大將軍為獎勵歸誠事	康熙 18 年（1679） 2 月 24 日	中央研究院歴史語言研究所
4	箭付	安遠靖寇大將軍箭付	安遠靖寇大將軍為獎勵歸誠事	康熙 18 年（1679） 4 月 19 日	中央研究院歴史語言研究所
5	箭付	安遠靖寇大將軍箭付	安遠靖寇大將軍為獎勵歸誠事	康熙 18 年（1679） 4 月 19 日	中央研究院歴史語言研究所
第三章 上奏文書					
[1] 表文・箋文					
1	表文	朝鮮国王李倧表文	清崇徳二年朝鮮國王李倧上表一卷	崇徳 2 年（1637） 4 月 19 日	中央研究院歴史語言研究所
2	箋文	朝鮮国王李倧箋文	朝鮮國王箋進元旦奉物貢表	崇徳 8 年（1643） 正月 1 日	中央研究院歴史語言研究所
3	表文	朝鮮国王李湔表文	朝鮮國王李湔表賀萬壽聖節	順治 8 年（1651） 正月 29 日	中央研究院歴史語言研究所
4	表文	朝鮮国王李焯表文	朝鮮國王為慶賀長至令節事	康熙 56 年（1717） 11 月 20 日	中央研究院歴史語言研究所
5	表文	朝鮮国王李昞表文	清乾隆二十八年朝鮮國王李昞上表 一卷	乾隆 28 年（1763） 11 月 2 日	中央研究院歴史語言研究所
6	表文	琉球国王世子尚貞表文	琉球國中山王世子為恭請新封事	康熙 19 年（1680） 9 月 30 日	中央研究院歴史語言研究所
7	表文	琉球国王尚穆表文	琉球國中山王進貢方物表文	乾隆 45 年（1780） 11 月 6 日	中央研究院歴史語言研究所
8	表文	孔子七十一代孫孔昭煥表文	孔子七十一代孫襲封衍聖公孔昭煥長至進賀崇慶皇太后表文	乾隆 24 年（1759） 11 月 4 日	中央研究院歴史語言研究所
9	表文	提督湖北總兵官斐凌阿巴圖魯魯閔俊烈表文	提督湖北總兵官斐凌阿巴圖魯魯閔俊烈進賀長至表文	嘉慶 24 年（1819） 11 月 06 日	中央研究院歴史語言研究所
[2] 奏本					
1	奏本	琉球国王世曾孫尚敬奏本	琉球國王請封副奏	康熙 55 年（1716） 10 月 11 日	中央研究院歴史語言研究所
第四章 書					
1	書	石星書	（石星）與某人書	万曆 22 年（1594） 2 月 1 日	何創時書法芸術基金会
2	書	楊鎬書	（楊鎬）與豐臣秀吉書	万曆 25 年（1597） 5 月 16 日	何創時書法芸術基金会
3	書（扨帖）	毛文龍書（扨帖）	毛文龍致金國汗帖	年代未詳	中央研究院歴史語言研究所
4	書	毛文龍書	毛文龍致清太宗書	天聰元年（1627）	中央研究院歴史語言研究所
5	書	金国汗書	金國汗致大明國皇帝書	天聰元年（1627） 10 月 2 日	中央研究院歴史語言研究所
6	書	毛文龍書	都督毛文龍致金國汗書	天聰 3 年（1629） 3 月 1 日	中央研究院歴史語言研究所
7	書	平義成書	寬永十六己卯歲倭書	崇徳 4 年（1639）	中央研究院歴史語言研究所
8	書（満文訳）	平義成書（満文訳）	日本國平義成與朝鮮國書	崇徳 4 年（1639） 9 月 10 日 ~ 10 月 21 日	中央研究院歴史語言研究所

所収史料一覽

番号	様式	史料名	所蔵機関登録名	年月日 (西暦)	所蔵機関
<b>第I章 皇帝文書</b>					
<b>[1] 詔勅</b>					
1	詔書	清太宗 (皇太極) 詔書	皇太極詔書	崇徳5年 (1640) 5月日	中央研究院歴史語言研究所
2	詔書	清世祖 (順治帝) 詔書	封琉球國中山王尚質詔書	順治11年 (1654) 7月1日	中央研究院歴史語言研究所
3	詔書稿	清世祖 (順治帝) 詔書稿	封琉球國王詔書稿	順治11年 (1654) 7月1日	中央研究院歴史語言研究所
4	詔書稿	清聖祖 (康熙帝) 詔書稿	康熙帝詔封尚貞為琉球國中山王 [稿]	康熙21年 (1682) 5月日	中央研究院歴史語言研究所
5	勅諭	明英宗 (正統帝) 勅諭	正統帝敕諭刺麻謹敦監參事	正統8年 (1443) 10月25日	中央研究院歴史語言研究所
6	勅諭	清太祖 (努爾哈齊) 勅諭	天命癸亥年敕諭	天命8年 (1623)	中央研究院歴史語言研究所
7	勅諭	清太宗 (皇太極) 勅諭	禁止同族内結婚敕諭	天聰5年 (1631) 7月8日	中央研究院歴史語言研究所
8	勅諭	明毅宗 (崇禎帝) 勅諭	明崇禎三年諭朝鮮國王勿媾倭款奴敕	崇禎3年 (1630) 6月19日	中央研究院歴史語言研究所
9	勅諭	明毅宗 (崇禎帝) 勅諭	賜朝鮮國王文綺銀兩等物	崇禎7年 (1634) 3月3日	中央研究院歴史語言研究所
10	勅諭	清太宗 (皇太極) 勅諭	元旦令節皇帝誕辰行禮儀注清字敕諭	崇徳元年 (1636) 5月14日	中央研究院歴史語言研究所
11	勅諭	清世祖 (順治帝) 勅諭	朝鮮國王李倥違旨復用廢員敕諭	順治元年 (1644) 4月11日	中央研究院歴史語言研究所
12	勅諭	清世祖 (順治帝) 勅諭	河南總兵劉洪起坐名敕書	順治2年 (1645)	中央研究院歴史語言研究所
参考	詔勅目録	明清冊封詔勅目録	明清冊封詔勅目録	明治36年 (1903)	東京大学史料編纂所
<b>[2] 官職・身分授与文書</b>					
参考1	勅命	明武宗 (正徳帝) 勅命	明孝宗皇帝弘治勅命	弘治18年 (1505) 8月20日	東京大学総合図書館 (鷗外文庫)
1	誥命	明神宗 (万曆帝) 誥命	萬曆帝贈劉應節誥命	万曆19年 (1591) 4月5日	何創時書法芸術基金会
参考2	誥命	明熹宗 (天啓帝) 誥命	明天啓帝制誥零文 天啓二年	天啓2年 (1622)	東京大学史料編纂所
2	勅書 (誥命)	清太祖 (努爾哈齊) 勅書 (誥命)	天命丙寅年誥命	天命11年 (1626)	中央研究院歴史語言研究所
3	勅命	清世祖 (順治帝) 勅命	趙國彥襲陞為三等阿達哈哈番敕命	順治9年 (1652) 正月26日	中央研究院歴史語言研究所
4	誥命	清高宗 (乾隆帝) 誥命	福陵右翼副總管佟海為中憲大夫誥命	乾隆16年 (1751) 11月25日	中央研究院歴史語言研究所
<b>第II章 官文書</b>					
<b>[1] 咨文</b>					
参考1	咨文	大明副使蔣洲咨文	蔣洲咨文	嘉靖35年 (1556) 11月3日	東京大学史料編纂所
1	咨文	朝鮮國王咨文	朝鮮國王為補賜符驗以便朝聘事	崇禎3年 (1630) 12月日	中央研究院歴史語言研究所
参考2	咨文	福建布政司咨文	道光福建布政司咨	道光28年 (1848) 4月27日	沖縄県立図書館
<b>[2] 題行稿</b>					
1	題行稿	兵部題行稿	兵部為倭情事	崇禎8年 (1635) 9月日	中央研究院歴史語言研究所
<b>[3] 塘報</b>					
1	塘報	宣諭朝鮮副總兵官塘報	宣諭朝鮮副總兵官為塘報事	崇禎14年 (1641) 10月13日	中央研究院歴史語言研究所
2	塘報	整飭懷隆兵備塘報	整飭懷隆兵備為飛報合勤叛兵事	崇禎17年 (1644) 2月27日	中央研究院歴史語言研究所
3	塘報	天津總督塘報	天津總督為陳洪範等遠來進貢由	順治元年 (1644) 8月29日	中央研究院歴史語言研究所

本書は、東京大学史料編纂所二〇一九・二〇二〇年度一般共同研究「史料編纂所所蔵明清中国公文書関係史料の比較研究」の成果報告書である。

## 1 本研究の概要

史料編纂所には、明清時代中国の公文書ならびにその関連文書が複数所蔵されている。その多くは、日本（一部は琉球）との外交関係のなかでもたらされた「外交文書」であるが、一方で「美術品・骨董品」の類として日本に流入した（外交とは無関係な）文書も含まれている。いずれも中近世東アジアの国際関係を読み解くための貴重な史料であり、また日本における中国公文書の社会的価値を具体的に検討し得る好素材である。

これらの文書に関しては、すでに史料原本の基礎的調査や日本国内に残存する関連・類似文書との比較分析が進められ、一定の成果が出されている。しかし、その様式・形態や作成・発給過程についての制度的研究、および明清両朝——特にその「内政」——において実際に発給された同類文書との比較検討は、未だ十分に行われていない。日本や琉球に発給された「外交文書」は、明清両朝における「国内文書」と同じなのか違うのか。日本社会で「美術品・骨董品」として扱われてきた文書の、明清両朝における「本来の姿」はどのようなものであったのだろうか。

こうした関心を出発点として、本研究では、これらの文書の様式・形態・作成・発給に関わる明清の諸規定を把握した上で、当該文書と規定との対照分析を行い、さらに台湾所在の関連・同類文書との比

較検討を実施することにした。これにより、規定と実態の両面からこれらの文書の古文書学的な位置づけを可能な限り明らかにし、東アジア地域で共有し得るレベルでの「史料の研究資源化」に寄与することを目指すものである。

## 2 史料編纂所所蔵の明清公文書

史料編纂所が所蔵する明清公文書の原本は、清と日本（江戸幕府）の間に公的関係が形成されなかつたことの影響もあり、すべて明代のものである。それらの登録名称を年代順に挙げると、①蔣洲咨文（一五五六年）、②明国福建巡撫許孚遠回文（一五九四年）、③同前檄文（一五九四年）、④明国節付（一五九五年）、⑤明天啓帝制詰零文（一六二二年）の五点である。他に国内に存在する（あるいはかつて存在していた）文書の写本や写真も複数所蔵されている。

①～④は日明関係（特に②～④は文禄慶長の役「壬辰丁酉倭乱」）のなかで明の官人が日本の大名などに発給した「外交文書」で、⑤は日本とは直接関係なく、近世または近代において日本に流入したものとみられる。⑤と同様の史料として東京大学総合図書館には、文豪森鷗外の旧蔵書である⑥「明・弘治十八年（一五〇五）八月二十日勅命」も所蔵されている。史料編纂所以外にも日本国内各所には、日本に関わるもののみならず、日本とは無関係な明清公文書が比較的良好な状態で伝存している。古来より、唐物や漢籍を盛んに輸入し、中国文化の咀嚼に熱心であった日本社会では、発給先を問わず明清公文書そのものに関心を寄せ、重宝・珍藏する文化的土壌が存在していた。これにより大名・寺社・学者・商人などの多様な主体が、明清（特に明）公文書の収集・伝来を担ったものと思われる。

一方、日本とは異なり、琉球は明清時代を通じて中国との公的関係を維持した。このため中国から発給された公文書（Ⅱ「外交文書」）は中央政府（首里王府）が管理してきた。この内、明代の文書は、数次にわたる王城の火災や薩摩の大名島津氏による侵攻（一六〇九年）などによってほとんど失われたが、清代の文書の多くは一八七九年の明治政府による琉球併合まで保管されていたとみられる。しかし

主要な文書は明治政府にまとめて接收された後に失われ（大半は一九二三年の関東大震災にて焼失した）、また太平洋戦争末期の沖縄戦（一九四五年）などもあって、伝存状況は芳しくない。こうしたなか史料編纂所の前身である東京帝国大学史料編纂掛が、明治政府が接收した首里王府旧蔵の明清皇帝の詔勅目録を作成し、それが⑦明清冊封詔勅目録（一九〇三年）として編纂所に所蔵されている。また⑧道光福建布政司咨（沖縄県立図書館所蔵）など、沖縄県内を中心に明清公文書の原本・謄写本が複数残存している。

本研究では予備調査の上で、東京大学所蔵の①～⑦に加え、⑧も参考史料として取り上げ、台湾所在文書との比較検討の素材とすることにした。

## 3 台湾調査の概要

台湾では、二〇二〇年一月一三・一五日に台北の中央研究院歴史語言研究所（以下、史語所）を訪問し、明清檔案工作室ならびに劉序楓氏（同研究院人文社会科学研究中心研究員）の多大な協力のもと、内閣大庫檔案の調査を行った。

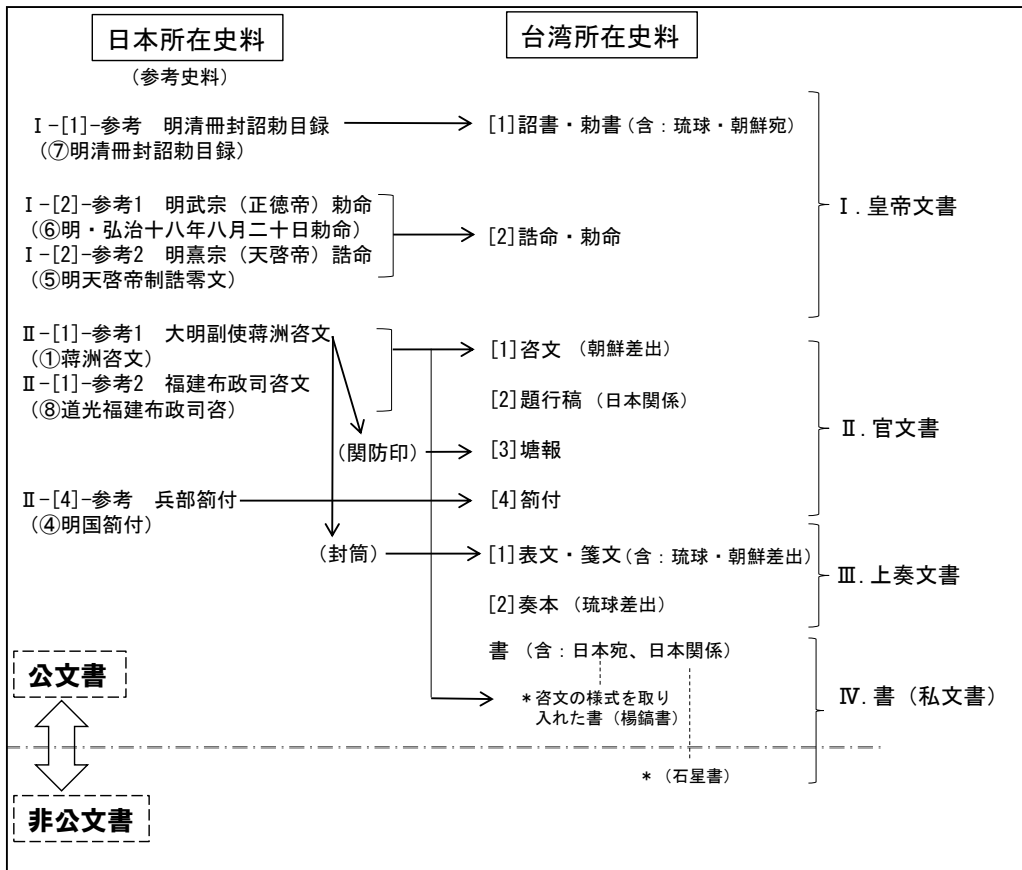
内閣大庫檔案は、紫禁城内の内閣大庫に保管されてきた膨大な各種公文書（檔案）群である。それらは清朝滅亡後、部分的に散逸したものの、日中戦争

と国共内戦による混乱を経て、現在は主に北京の第一歴史檔案館(約1000万点)<sup>1)</sup>と台北の史語所(約三一万点)および故宮博物院文獻館(約40万点)に分類されている。このうち大半は清代の文書であり、明代の文書は第一歴史檔案館に約3000件、史語所に約40000件が見出される。その多くが明末(天啓・崇禎年間)の文書である。なお清代の文書は、内閣にて保管されていた各種檔案のほか、

「瀋陽旧檔」と呼ばれる文書群があり、これは入閣前の清の檔案である。今回の調査では、史語所所蔵史料のうち、参考史料として取り上げた六件の文書を規準に、これと同類の文書(すなわち詔書・勅書・誥命・勅命・咨文・箭付)、ならびに同様の要素を持つ文書(例えば関防印)を比較検討の対象として抽出し、検討を行った(以下、図も参照されたい)。また「外交文書」

間の比較を行うため、琉球・朝鮮と明清の間でやりとりされた文書も積極的に抽出した(明清日本の文書は所蔵されていなかった)。さらに日本に関わる内容を持つものは、参考史料との関連を問わず抽出した。年代については、参考史料との比較の観点から明代と清初の文書を優先的に抽出した。

二〇二〇年一月一四日には、多くの明清書蹟を所蔵する何創時書法芸術基金会(台北)も訪問し、そのご高配を得て、慶長の役(丁酉再乱)の際に明の援軍を指揮していた楊鎬による豊臣秀吉宛の書(一五九七年)のほか、文禄の役(壬辰倭乱)に関わる内容を持つ兵部尚書石星の書、明神宗(万曆帝)誥命などを調査することができた。楊鎬の書は、咨文の様式を部分的に取り入れたもので、私的な文書としての書の体裁を取りなが



#### 4 本研究の成果と課題

台湾にて調査した文書は、参考史料とともに、「皇帝文書」「官文書」「上奏文書」「書」の四つに大別し、同種の文書ごとに下位区分を設けて整理した。その上で、文書ごとに担当者を決め、文書の様式(主に書式・文体)・形態(主に素材・書体・封式)や内容を分析・検討すると同時に、『大明会典』『大清会典』『大清会典事例』を中心とした諸規定を確認し、文書の実態と照らし合わせる作業を行った。

明清時代は、それ以前の時代に比して、各種公文書の様式や形態が法令・政書のなかに明確に規定されていたとされる。今回調査した文書や参考史料も、少なくとも様式は概ね規定に沿ったものとなっていた。とはいえ規定と十分整合しないもの(例…箭付の署押者)、規定が見当たらないもの(例…誥命用布の各色の配列)、文書自体の規定が存在しないもの(例…題行稿)、明代に規定を伴わずに出現し清代に規定化された文書(例…塘報)など、規定「外」の要素も散見され、規定を中心としつつも、規定に留まらない複雑な運用実態が存在していたことがうかがえる。

ただし今回の調査では、動乱期である明末清初の文書を中心に検討したために、必然的に規定とのブ

レがより多く見出された可能性が高く、その意味では本研究による知見は極めて限定的なものとなっている。しかしこの時期を集中的に扱ったことで、イレギュラーな状況のなかで、規定がどのように機能したのか／しなかつたのかを観察し得る事例を、ある程度まとまった形で提示することはできたのではないか。例えば、用意されつつも情勢変化や戦略変更により撤回された勅諭や、對抗勢力の懐柔のために用いられた任命箭付、明制を模倣しつつ清制を組み込んだ清初の誥命・勅命などがそれである。

一方、「外交文書」も往々にしてイレギュラーな状況で作成・発給され、そのなかには規定や慣例にそぐわないものもみられる。例えば参考史料の「兵部箭付」（任命箭付）に関しては、真偽判別のための割印・割字がないことから、「明朝は、辺境の番夷に授ける官職の管理にはそれほど厳密を期さなかった」、あるいは「発給者である兵部が、対象者の北京への出頭を想定していなかった」可能性が指摘されている。<sup>(4)</sup> なお任命箭付の割印・割字は、規定には見当たらないものの、現存例<sup>(5)</sup>などから、通常はなされていたとみられる。

他方、今回調査した任命箭付四通は、三藩の乱の最中に清または呉三桂の陣営にて発給されたものだが、いずれも割印・割字は見られない。<sup>(6)</sup> このことは、番夷（「国外」）か中華（「国内」）か、あるいは北京へ出頭するか否か以前に、イレギュラーな状況下における任命箭付が「ある程度融通のきく形で発給されていた」可能性を示唆する。<sup>(6)</sup> もしそうであれば、この柔軟性は、他の明清公文書にも見出し得るのであろうか。いっそうの事例分析と検討が求められる。ところどころに指摘されるように、中国王朝においては、皇帝が華夷の別なく「天下」を支配すると

いう理念上、「外政」と「内政」は区別されず、「外交文書」も「国内文書」と同一の次元で処理されるものと位置づけられる。<sup>(7)</sup> 実際、明清諸規定においても「外交文書」は存在しない。しかし一方で、「国内文書」とは異なる側面もまた看取できる。例えば原則として皇帝に返却すべき詔勅は、少なくとも琉球に関しては国に留めることが特例として許可されており、参考史料『明清冊封詔勅目録』に列記される多くの詔勅はこの特例の結果と言える（朝鮮も返却しなかつたようだが詳細は不明である）。<sup>(8)</sup> また清代中期には、上奏文書の一つである奏本の制度が廃止されたが、朝貢国の国王だけは以後もこれを使用し続けた。このため奏本は期せずして、朝貢国専用文書<sup>(9)</sup>「外交」専用文書となっていく。<sup>(9)</sup>

さらに朝貢国の方から、独自のバリエーションが加えられることもあった。表箋文における朝鮮国王印の補画（補筆）はその最たる例である。今回調査した文書のなかで、押印の補画が確認できたのは朝鮮の表箋文のみであり（朝鮮側記録によれば咨文でも行われていたという）、<sup>(10)</sup> 明清諸規定に精通していたはずの朝鮮が、明清「国内」でも琉球でも行われていなかった押印補画を、なぜ行うことになったのか、興味深いところである。また同じ表文でも朝鮮と琉球では、黄籤の素材や表紙の付け方など細かい点が異なっており、何を参考にどのような過程で作成していたのか、本国の文書作成過程に遡って検討する必要性を感じた。

以上、甚だ粗略ながら、台湾調査で得られた知見と新たな課題の概要を述べた。本研究では、台湾調査の成果を活かすべく、続いて韓国を訪問し、明清中国から朝鮮に発給された公文書（原本）の調査を実施する予定であった。しかし新型コロナウイルス

感染症の世界的流行の前に、韓国調査は今もって果たせていない。そこで台湾調査の成果を先行して公刊することにした。近い未来に、コロナの終息と韓国調査の実現を経て、本書の続編をまとめる日が来ることを願ってやまない。

最後に、格別のご高配をいただいた中央研究院歴史語言研究所（特に明清檔案工作室）・何創時書法芸術基金会、そして劉序楓氏に厚く御礼申し上げます。（渡辺美季）

(1) この内、元來政宮に所蔵されていた文書は約五〇〇万点で、残りは全国から収集されたものである。

(2) この区分は荒木和憲氏が、古代・中世の日本の往復外交文書の文書様式―氏氏をこれに「書式と文体によって識別されるもの」とする―の相対的把握に際して用いた「皇帝文書」「官文書」「皇帝・天皇への上行文書」「書簡」の四分を参照した（荒木和憲「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四、二〇二二年、二二五頁）。

(3) 黄正建（江川式部訳）「中国公文書概要―公文書の様式研究を中心に」小島遺裕・田中大喜・荒木和憲編『古文書の様式と国際比較―国立歴史民俗博物館』二〇二〇年、二四八頁。

(4) それぞれ以下の論考にて指摘される。須田牧子「原本調査から見る豊臣秀吉の冊封と陪臣への授職」『琉球史料学の船出―いま、歴史情報の海へ』（勉誠出版、二〇一七年、二九〇―二九一頁、大野晃嗣「明朝と豊臣政権交渉の一駒―明朝兵部発給「箭付」が語るもの」『東洋史研究』七八―二、二〇一九年、一三六―一三七頁）。

(5) 夏成徳宛兵部箭付三通（崇禎三・一三・一四年、中国第一歴史檔案館所蔵）および張胤毅宛湖広容美等処軍民宣慰使箭付一通（康熙四九年、同前所蔵）

(6) 本書九八―九九頁（須田牧子氏によるII-4、45の解説文）。

(7) 註2所掲荒木論文、二一六―二一七頁。

(8) 本書九頁（渡辺によるI詔勅の解説文）。

(9) 何新華『清代朝貢文書研究』中山大学出版社、二〇一六年、四〇頁。

(10) 本書二〇〇―二〇二頁（辻大和氏によるIII-1、12の解説文）。



I -[1]-1 清太宗（皇太極）詔書 崇德5年（1640）5月日

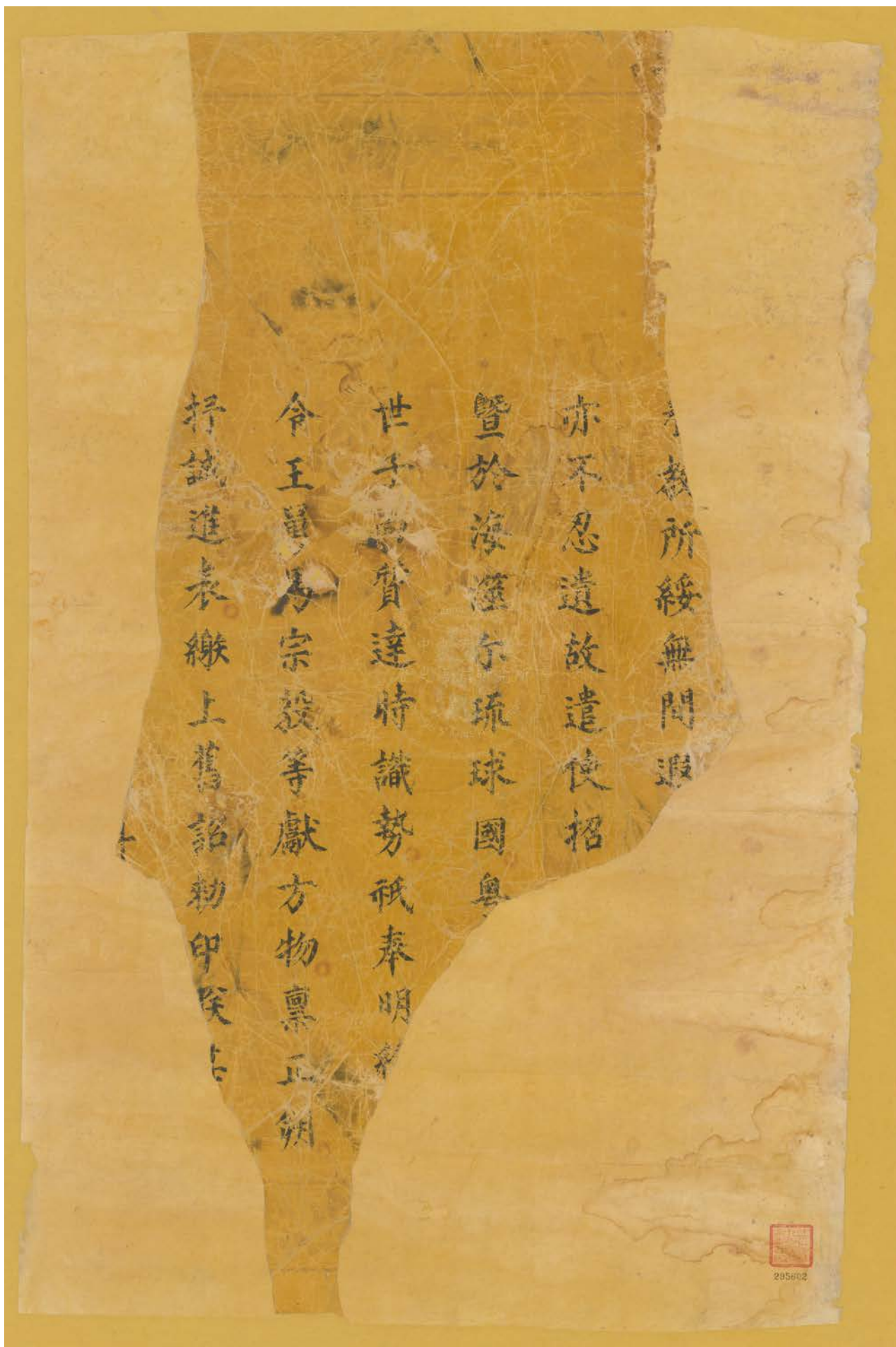


龍紋（五爪龍）

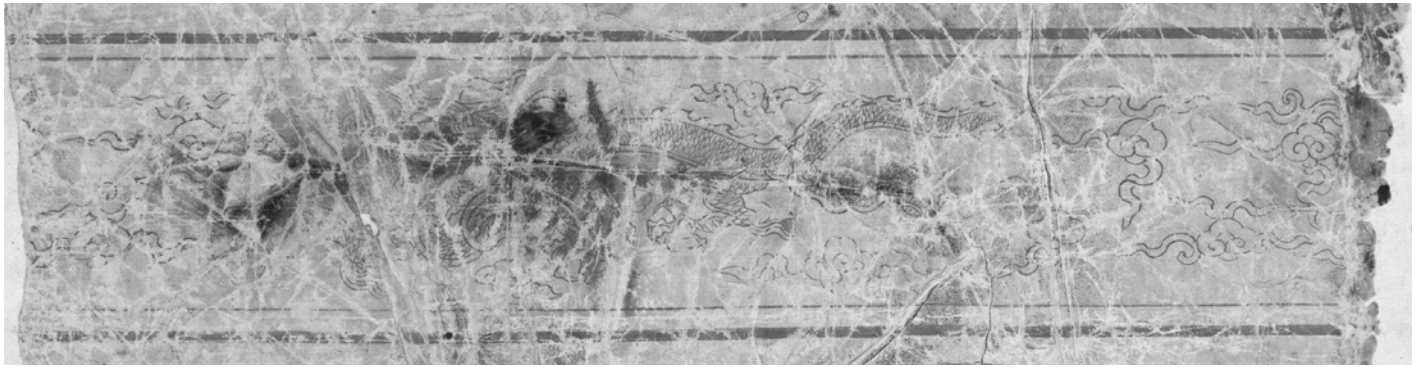


「制誥之宝」





I -[1]-2 清世祖（順治帝）詔書 順治 11 年（1654）7 月 1 日



雲龍紋（上辺，加工画像）



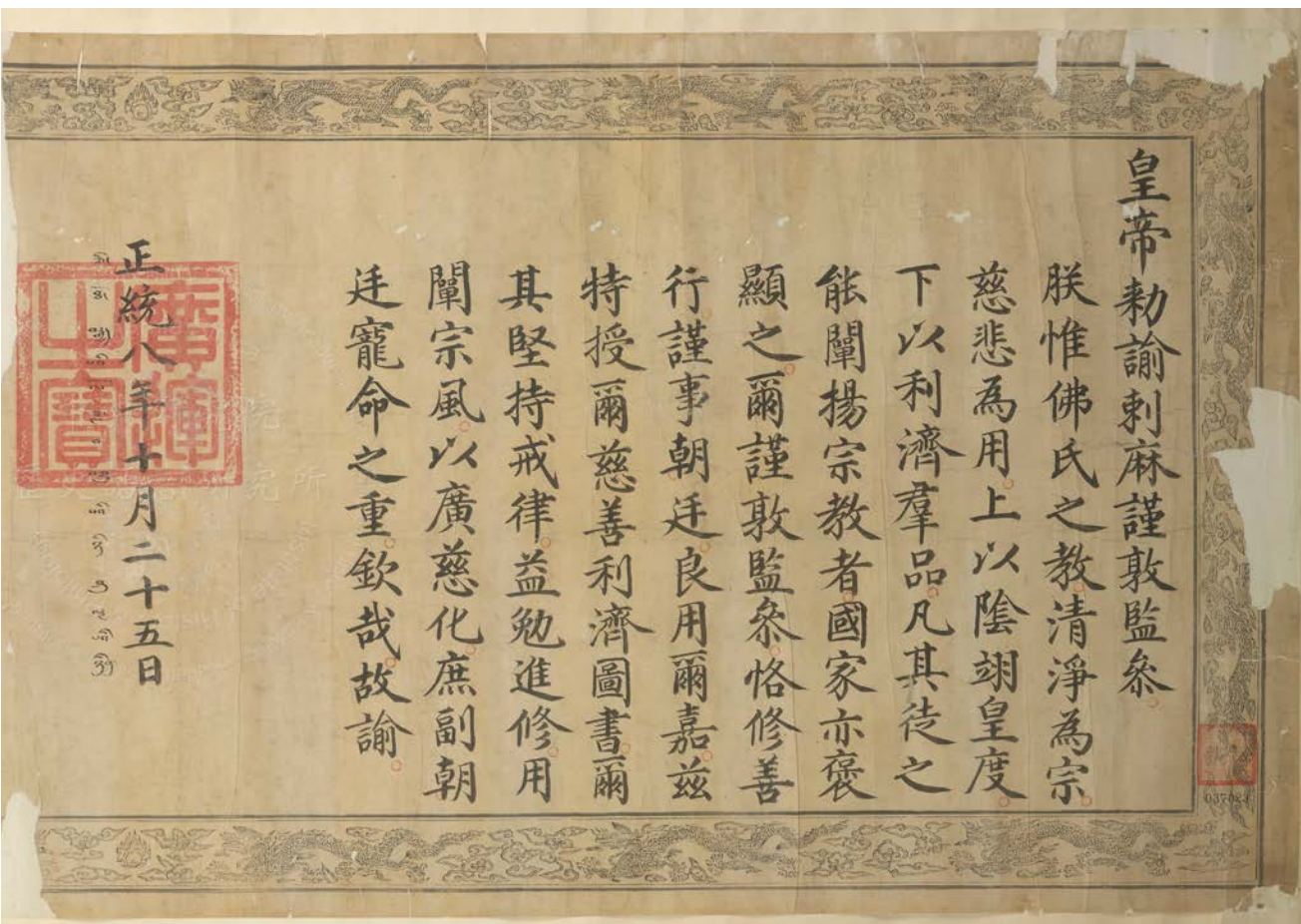
雲龍紋（下辺，加工画像）

奉	天承運	皇帝	詔曰	帝王	祇德	底治	協於	上下	靈	承	於天	時則	薄海	通道	罔不	率俾	為藩	屏臣	朕懋	績鴻	緒奄	有中	夏	略	聲教	所綏	無間	遐邇	雖炎	方荒	略	亦不	忍遺	故遣	使招	徠欲	俾仁	風	暨於	海溼	尔琉	球國	粵在	南徼	乃	世子	尚質	達時	識勢	祇奉	明綸	即	令王	舅馬	宗毅	等獻	方物	稟正	朔	抒誠	進表	繼上	舊詔	勅印	朕甚	嘉	之故	特遣	正使	兵科	副理	官張	學	禮副	使行人	司行人	王垓	齋捧	詔	印往	封為	琉球	國中山	王仍	錫以	文幣	等物	尔國	官僚	及尔	氓庶	尚	其輔	乃王	飭乃	侯度	協摠	乃蓋	守	乃忠	誠慎	又厥	職以	凝休	社綿	於	奕世	故茲	詔示	威使	聞知
---	-----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	-----	-----	----	----	---	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----

I -[1]-3 清世祖（順治帝）詔書稿 順治11年（1654）7月1日



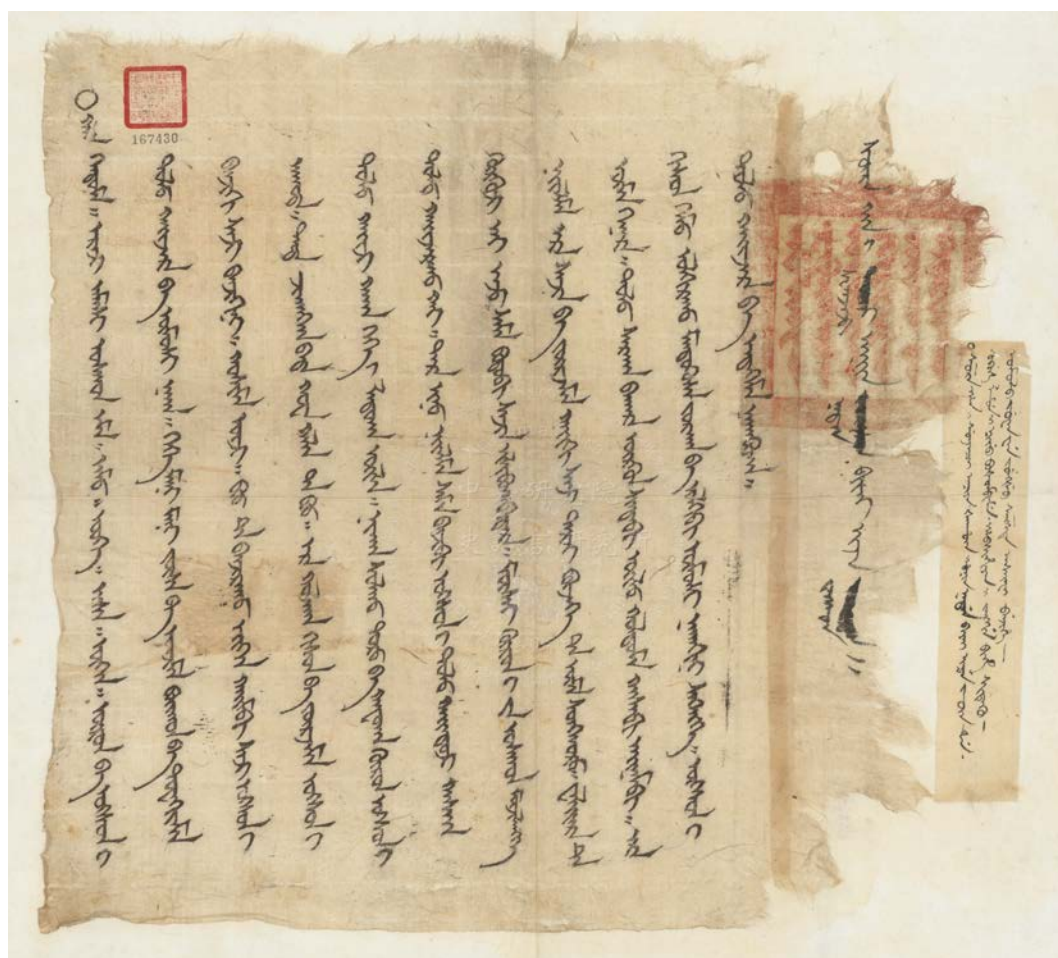




I -[1]-6 清太祖（努爾哈齊）勅諭 天命 8 年（1623）



I -[1]-5 明英宗（正統帝）勅諭 正統8年（1443）10月25日



I -[1]-7 清太宗（皇太極）勅諭 天聰5年（1631）7月8日



I -[1]-9 明毅宗（崇禎帝）勅諭 崇禎7年（1634）3月3日

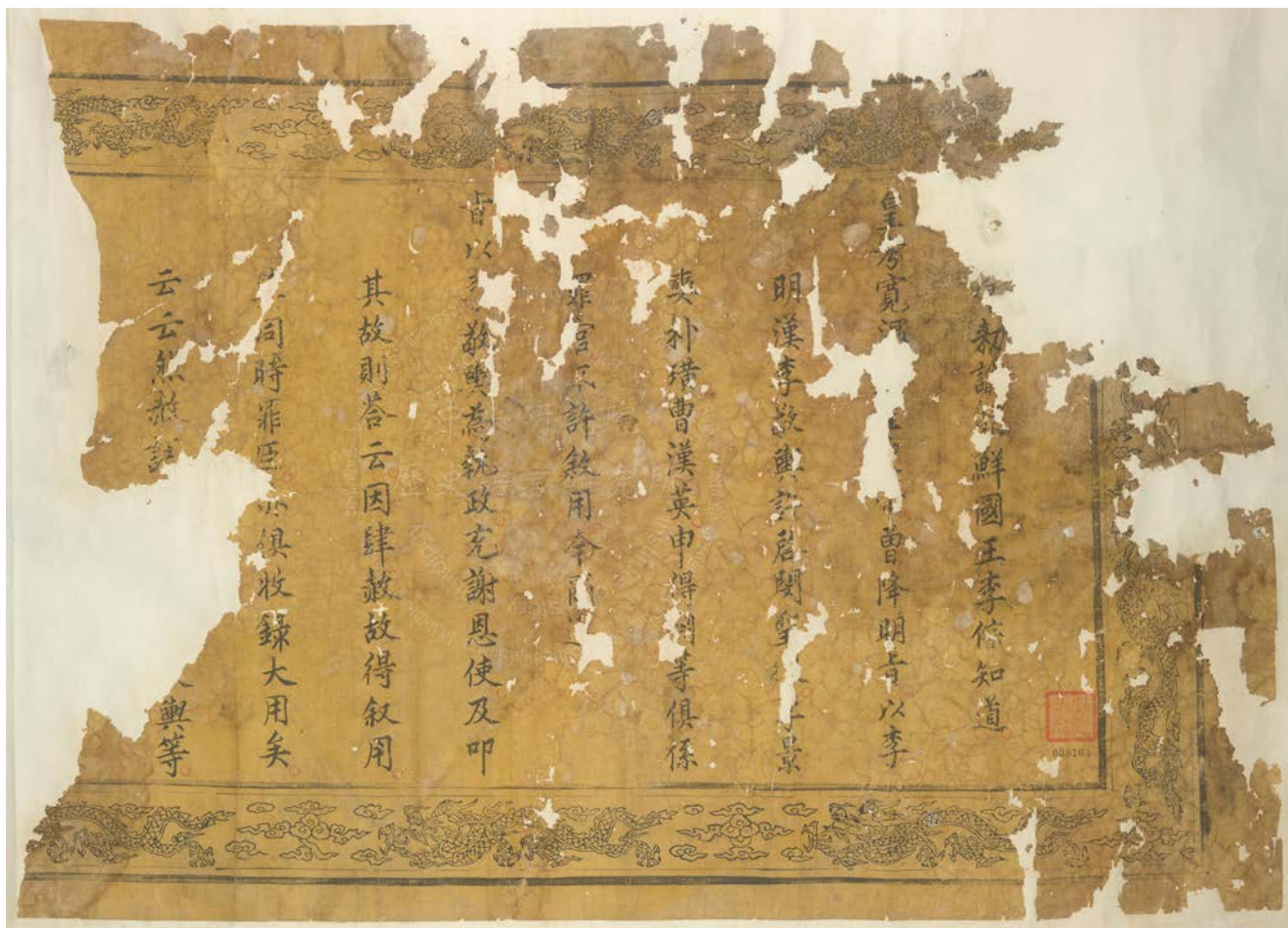


I -[1]-8 明毅宗（崇禎帝）勅諭 崇禎3年（1630）6月19日

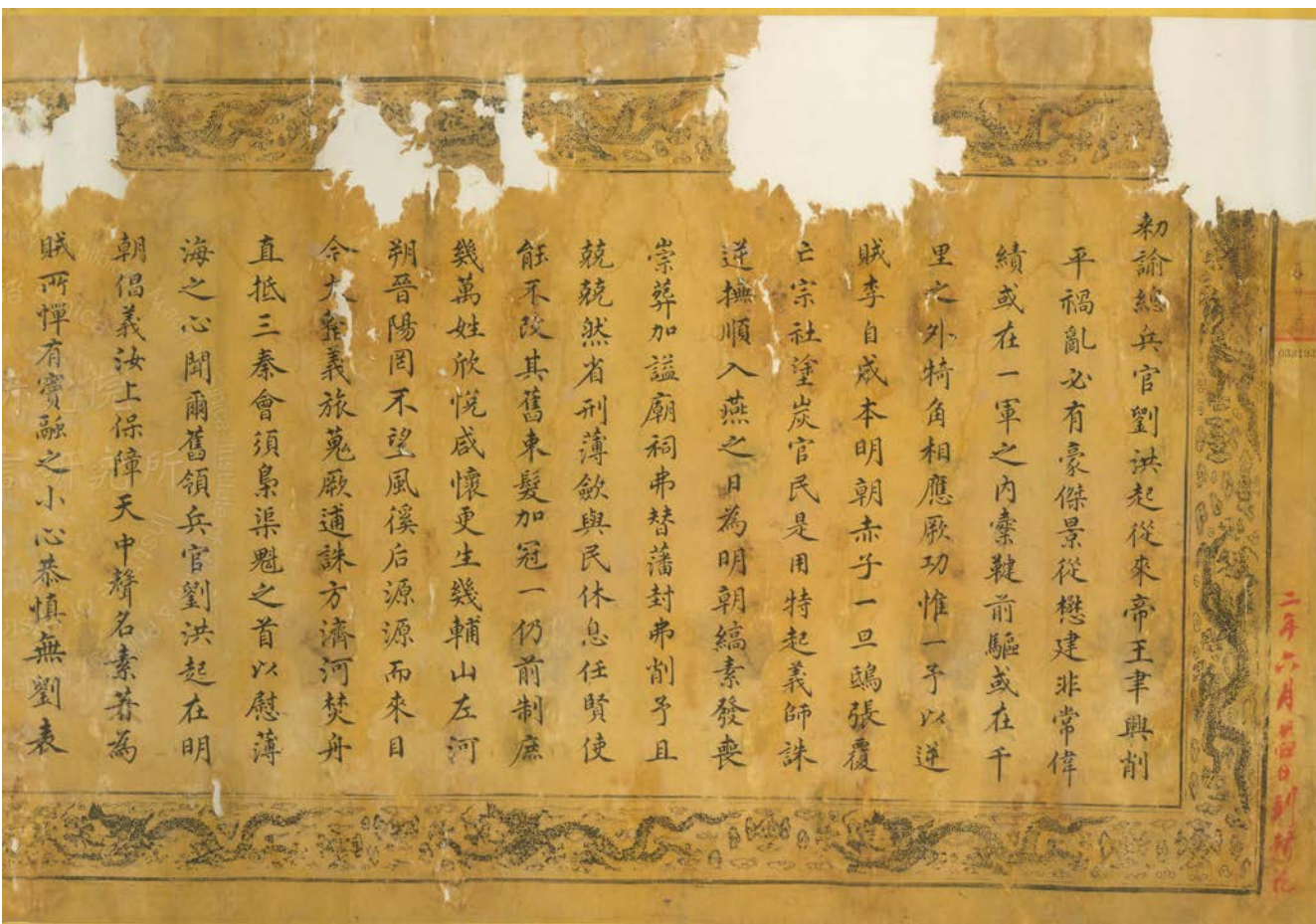


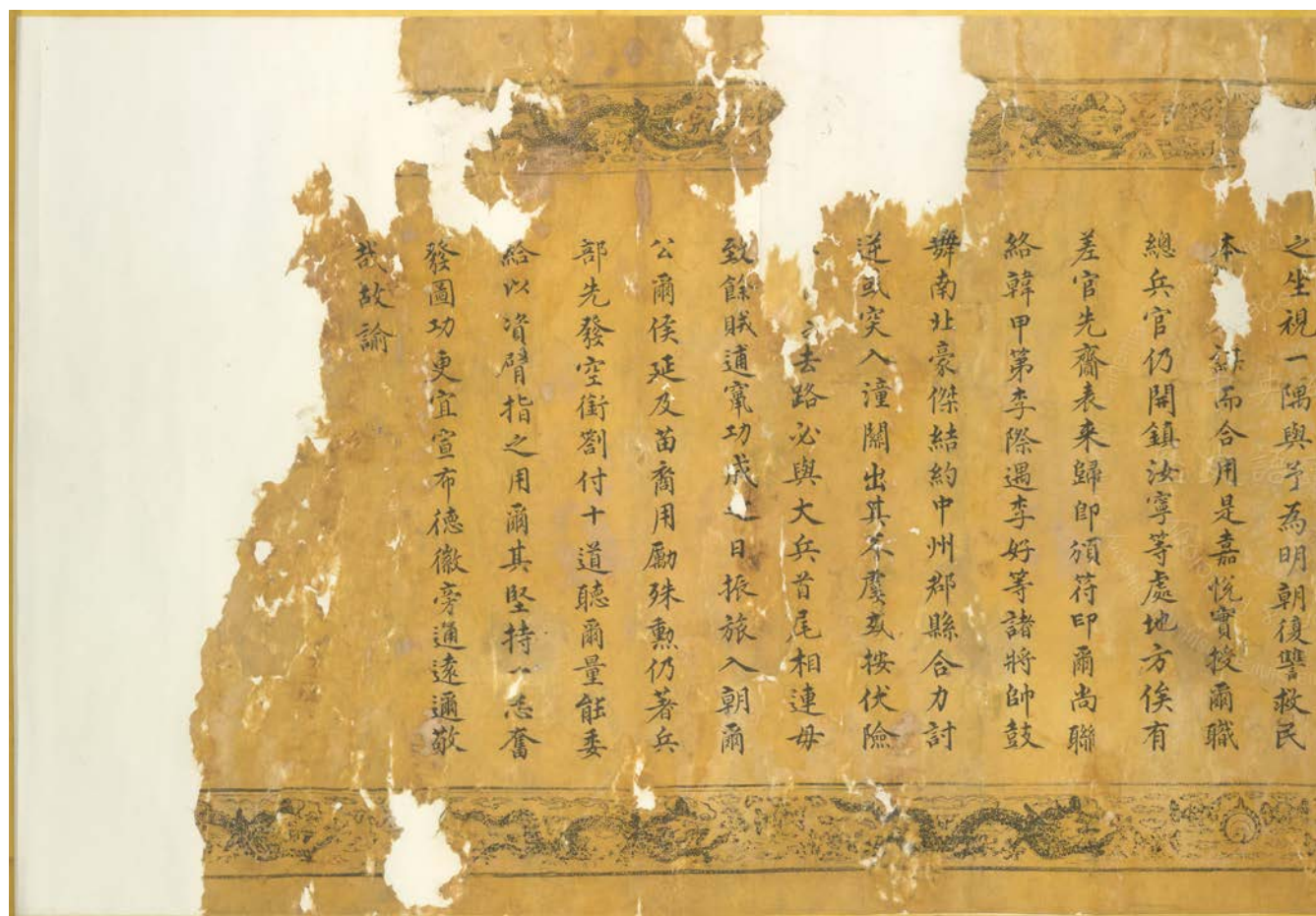
I -[1]-10 清太宗（皇太極）勅諭 崇德元年（1636）5月14日





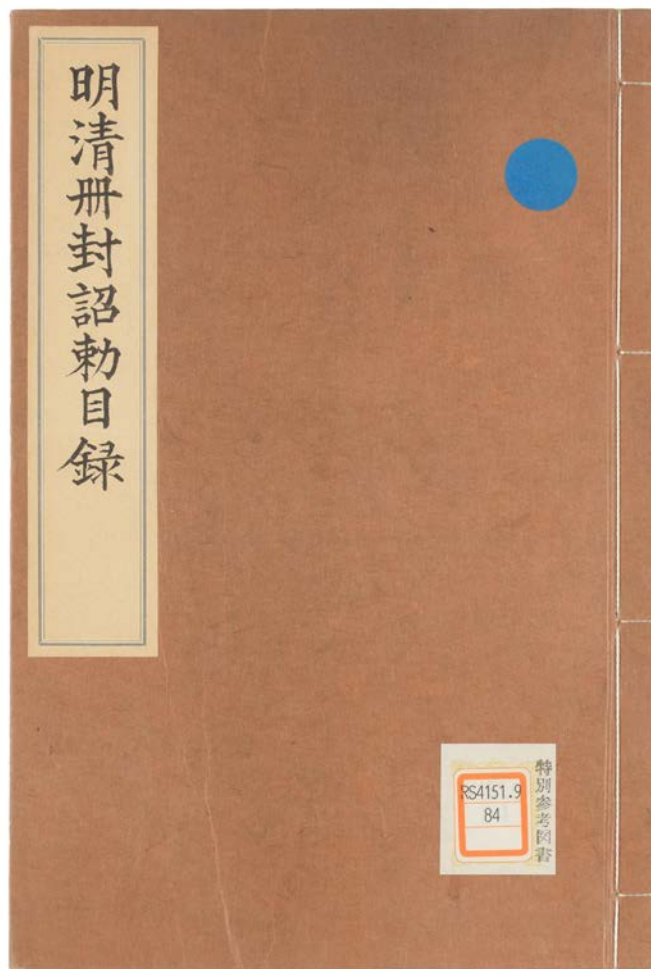
I -[1]-11 清世祖（順治帝）勅諭 順治元年（1644）4月11日





I -[1]-12 清世祖（順治帝）勅諭 順治 2 年（1645）

明治卅六年五月内務省ニ保管シ來リシ高  
 幕寺社奉行所書類ヲ大學ニ讓受ノ事アリ  
 予ソノ事ニ與ル此時琉球書類モマタシカセ  
 シコトヲ求メシニ内務省ハ其尚外交上ノ秘  
 密書類ニ屬スルヲ以テ肯シゼズヨツテ其  
 目錄ノミヲ謄寫シテ隨時借用ノ便ニ供マ  
 三上 參次



茅拾三號	全廿二年
茅拾四號	全廿二年
茅拾五號	全廿三年
茅拾六號	全廿四年
茅拾七號	全廿七年
茅拾八號	全廿八年
茅拾九號	全三十年
茅貳拾號	全三十二年
茅貳拾壹號	全三十四年
茅貳拾貳號	全三十六年
茅貳拾三號	全三十八年
茅貳拾四號	全四十二年
茅貳拾五號	全四十四年

番外壹號	詔勅	明治五年
茅壹號		景泰六年
茅貳號		弘治七年
茅三號		康熙元年
茅四號		全三三年
茅五號		全三四年
茅六號		全三八年
茅七號		全三十八年
茅八號		全三十九年
茅九號		全四十年
茅拾號		全四十年
茅拾壹號		全四十年
茅拾貳號		全四十年

I -[1]- 参考 明清冊封詔勅目錄 明治 36 年 (1903)

天承運 奉  
 皇帝勅曰旌獎賢勞乃朝廷  
 之著典顯揚親德亦人  
 子之至情顧惟風紀之  
 臣具有嚴慈之慶肆推  
 褒寵實倍常倫爾王聰  
 乃南京廣西道監察御  
 史欽之父潔己自修與  
 人不苟負壯心于科第  
 獨抱遺經嚴義訓于家  
 庭遂成賢子憲臺奏績

名動班行命秩推恩光  
 生綸綍眷國章之伊始  
 見世業之有徵茲特封  
 為文林郎南京廣西道  
 監察御史遠增林壑之  
 光益享桑榆之樂  
 勅曰母氏劬勞義實兼乎  
 教育朝廷寵數禮特重  
 于褒榮肆緣報本之心  
 誕示貤封之命亦惟有  
 德始稱厥名爾譚氏乃  
 南京廣西道監察御史  
 王欽之母惠朗知書溫  
 恭守禮佐良人之儒業  
 行重鄉評成令子之才  
 名榮登臺憲顧慈齡之  
 未艾屬祿養之方隆揆  
 厥彝章可無褒寵茲特  
 封為孺人茂膺冠帔之

華永示家庭之式  
 弘治十八年八月二十日

I -[2]- 参考 1 明武宗（正德帝）勅命 弘治 18 年（1505）8 月 20 日

奉

天承運

皇帝制曰奉公砥節大

臣靖獻之常增秩

進階昭代褒崇之

典事有關於激勸

恩豈間于存亡爾

故原任刑部尚書

劉應節性行端醇

操持峻潔自蜚英

聞瞻始終一德之

全允孚耆望念敷

歷

三朝之久庸渙彝章茲

特贈爾為太子少

保錫之誥命於戲

青宮晉號穹階已

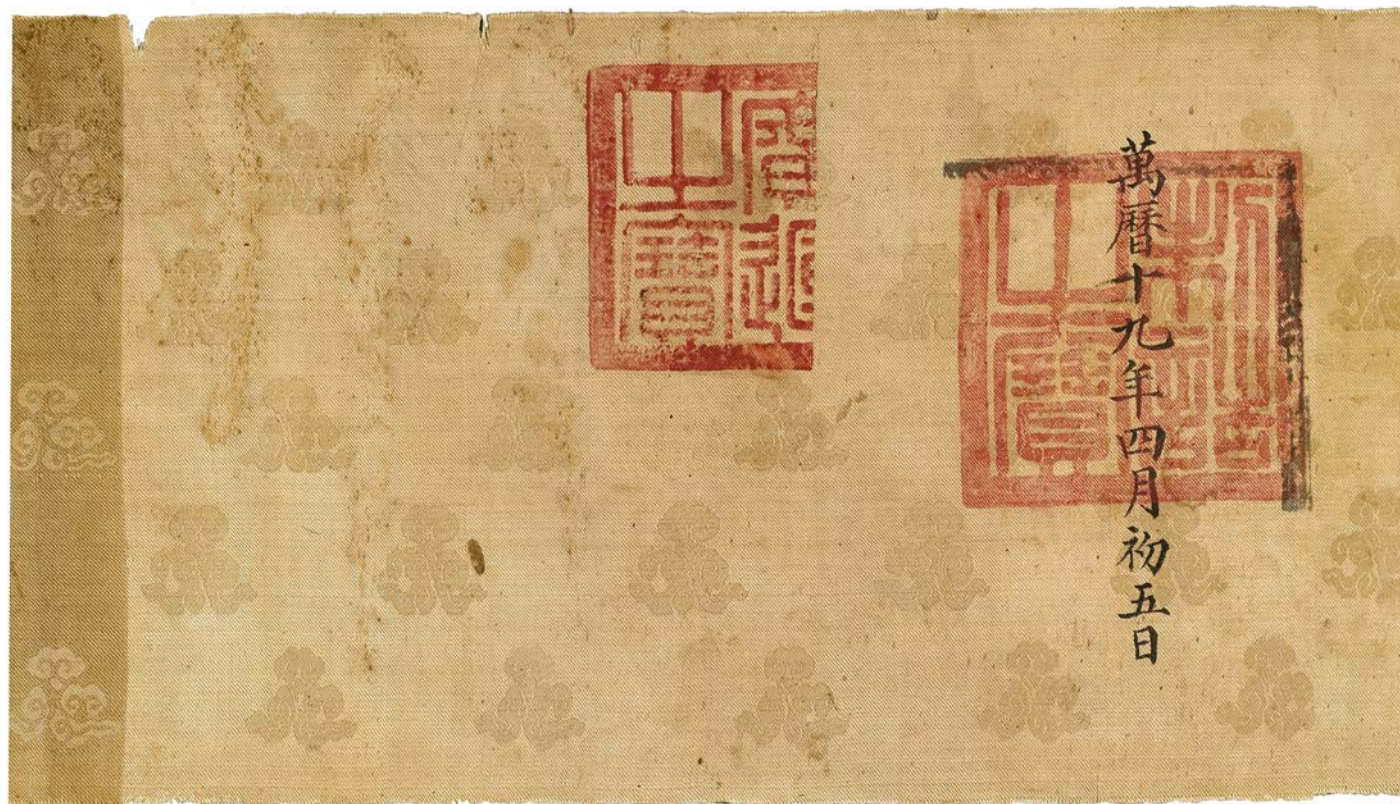
列于三孤紫誥頒

恩令譽永彰于奕

世靈其不昧服此

休嘉

於甲第即望譽於  
官評由郎署而縮  
郡符更臬藩而膺  
閩鉞折衝尊俎晉  
參司馬之班曳履  
文昌遂正爽鳩之  
席臯陶淑問方有  
賴于謨明疏傳清  
風乃遽甘于止足  
抽簪未起易簣俄



I -[2]-1 明神宗（万曆帝）誥命 万曆 19 年（1591）4 月 5 日

恭而誥命

友敦倫于家政時號  
 白眉拊殤弟之孤一  
 如已予視毫兄之志  
 卻其歸全道介節於  
 澹臺足跡不入城市  
 同表正衣冠寔里俗  
 化其囂爭蓋樹德容  
 有年而承前緒裕後  
 玉芽珠顆接踵而上  
 青雲北斗中極華嚴  
 而趨上陸士師用春  
 彼隱倫幽閑以相孤  
 高成其篤行奉尊謹  
 滌灑之節孝展烏私  
 拊孤均顧復之慈恩  
 徵鳩愛佐解推而無  
 吝嫁侄娣以傾奩當  
 椿幃之喪明恭承湯  
 藥恪炷香以祈復誠  
 格神明惟內儀克翼  
 乎燕詒故再世而家

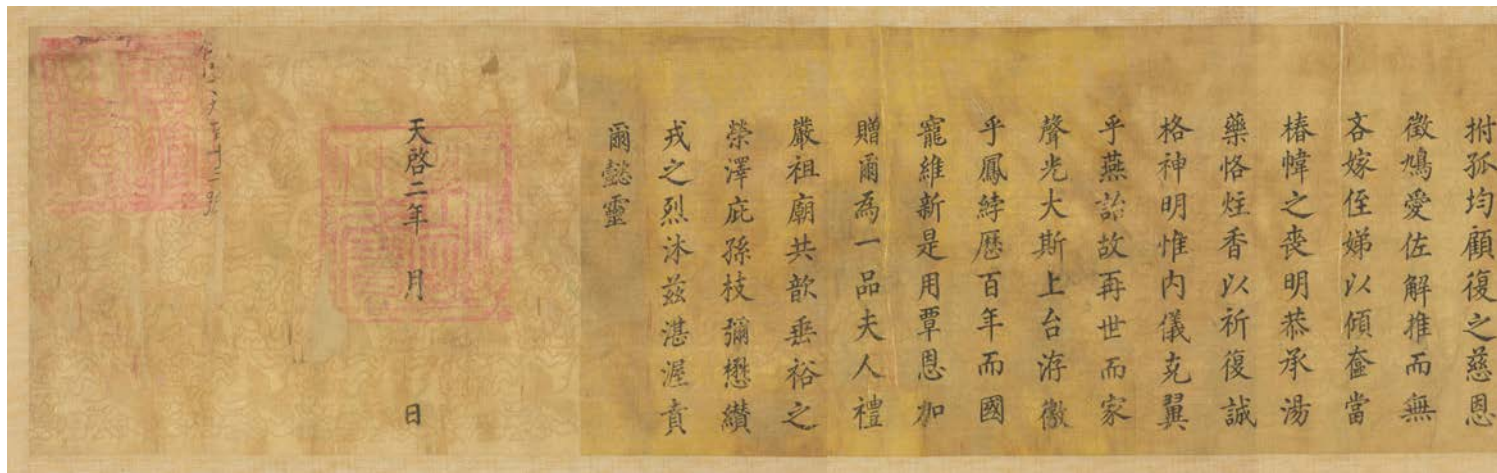


切断面②  
(同右)



切断面①  
(顯微鏡攝影, 倍率 50 倍)





I -[2]- 参考 2 明熹宗（天啓帝）誥命 天啓 2 年（1622）



I -[2]-2 清太祖（努爾哈齊）勅書（誥命） 天命 11 年（1626）





拡大図（冒頭部） 雲龍紋

天承運 奉

皇帝制曰朕惟尚德崇功國家  
 之大典輸忠盡職臣子之  
 常經古聖帝明王戡亂以  
 武致治以文朕欽承往制  
 甄進賢能特設文武勳階  
 以彰激勸受茲任者必忠  
 以立身仁以撫衆智以察  
 微防姦禦侮機無暇時能  
 此則榮及前人福延後嗣  
 而身家永康矣敬之勿怠  
 趙國彥尔原係白身嘗牛录事初闈錦州

103919

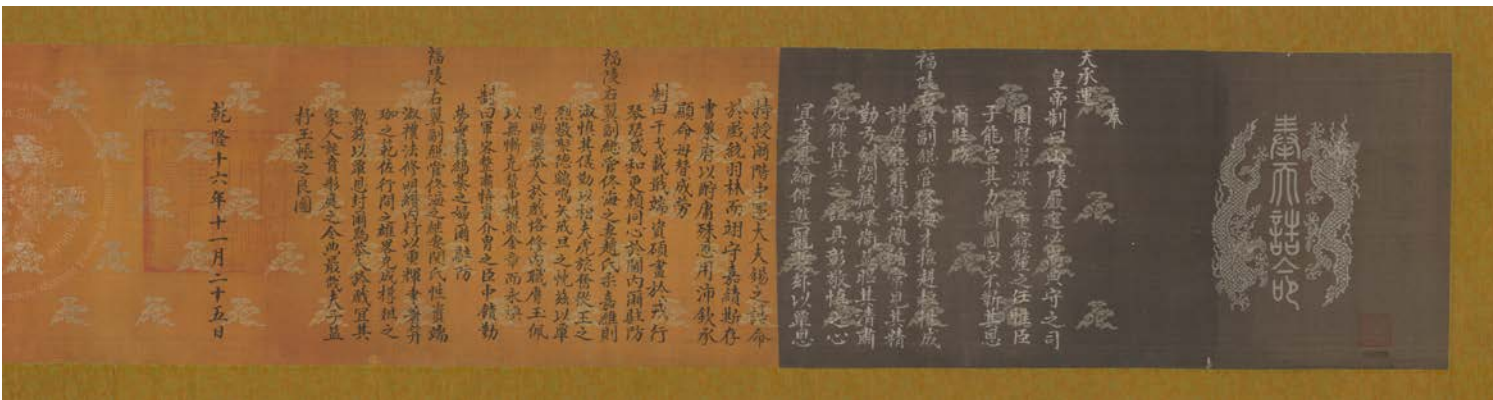


I -[2]-3 清世祖（順治帝）勅命 順治 9 年（1652）正月 26 日



拡大図（中央部）「勅命之宝」

漢文（右から左）・満文（左から右）とも末尾の日付の上に押印される



「奉天誥命」(漢文)



「奉天誥命」(滿文)



I -[2]-4 清高宗（乾隆帝）誥命 乾隆 16 年（1751）11 月 25 日

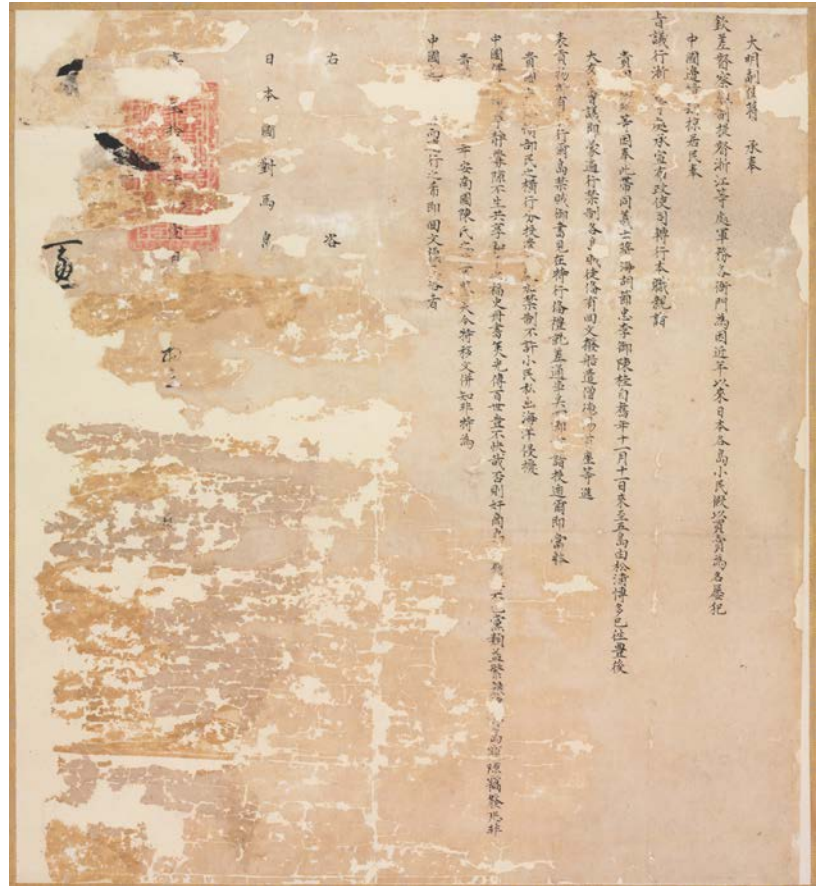


「皇帝之宝」

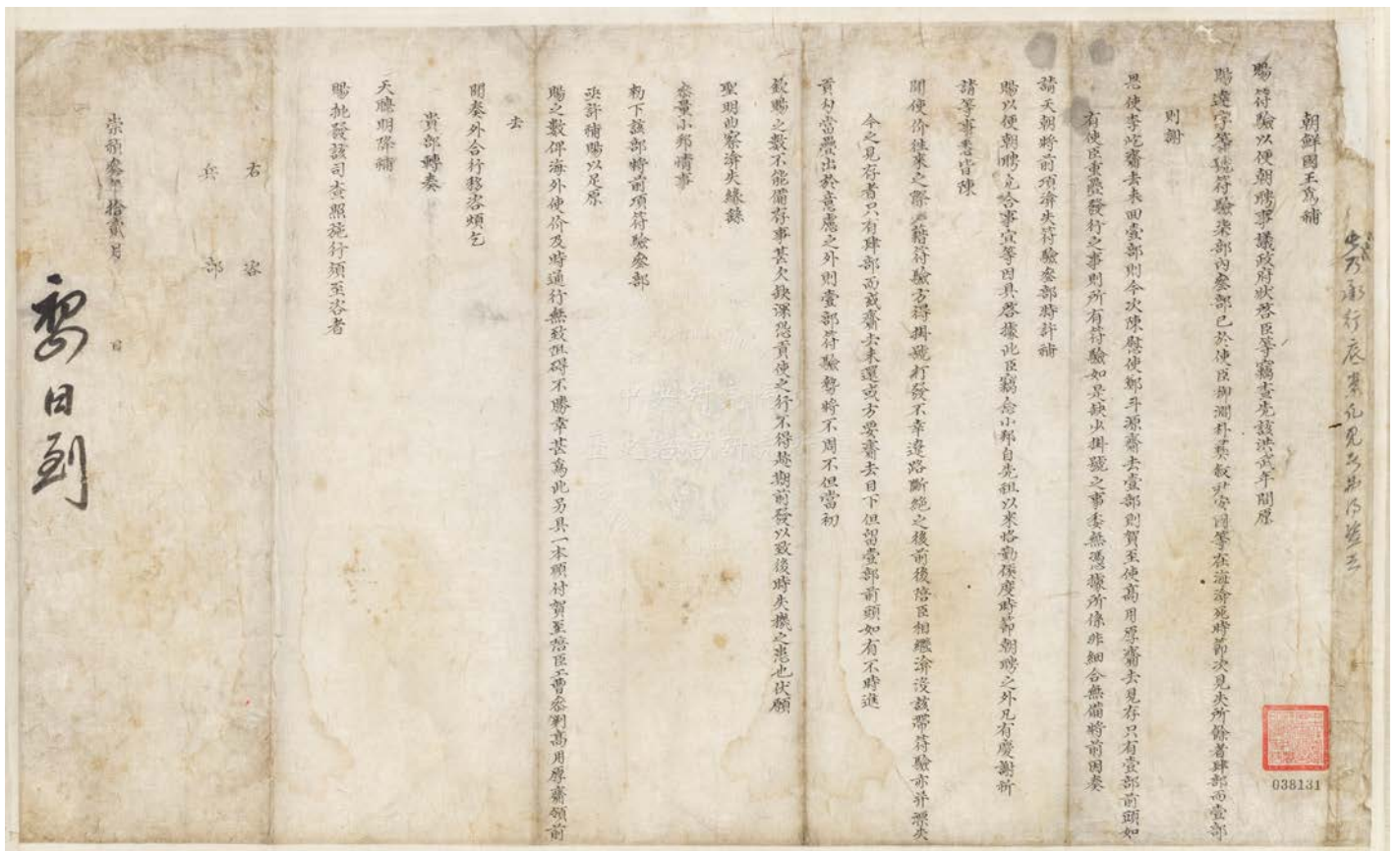
漢文・滿文とも末尾の日付の上に押印される



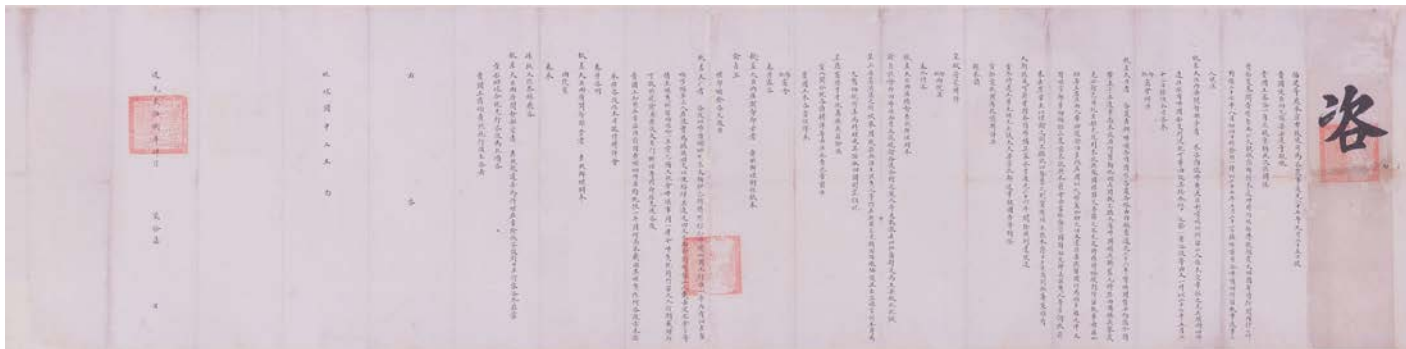
関防印「□□使□□蔣関防」



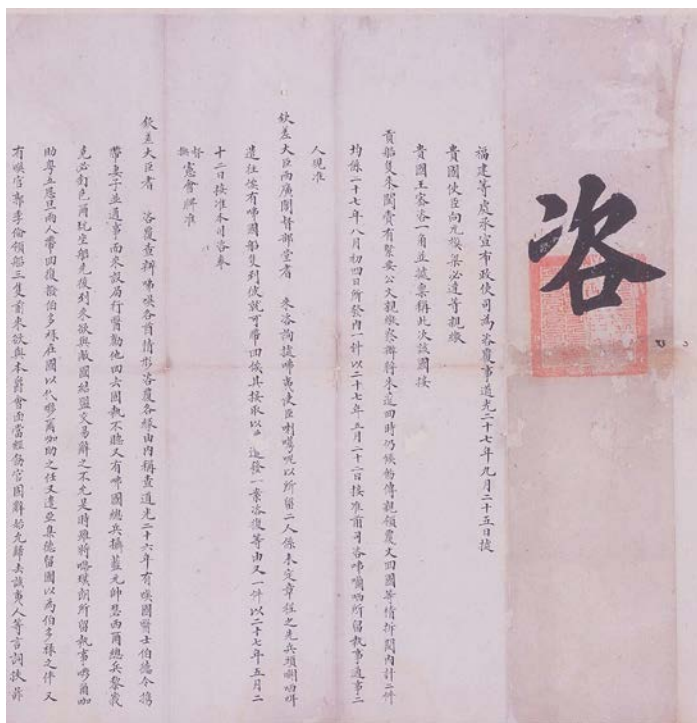
II -[1]- 参考 1 大明副使蔣洲咨文 嘉靖 35 年 (1556) 11 月 3 日



II -[1]-1 朝鮮国王咨文 崇禎 3 年 (1630) 12 月日



II -[1]- 参考 2 福建布政司咨文 道光 28 年 (1848) 4 月 27 日



拡大図 (冒頭)



「福建等処承宣布政使司之印」



拡大図 (末尾)

[2] 題行稿

行  
有郵差

題  
題

倭情事

列字二百五十四号



038117

廿七

謝慶曆  
丁士魁

太子保兵部書仍加俸一級降三級戴罪臣張 等謹

題為倭情事職方清吏司案呈奉本部送准朝鮮

國王谷前事內稱崇禎初年五月二十四日准鎮守

東江總兵官沈世魁咨為恭報親履船隻已經回登

并陳報軍事本年五月十九日據登鎮差官鄭報

國呈奉該營馮副將牌蒙監視登島大監魏相

憲牌准兵部手本該本監題前事等因崇禎八年

四月初八日奉

聖旨報內稱倭奴至對馬島是何情形着即遣機幹

員役確偵馳奏不得泄視餘知道了該部知道欽

此欽遵備移到監燭照

明旨內事理即將倭奴至對馬島情形差機幹員役前

往確偵不得泄視希於文到五日內馳奏等因備

行該將又奉巡撫登萊東江都御史陳應元批據

該將抄呈奉

聖旨着即遣機幹官一員同對報國光至皮島總鎮

沈世魁掛號高定前往細問通官李聲龍等報

三次倭奴已至對馬島是何情形確偵回報以便

乃定對遊擊一標到本國通出於訛言方甚之時

故有此所聞而至於倭兵未到對馬島之說殊涉虛

誕聞日訛言亦不至此必是李聲龍中間增衍之言

故將此事情說與對遊擊一面谷復本鎮去後續

於本年六月十八日據慶尚道觀察使李基祚馳咨

該東萊府使李弘望呈本月十一日對馬島王平義

成在江戶差送飛船齋奉本月四月十八日書來到該

島對馬州太守平檢道義成謹啟東萊金山西令公

足下自容威臘危將辦倭臣之說留羊劍往還船

然得正理非輕重陋島依舊他其無異故先發遣

飛柯以情難略達于鎮守者公私叢務餘懷末在嗣

音向已統希照虎德此看倭書文字叢亂有難

盡解而近日倭不來之跡專出於白中營端者

似為明白等項緣錄合具一卷前去兵部煩

請查照施行等因到部送司案呈到部看符

對馬島有倭深入其地事屬可駭故奉有

確偵馳奏之

旨今據該國回咨開載倭高往來情形甚悉則倭

兵至島之說信屬訛傳矣既經咨會前未理合

具本題

知

馳奏不得泄視此敵各等因詳差本官併陳大發  
到島赴鎮掛號聽此看得前報雖未見全抄不知  
其中委曲但所供倭奴至對馬島則對報國去冬  
過颶漂泊該地捷奉聲龍口傳者也不真駐師島  
上與貴國卷臨相依體威凡過大小違情事務非研  
實確供不敢輕率入告而貴國於軍國機宜猶當據  
實以聞乃倭奴至對馬島情形則未之知也今奉  
旨雖偵馳奏而對報國所報未始無因合行備查查明  
以便回奏為此合咨貴國請煩查照

明旨內事理即將倭奴已主對馬島情形研訊李督龍  
果否報過三次有無傳與對報國之一緬查答覆  
施行等因准此為照本國與倭國之狀屢經  
聞奏皆 朝廷所知又當已酉年間倭差出來懇求通  
貨不得不依副其個其時亦已奏  
諸苑行自此每歲春秋對馬島商倭駕船出來交易以  
去定為常式此皆  
朝廷所知者而狡謀難測戒備之心未嘗一日少稍加以  
南遼之民皆野穡餘生有同傷弓之鳥說言動  
往往有之上年對馬島主平義成與其副將平調  
興有隙勢不兩容供赴懇閩白至今未還故自上  
年秋至今奉高倭絕不出來此係自中爭鬪於  
本國不相關涉而本國人民初不能深忌厥故但見  
商倭不來謂賊情有變遂近相傳轉相疑駭久而後

知

崇禎八年八月 九 日 即 中郭疏祚 員外 即 仲嘉 王 顯

兵部為倭情事該本部題云 奉 旨 崇禎八年八 月二十七日太子少保兵部尚書仍加俸一級今降三 級戴罪張 等具題三十日奉 聖旨知道了欽此欽遵抄出到部送司審呈到部擬合 就行為此 一咨朝鮮國王 合咨前去 貴國煩照本部題奉 依內事理欽遵查照施行

崇禎八年九月 日 即 中郭疏祚 協贊 員外 即 仲嘉 冊庫 員外 即 王 顯

II -[2]-1 兵部題行稿 崇禎 8 年 (1635) 9 月日



[3] 塘報

題

塘報



李

034015

標下題差出使宣諭朝鮮按察使副總兵官王武麟為  
 塘報事本年捌月貳拾陸日辰時據標下前導都司  
 陳汝禹塘報到職報稱蒙差軍職會同遼東總將差  
 通官石永功紅旗張文一家丁王登鄭國良曹自強  
 挈庵僧獨安水上下進福李根東入番見前  
 天朝恩信但一路各岸烟火不絕風颯不時驚  
 拾貳日方抵麗國雲從島送獨安等齋文上  
 去訖拾陸日為等下下縣望有難民王引中 蕭  
 忠胤崔應舉李能等 名何前晚稱約等被奴擄  
 去若楚難換陸續逃回約有千餘人奈沿海無船可  
 渡後被奴酋知道差牛鹿帶領韓子進取逃難我民  
 麗官支吾不發奴酋鎖拿四布政監禁義州逐一  
 搜覓將逃歸來鄉仍復拿回奴地約等潛窺雲從  
 島方始得生又稱麗國兵使林慶業奴酋疑麗國舊  
 臣有心  
 天朝尤恐引兵入後故比 杯兵使并各布政舊官盡  
 行革職不用又 麗老大臣金尚衡 曹 上  
 不得已隨道斷入奴嗣後又徵麗兵數必麗

續報

035003

欽差發劄陳隆等軍兵備山東便刊按察司命事加職級分俸二級魏 為  
 飛報合勒致兵事崇禎拾柒年貳月貳拾陸日卯時准仰鎮副  
 總兵于本會稱本月貳拾伍日申時准  
 酌監何 于本會稱本月貳拾肆日昌鎮兵丁欽譚致送槍  
 掠放火殺傷清慘于貳拾伍日出城北石峽峪出邊並會場到  
 緣錄到鎮准此該本鎮率領村軍官兵赴防聞本日入據後到  
 流寇中軍參將李應文稟報職奉  
 督師張調統領馬兵貳百名馳赴軍前奉行後伍日內從陳  
 庫頌銀肆百兩又在柳溝路頭力借貳百兩于貳拾肆日措完  
 給散于貳拾伍日趕行至八達廟南門讓開不容放入關昌兵  
 賊譚等情到鎮除本鎮帶領官兵外復調李應文之兵赴石  
 峽等口化堵聞本日自時據王副將差前保守係是成功稟報致  
 賊突至石峽峪山口王兵全無死傷夫守而外口寬闊兵單是欲  
 致兵過界等情據此本鎮從兵馳至榆林因天暮回王副將  
 確偵致兵在西榆林等處結營回機後天將明進勦嚴令先  
 行會請首道趙嵩察塔遠令像來各將統領官兵至期暨  
 迎頭東西天擊于夕夕逆襲等因本日特准  
 覆監何 于本為兼調勁旅並勒詳謀事得昌鎮流寓訛言  
 衆遂于本月貳拾肆日夜軍兵鼓譟焚劫甚慘業已出城除  
 一面飭德外合先會知如有出邊情形祈即刺發兵火石嶺石  
 峽榆林一帶奮力堵勒萬勿致令敵逃逃施約等因本日時又復  
 榆林石翼湯王副將稱于本月貳拾伍日未時據設防石峽  
 峪千總隔瑞差視下稟報不知何處兵馬無數紛紛到石峽峪  
 自而往北口王兵全無阻當亦不停砲兵已過口等情到職據  
 此又據前保是成功報同前事而令馳報本鎮以該本職即傳三  
 字備張名臣報光龍等本職統領村軍官兵丁馳赴黃崖該口邊

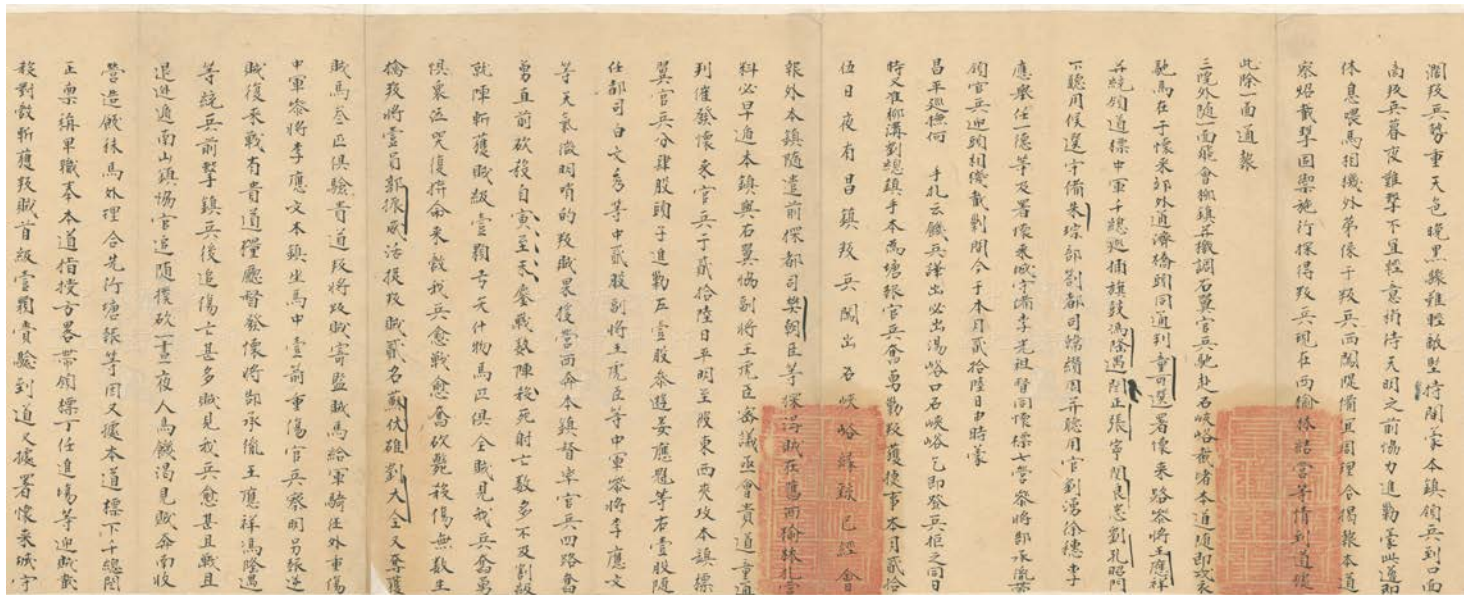
備李先祖塘報聞稱本月貳拾陸日未時早撤帶同家人  
 兵壯李應選回守曹善國良等在於榆林邊西地名花園  
 屯南跟隨營兵用弓箭鎗砲過敵生擒及兵一名王宗林後  
 山西人項食昌平健石營兵五百道名糧救出今假檢獲并  
 得衣物等件等情又據著大山口守備郭承恩塘報稟稱本  
 月貳拾伍日申時聞知昌平致兵從石峽峪關出隨督西哨把  
 總嚴崇孫臺衛口次日寅時早撤帶同把總解大連并親  
 丁郭聖徐三妙等赴舊榆林地方與同協將劉總兵榆林  
 王副將合兵一處連衝數陣用砲打死奔獲及兵勇婦孺  
 單職仍領官丁相機跟隨追賊等情又據榆林石翼石部千總  
 薛瑞塘報稟稱本月貳拾伍日未時有昌平致兵自湯峪  
 口進俱從石峽峪口竟出無阻因彼口各兵保退湯山打  
 不致有此其致兵約有五十餘名單職在于該管信地乎  
 兵參拾餘名正喝上山站王副將自賊撥律拾餘騎馳來哥  
 如嚴陣急身探測被賊鎗殺打中思職在背幸有山頭放  
 砲方得生將馬捨去單職扒至山頭將望入兵已過結尾出  
 賊參拾人單職一面急令山頭放砲一面率領親丁解春初釋  
 春運劉原文等壹拾伍名擊獲及賊賊名祁仁李逢春并  
 婦人劉氏鎖綁而當解驗誠恐賊臨近似難途行為此預  
 張弓戈呈解等情又據懷德七營參將郭永胤塘報聞稱  
 本職率兵行至水泉屯迤南等處獲獲及兵貳名張國賢  
 王智并獲湯珠砲壹伍餘線壹把刺刀鎗壹把又于自邊  
 搜出銀陸皮襖石襖衣物等件等情據本道一面還差嚴  
 萬官王長功李應舉任一德竟入彼營誘以招安仍一面督  
 令鎮翼等營官兵望尾末機進剿理合先行塘報



日



II -[3]-1 宣諭朝鮮副總兵官塘報 崇禎 14 年 (1641) 10 月 13 日



II -[3]-2 整飭懷隆兵備塘報 崇禎 17 年 (1644) 2 月 27 日



關防印「整飭懷隆兵備關防」

順治元年九月初二日

2174



119242

欽命總督海運漕河海島天津等處地方軍務兼理糧餉監課太子太傅左都督馬

塘報事 朔月貳拾玖日午時該職標下旗鼓都司陳大材

稟稱有總兵陳洪範差功陞指揮加副總兵銜曹應試賈

陳總兵書前赴本軍門投遞併遣牌一面職當即傳見據

稱到京差總兵官陳洪範解金壹千兩銀拾萬兩蟒段伍

百疋裡絹伍百疋併平西王禮壹分與同兵部侍郎左

軍太僕少卿馬紹愉外有錦衣衛指揮祖澤溥一同前來

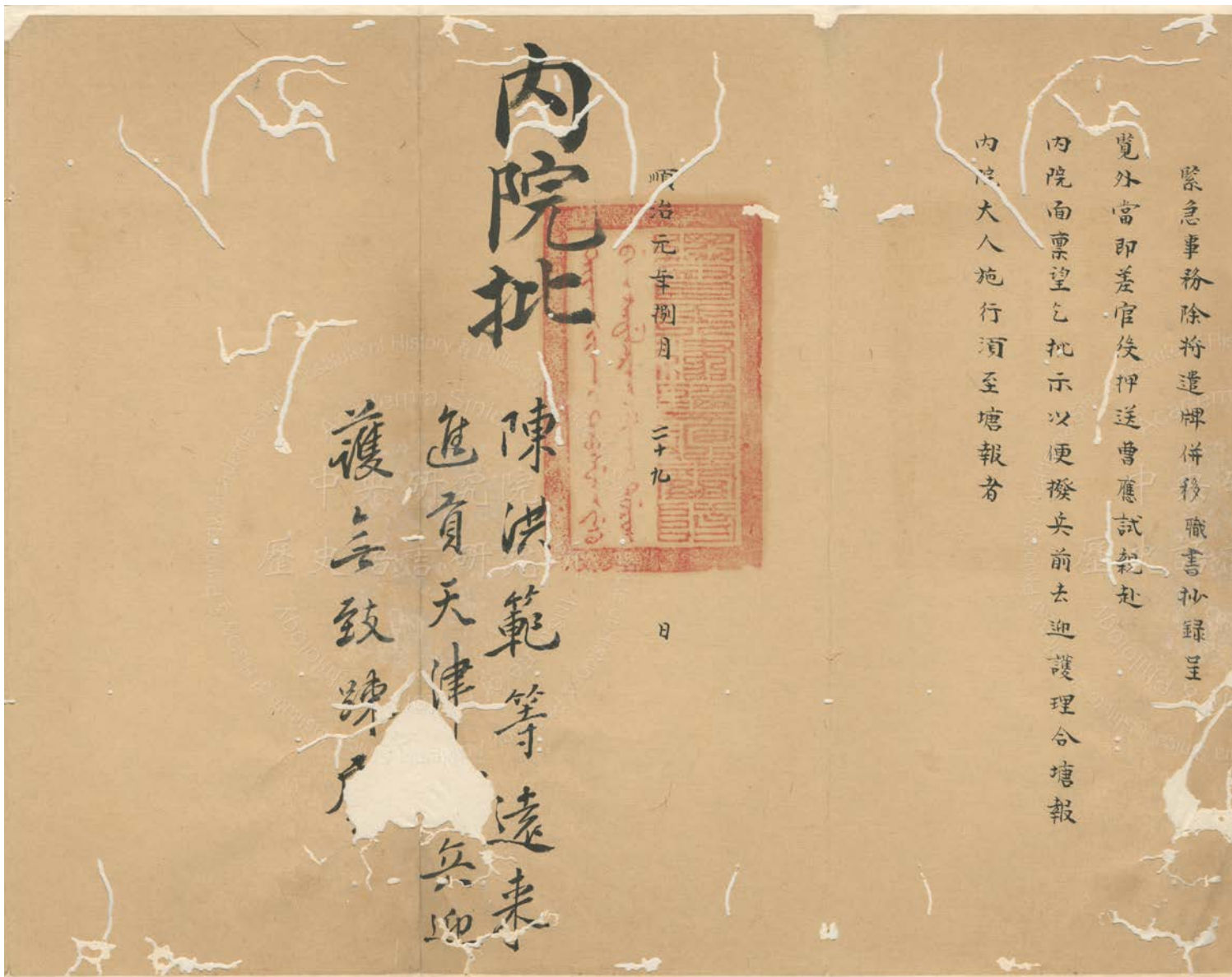
北京修好併劉澤清致

內院馮兵部侍郎金公書壹封平西王吳書壹封又陳洪範

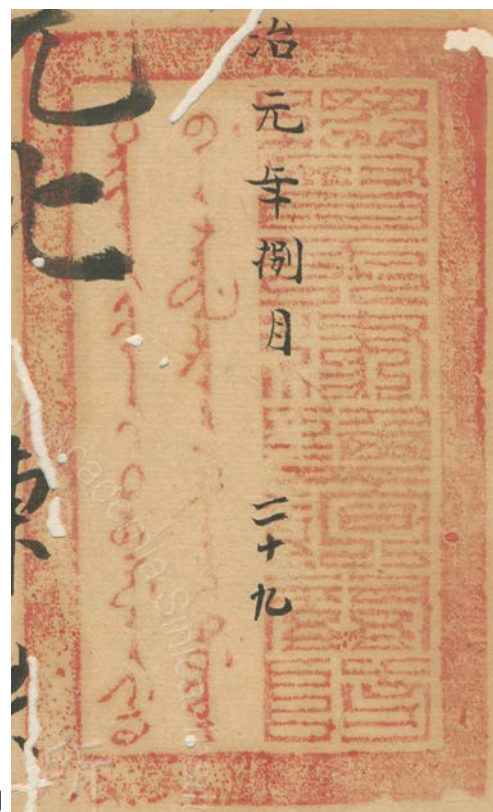
馬紹愉致平西王吳書貳封前去投遞陳總兵慮恐途路

疎虞具書本軍門討兵前往迎護陳總兵等行至臨清暫

住候應試同洋兵到清方一同北來等因到職職者係



II -[3]-3 天津總督塘報 順治元年（1644）8月29日



關防印「總督天津鹽課關防」

[4] 劄付

兵部為欽奉

聖諭事照得傾因闕白具表乞封

皇上嘉其恭順 特准封為日本國王已足以遠慰內附之誠永堅外藩之願矣但闕白既受

皇上錫封則行長諸人即為

天朝臣子似應酌議量授官職令彼共戴

天恩永為臣屬恭候

命下將豐臣玄以授都督僉事官職以示獎勵擬合給劄為此合劄本官遵照劄內事理永堅恭順輔導國王恪遵

天朝約束不得別有他求不得再犯朝鮮不得擾掠沿海各保富貴共享太平一有背違

王章不宥須至劄付者

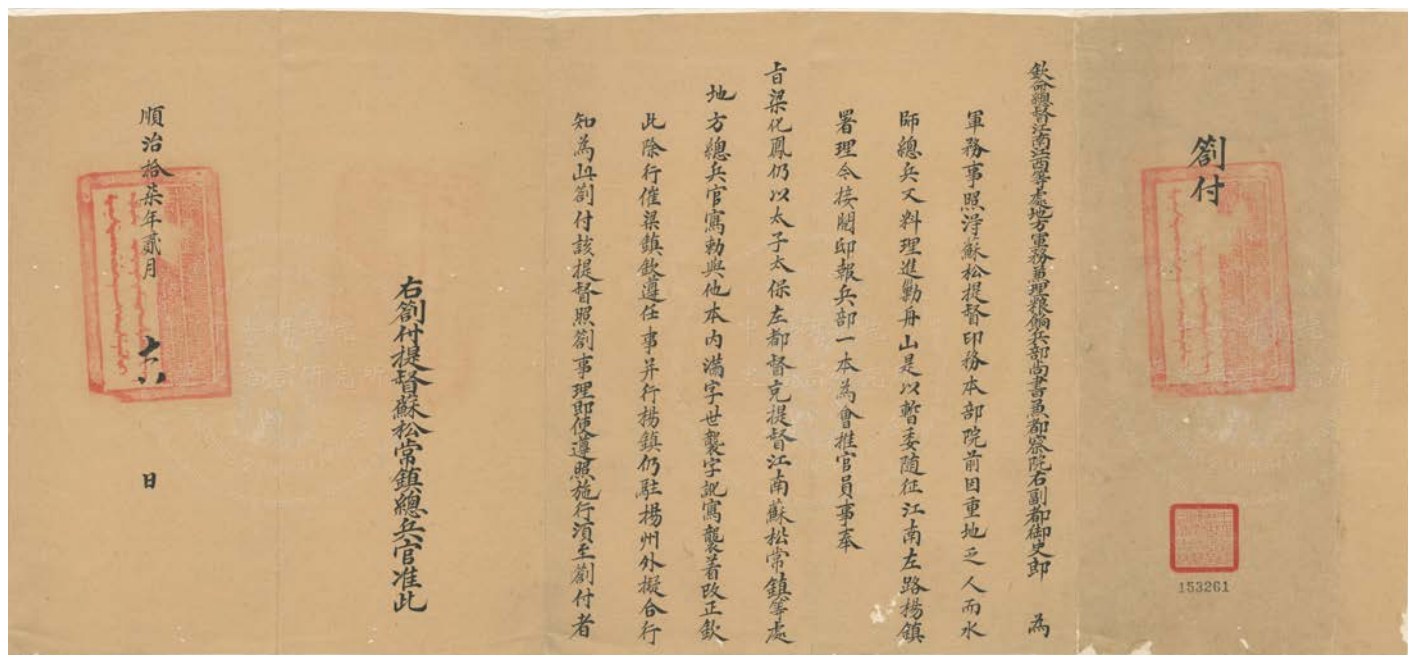
右劄付都督僉事豐臣玄以准此

萬曆貳拾叁年貳月

日給

劄付

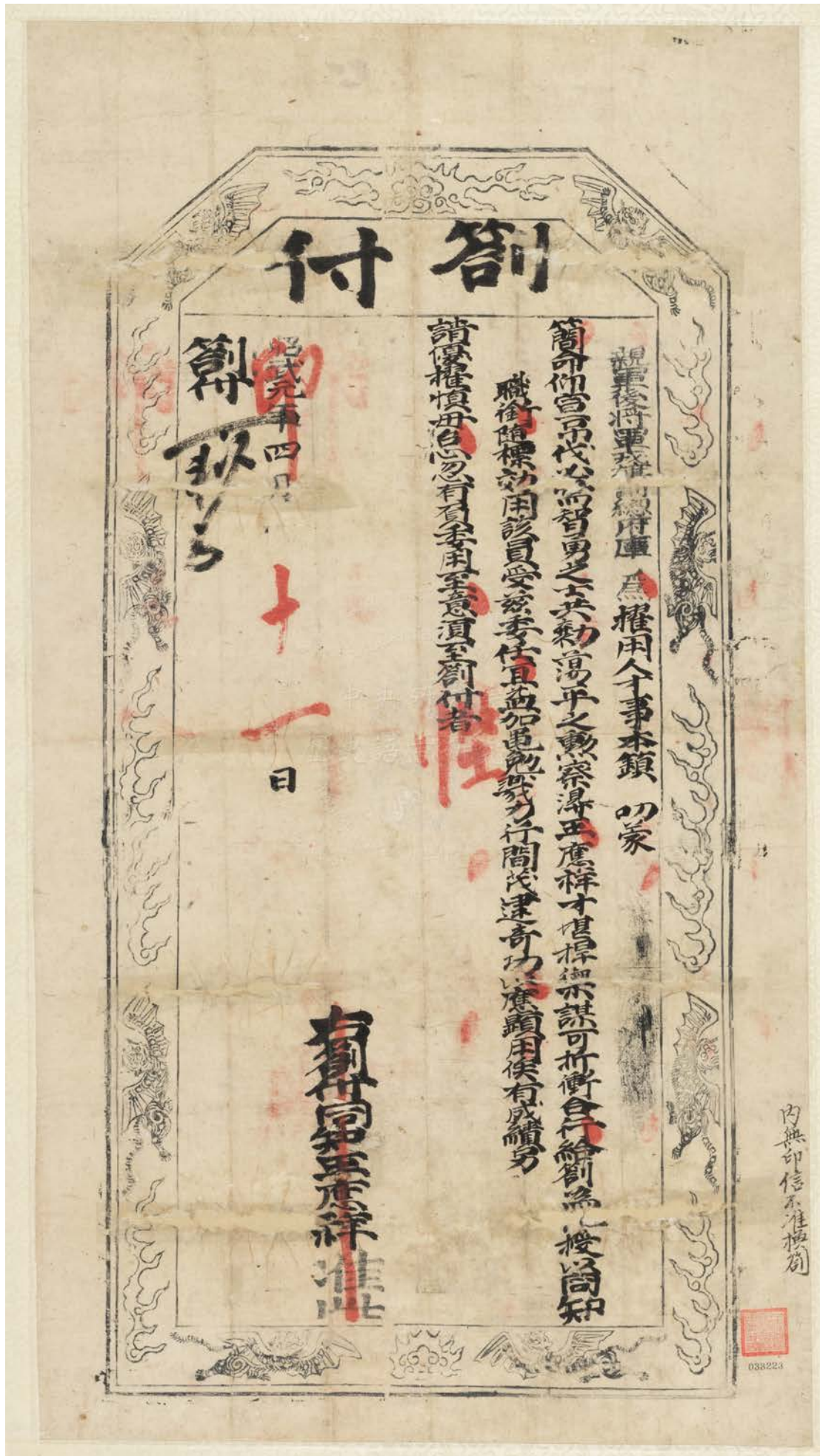
II -[4]- 参考 兵部劄付 万曆 23 年 (1595) 2 月 4 日



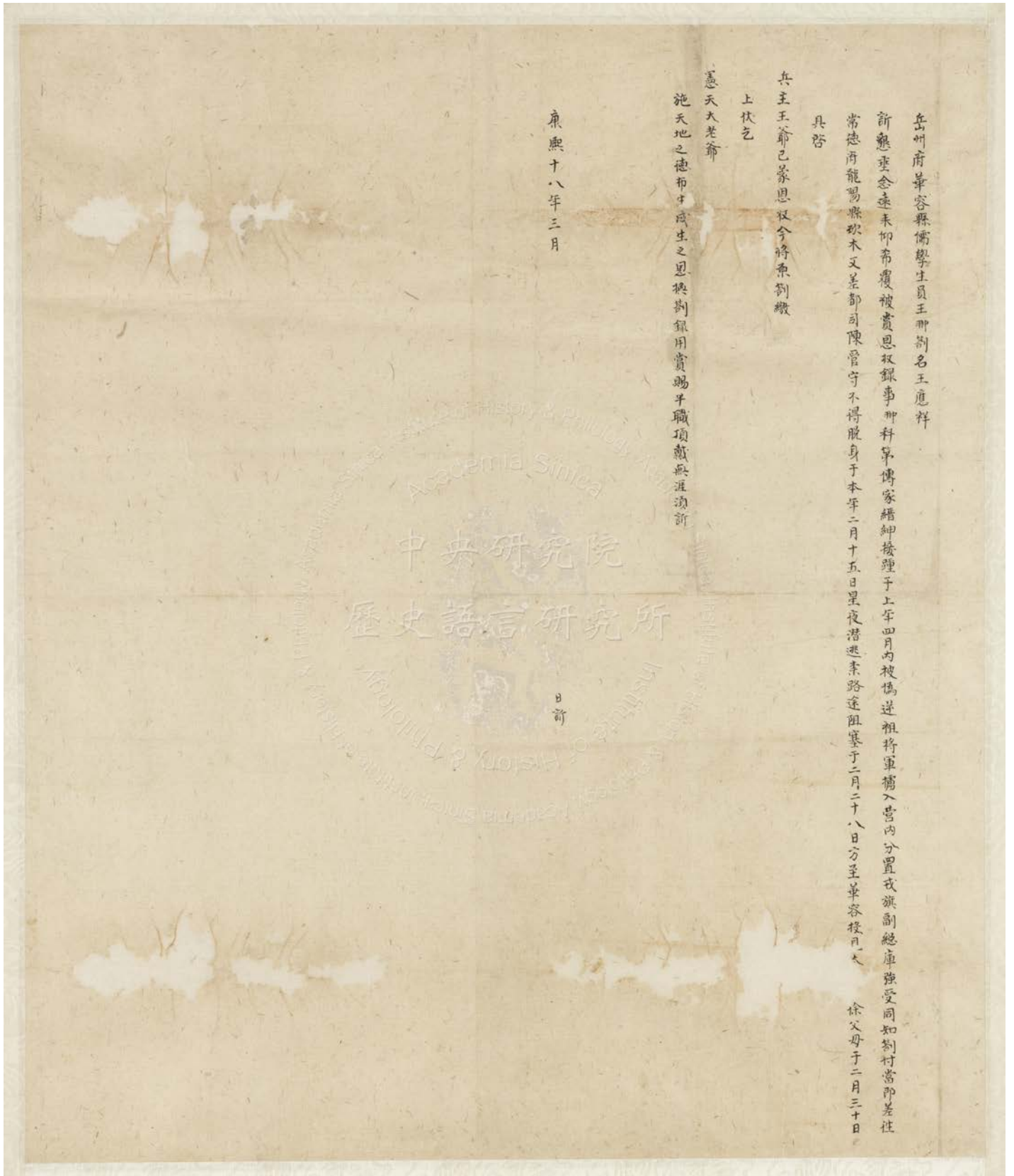
II -[4]-1 兩江總督箭付 順治 17 年 (1660) 2 月 16 日



關防印「(軍務兼)總督江南江西等處地方□□□理糧餉關防」



II -[4]-2 親軍後將軍戎旗副總府庫劄付 昭武元年（1678）4月11日



岳州府華容縣儒學生員王翀名王應祥

新懸垂念遠未仰希覆被賞恩叔錄事科第傳家緒紳按墮于上年四月內被偽逆祖將軍補入營內分置戎旗副總庫強受同知劉村當即差往  
常德府龍陽縣砍木文差都司陳晉守不得脫身于本年二月十五日晝夜潛逃茶路途阻塞于二月二十八日方至華容投日大  
具啓

兵主王爺已蒙恩叔今將系劉繳

上伏乞

憲天大老爺

施天地之德布中成生之恩換劉錄用賞賜牛職項戴無涯須祈

康熙十八年三月

日新

II-[4]-2- 付 王翀申狀



# 大將軍府



貳月

廿

日

## 守備楊應

得楊應係偽標下守備不甘從叛向化來歸深為可  
嘉今給尔守備劄付尔其勉力圖報俟看有勞績更  
當從優議叙須至劄付者

實貝

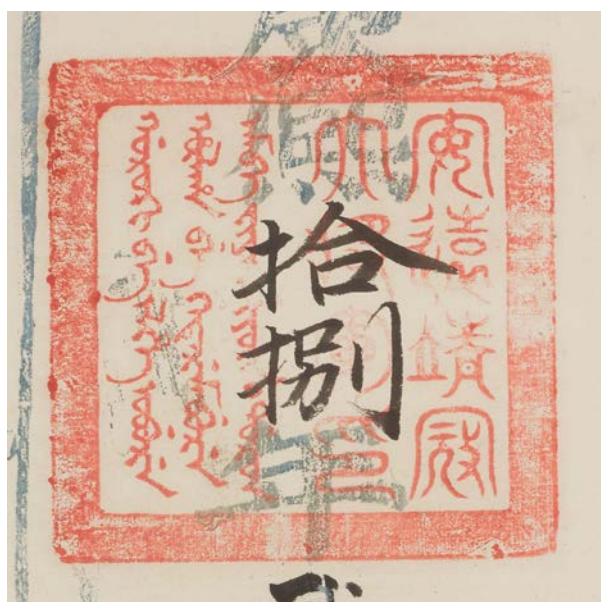
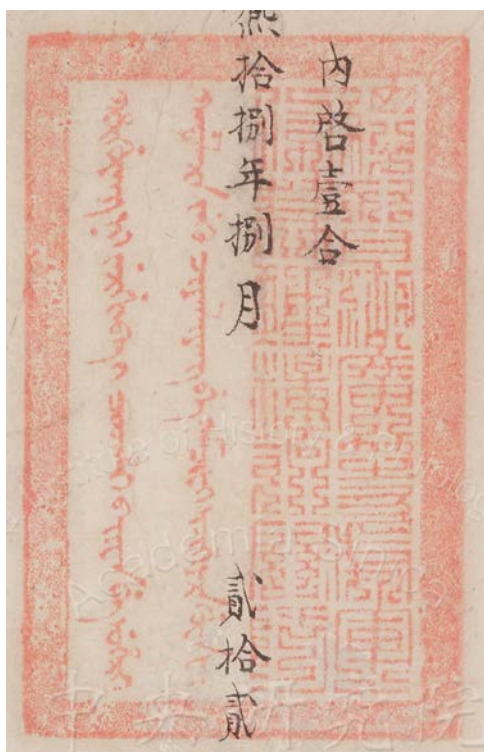


欽命安遠靖寇大將軍多羅果毅公 獎勵歸誠事照

II -[4]-3 安遠靖寇大將軍劄付 康熙 18 年 (1679) 2 月 24 日



II -[4]-3- 付 湖廣總督蔡毓榮啓（封筒）



「安遠靖寇大將軍印」

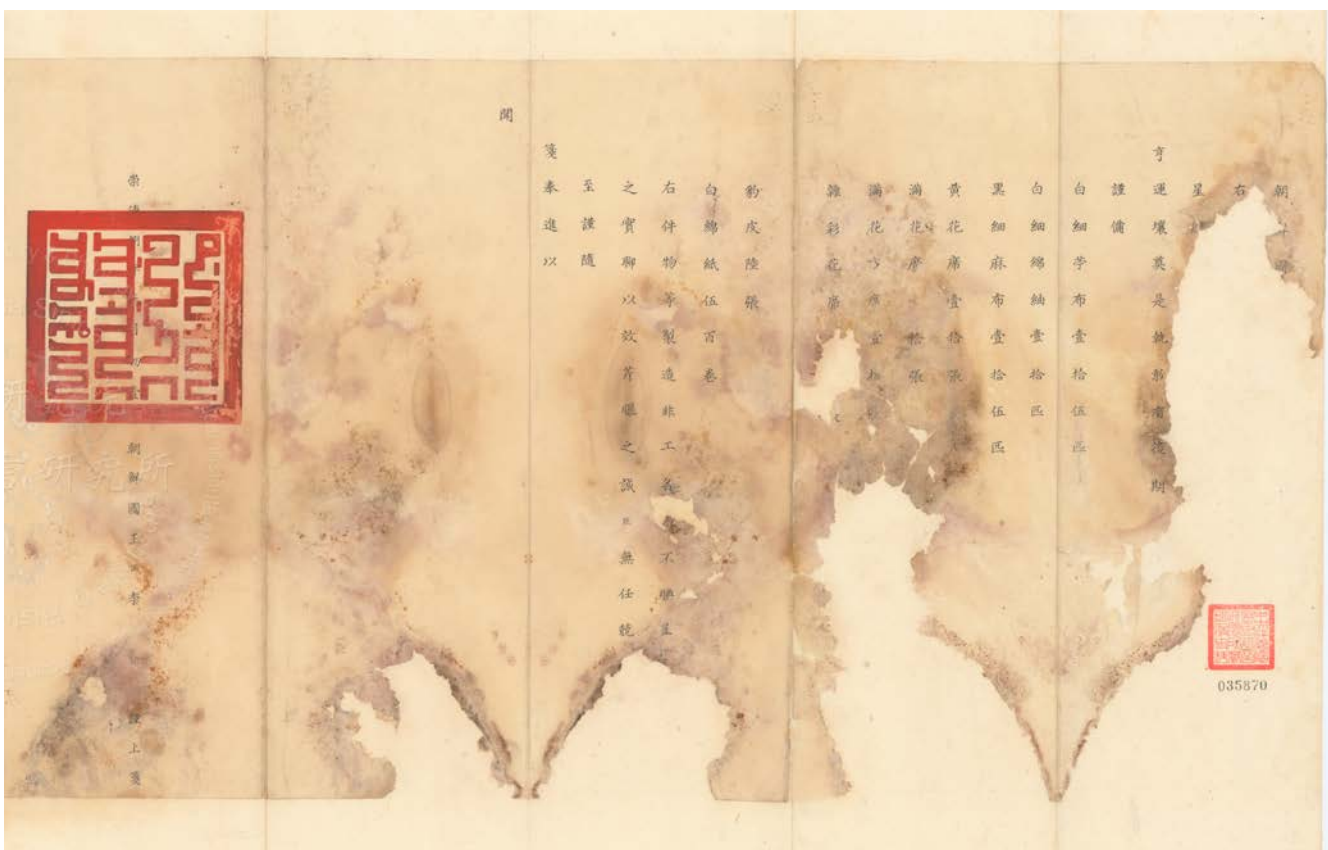
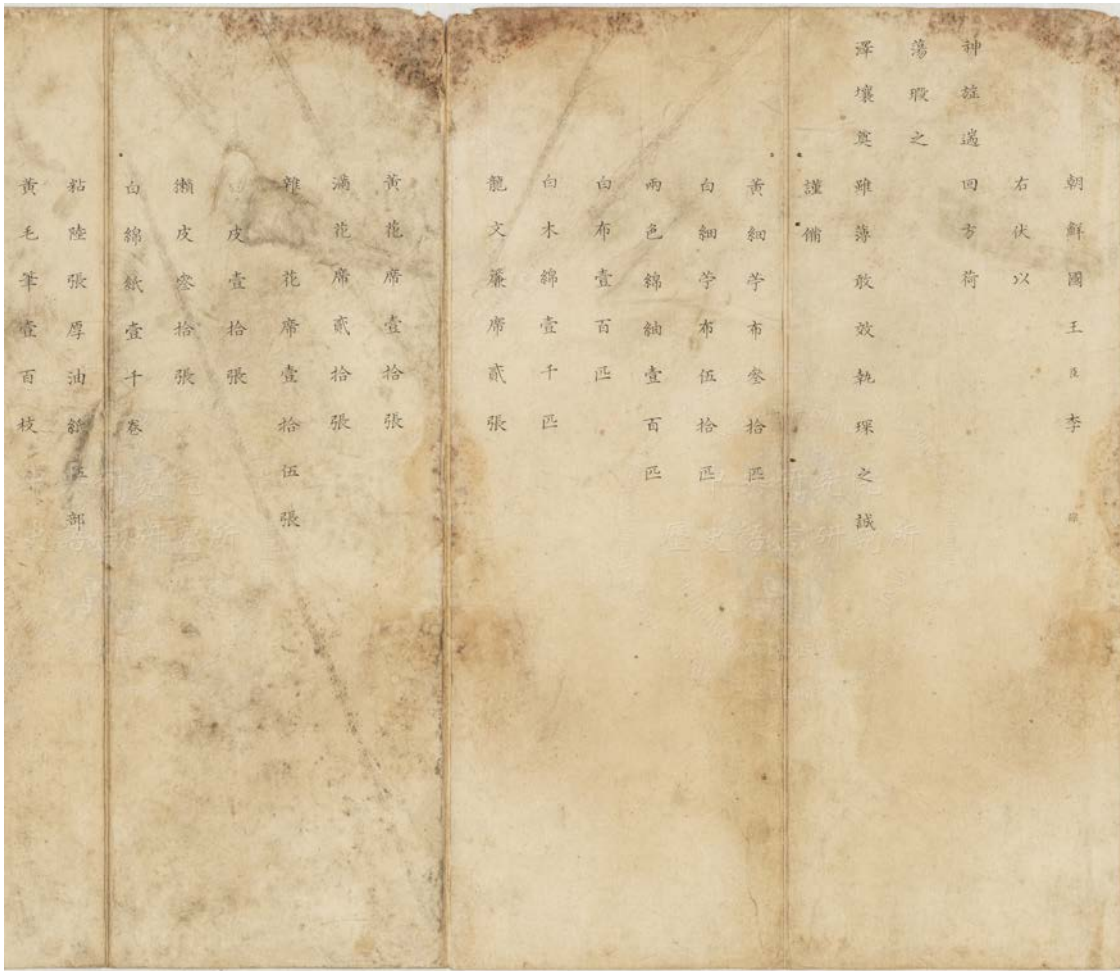
關防印「總督湖廣等處軍務兼理糧餉關防」

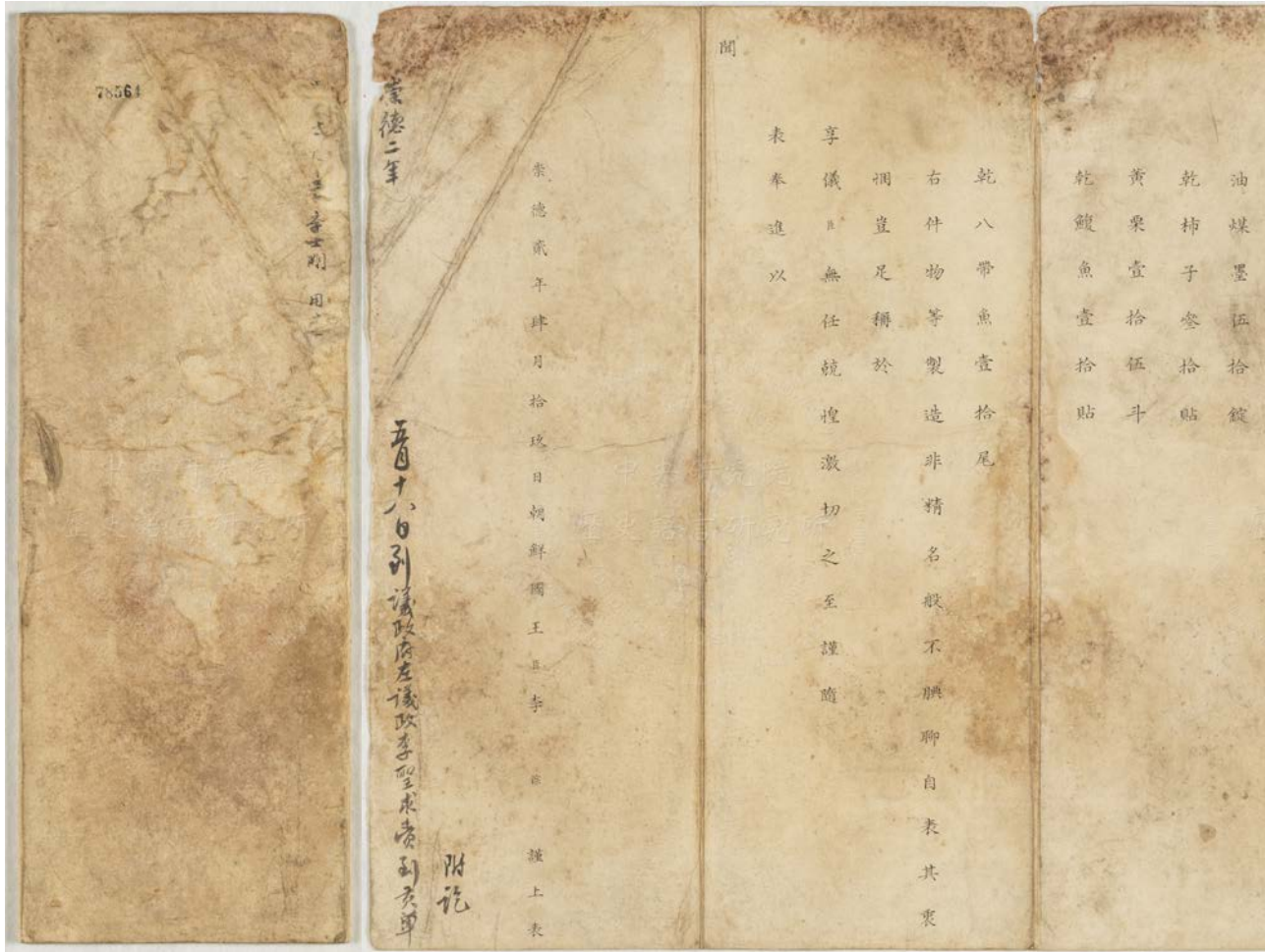


II -[4]-4 安遠靖寇大將軍箭付 康熙 18 年 (1679) 4 月 19 日



II -[4]-5 安遠靖寇大將軍劄付 康熙 18 年 (1679) 4 月 19 日





Ⅲ-[1]-1 朝鮮国王李倭表文 崇德2年(1637)4月19日



Ⅲ-[1]-2 朝鮮国王李倭箋文 崇德8年(1643)正月1日

朝鮮國王 李 漢  
欽遇 順治 捌年 正月 歲 拾 玖 日

萬 壽 聖 節 謹 奉  
表 稱  
賀 者 曰 漢 誠 歡 誠 忭 誓 首 誓 首  
上 言 伏 以

乾 清 坤 夷 允 屬

泰 亨 之

運

虹 流 電 統 載 回

震 夙 之

期 喜 氣 旁 騰 歡 聲 遠 播 欽 惟

皇 帝 陛 下

繼 明 以 照

恭 己 無 為 謳 歌 觀 訟 之 咸 歸

早 膺 曆 數 東 西 朔 南 之 漸 被

誕 撫 盈 成 茲

當

彌 月 之

辰 蓋

受

對 時 之

福 伏 念 曰 藩 邦 嗣 服

皇 極 懸 誠 追



108121

朝鮮國王 李 漢  
欽遇 康 熙 伍 拾 陸 年 拾 壹 月 歲 拾 日

之 位

率 育 蒼 生  
誕 膺

景 命 靈 區 和 協 聲 教 覃 敷 四 海 一 而 萬 國 來 王 川 岳

靈 而 俊 又 斯 出 太 平 有 象

曆 服 無 疆 曰 恭 遇

熙 朝 欣 逢

長 至 身 躋 藩 服 心 應

闕 延 伏 願

玉 燭 長 調 慶 維 熙 於 九 牧

金 甌 永 固 登 仁 壽 於 萬 年 曰 瞻

天 仰

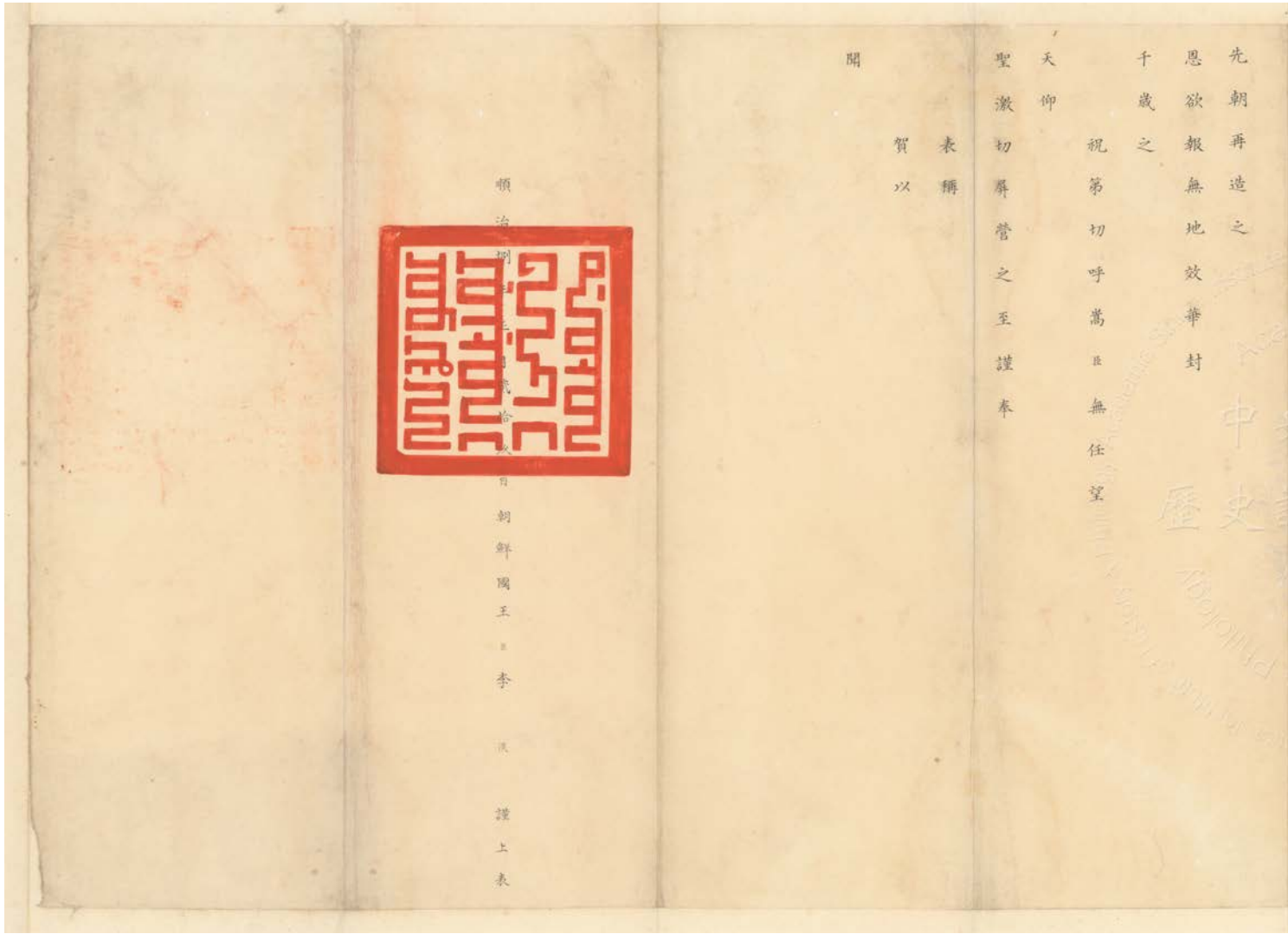
聖 無 任 歡 忭 之 至 為 此 具 本 謹 具 奏

聞



唐 曆 年 拾 陸 年 拾 壹 月 拾 日 朝鮮國王 李 漢 謹 上 表

表面



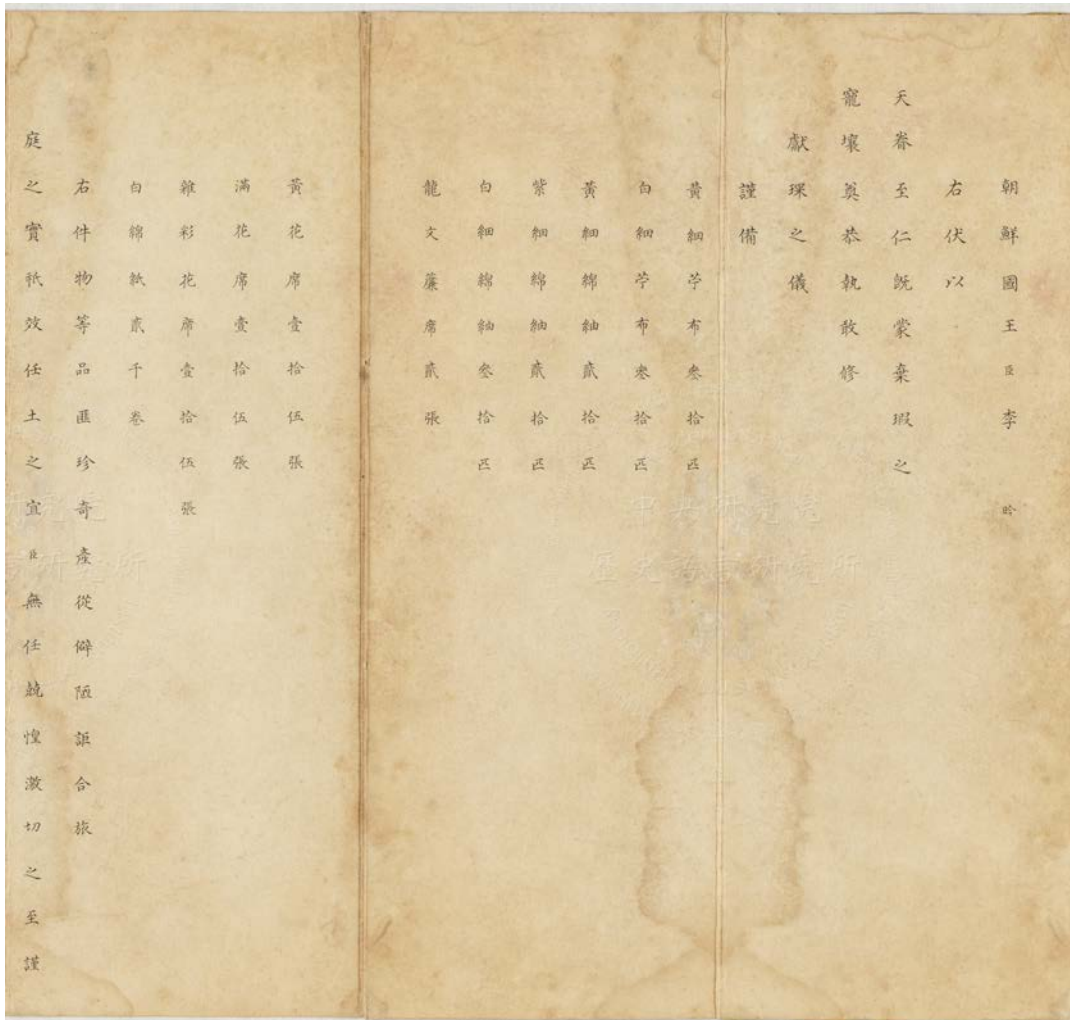
Ⅲ-[1]-3 朝鮮国王李溍表文 順治 8 年 (1651) 正月 29 日



裏面

Ⅲ-[1]-4 朝鮮国王李焯表文 康熙 56 年 (1717) 11 月 20 日





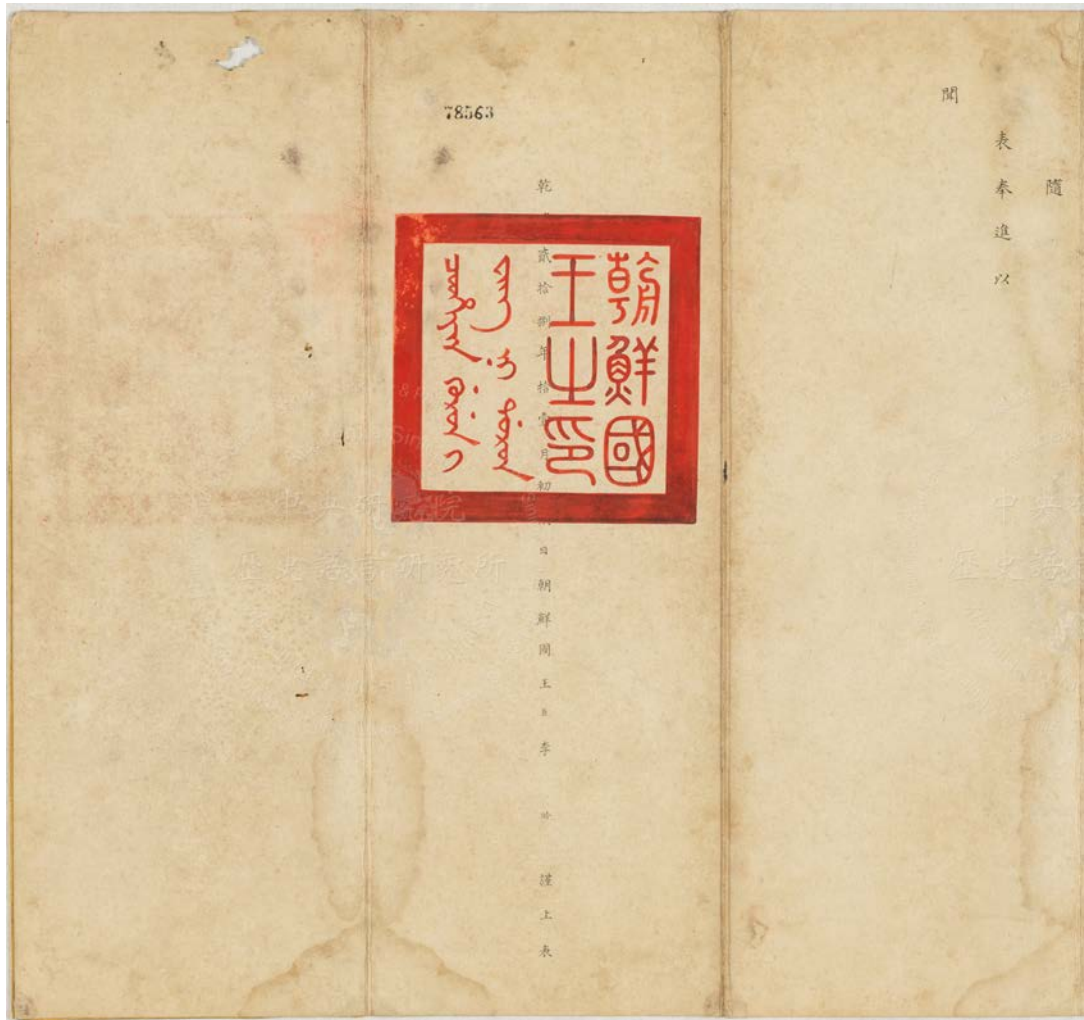
表紙（第1幅裏面）



「朝鮮国王之印」



裏表紙 (第 6 幅裏面)

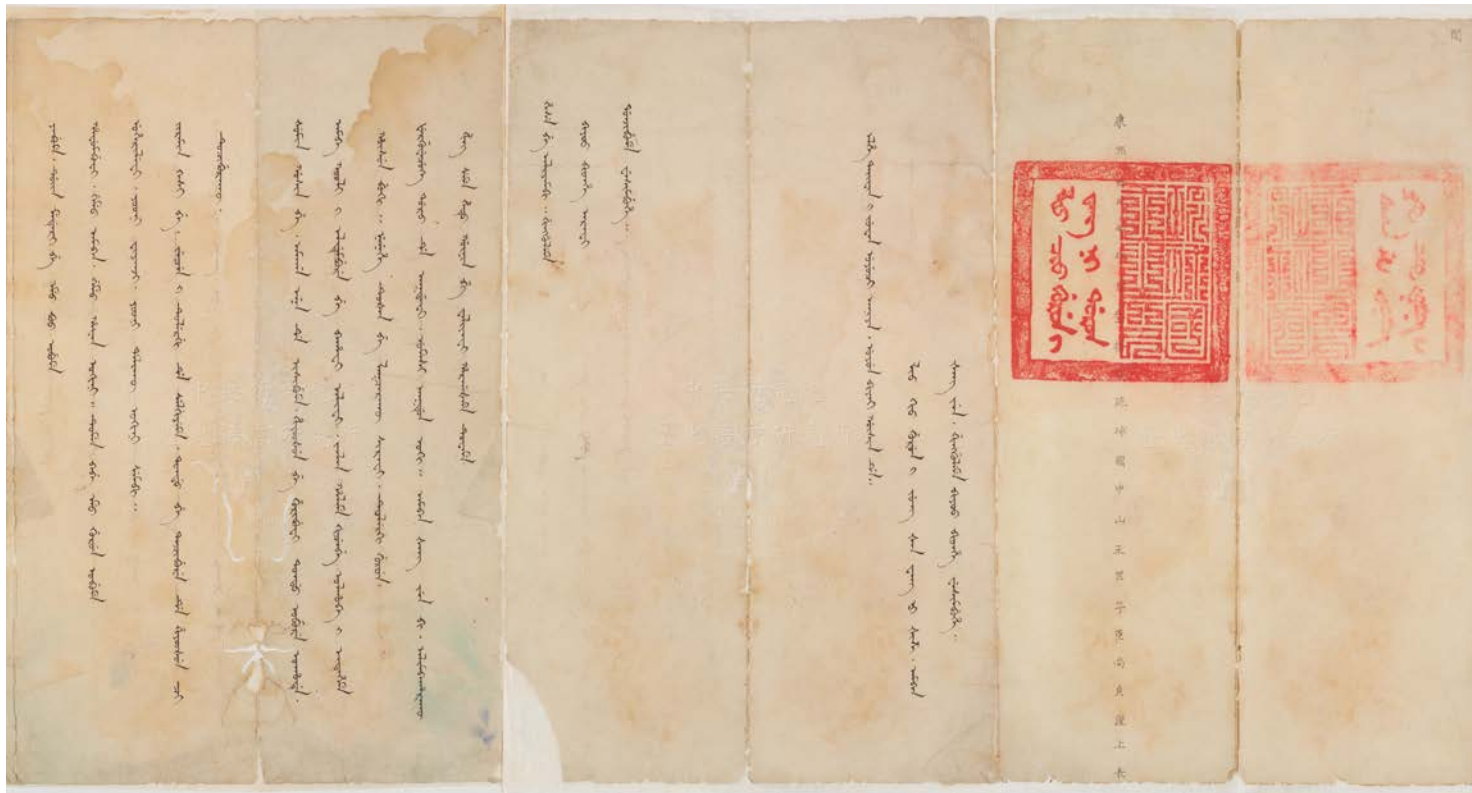


III-[1]-5 朝鮮国王李吟表文 乾隆 28 年 (1763) 11 月 2 日



「朝鮮国王之印」



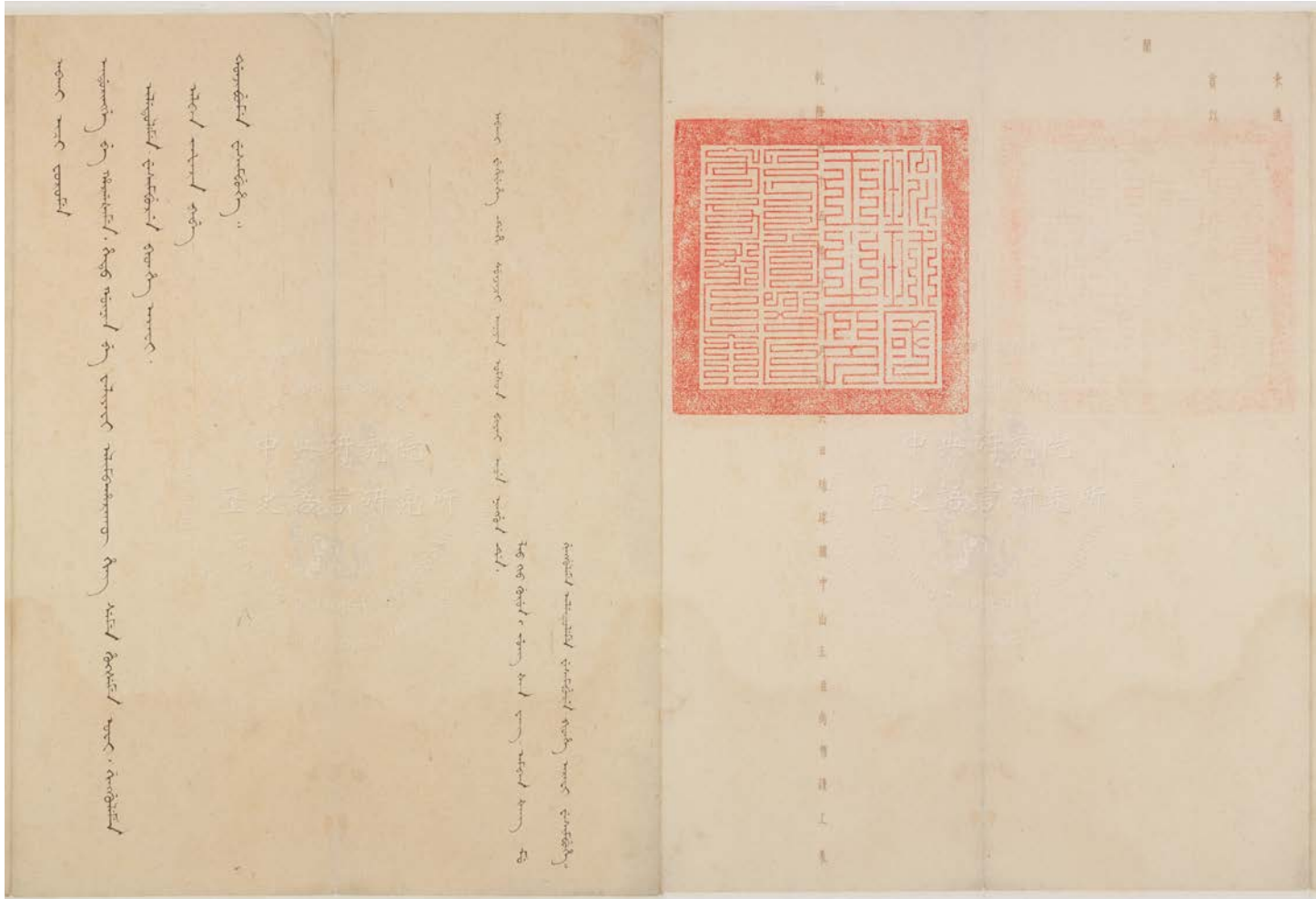


III-[1]-6 琉球国王世子尚貞表文 康熙 19 年 (1680) 9 月 30 日

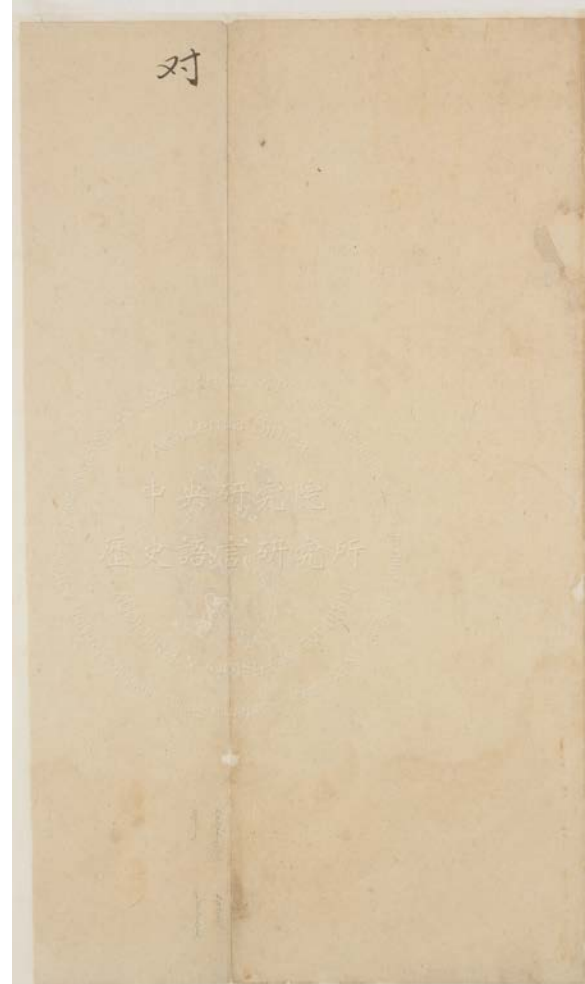


「琉球国王之印」





「皇帝陛下」を二字擡頭



III-[1]-7 琉球国王尚穆表文 乾隆 45 年 (1780) 11 月 6 日



束封



封筒(裏)



封筒(表)



301497 001



301497 002

表文



副本



III-[1]-8 孔子七十一代孫孔昭煥表文 乾隆 24 年 (1759) 11 月 4 日

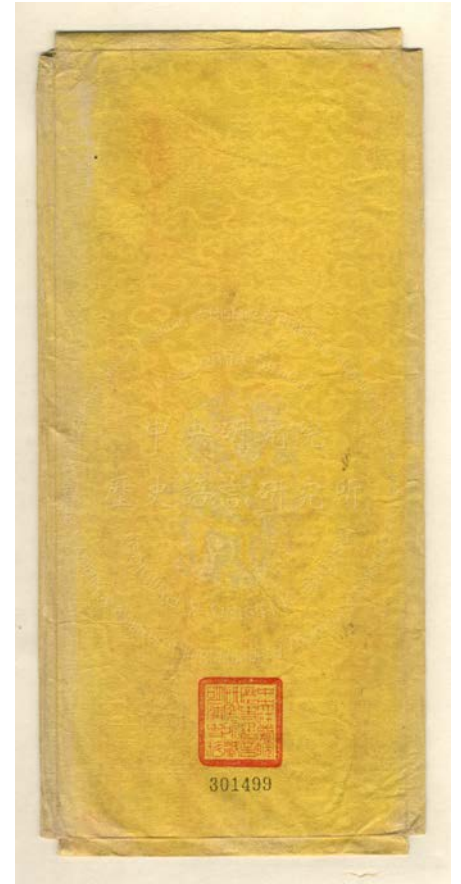




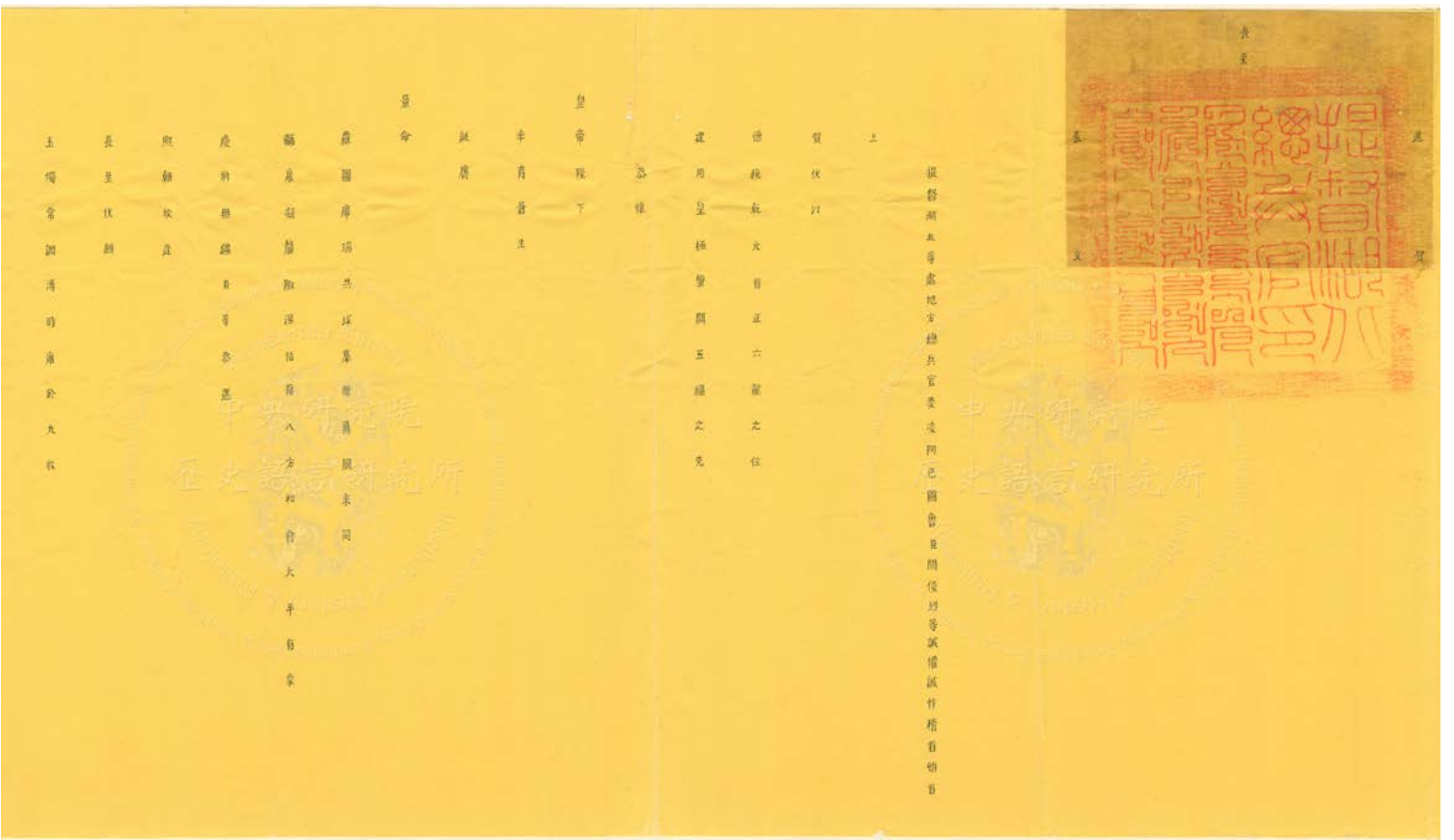
束封

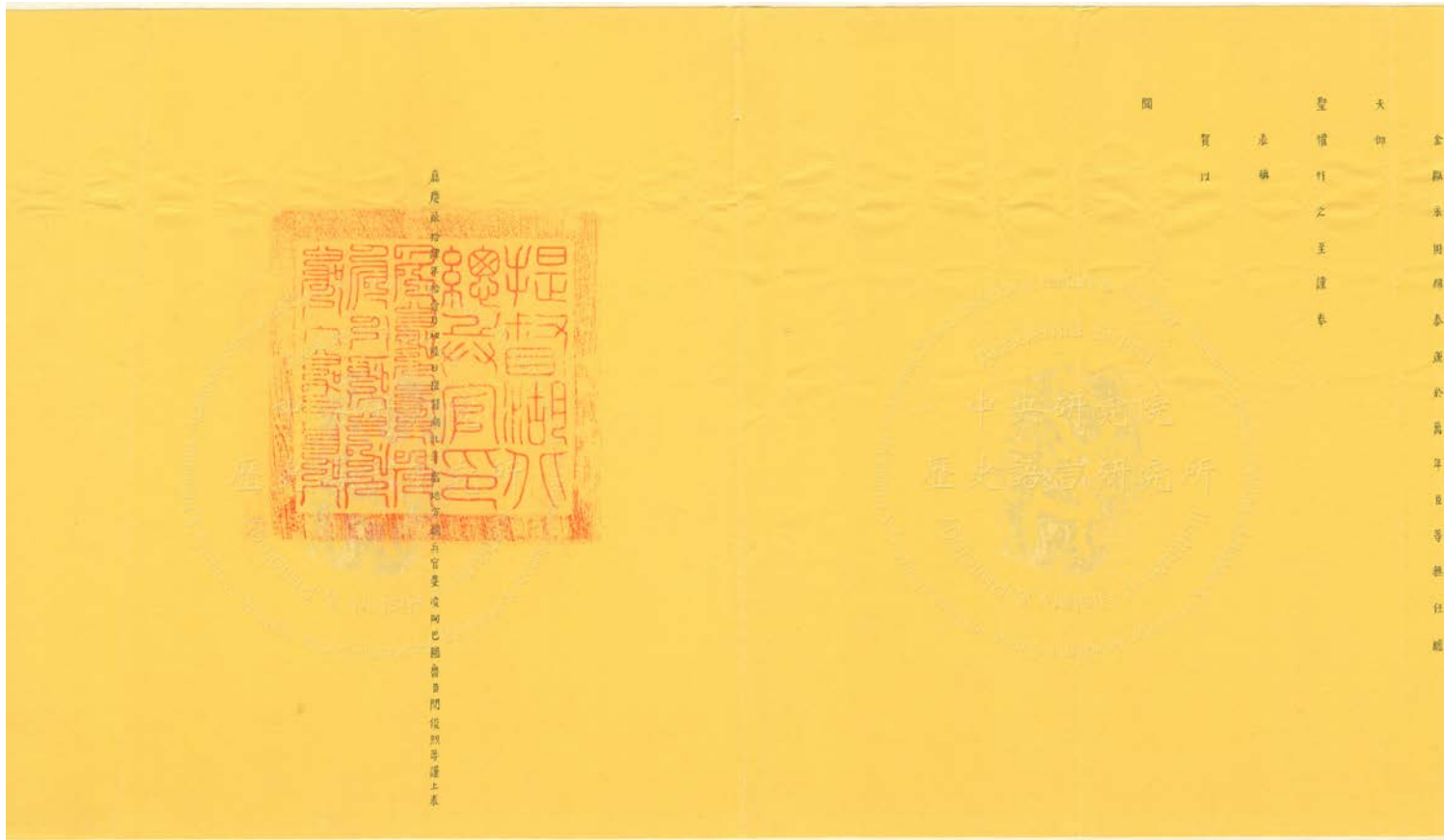


封筒(裏)



封筒(表)

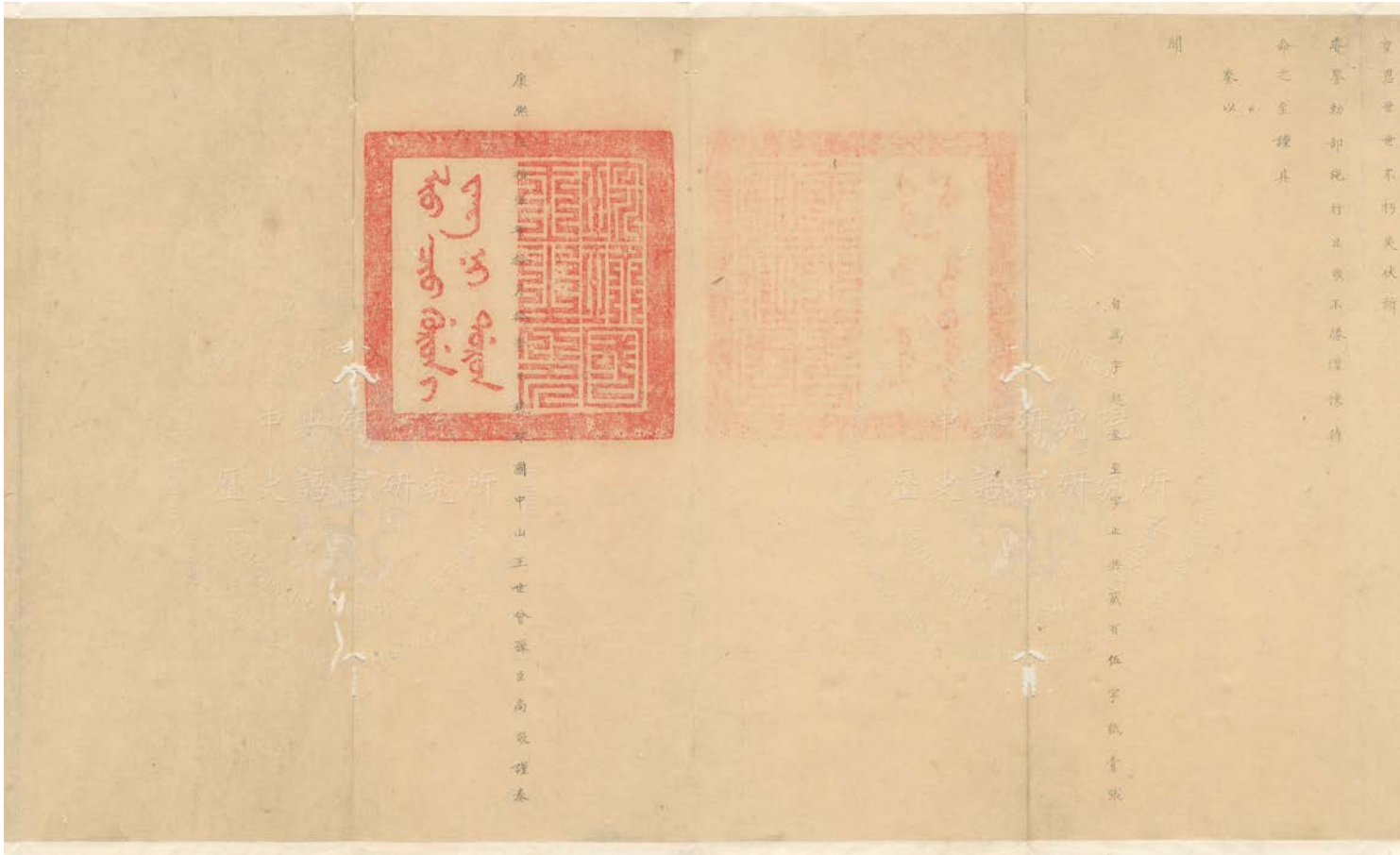




Ⅲ-[1]-9 提督湖北總兵官斐凌阿把圖魯閔俊烈表文 嘉慶 24 年 (1819) 11 月 6 日



「琉球国王之印」



III-[2]-1 琉球国王世曾孫尚敬奏本 康熙 55 年 (1716) 10 月 11 日



拡大図 (押印部) 朱と墨



「琉球国王之印」

石山

百乃

啓

有洪江為子語

甲月內得

宋洪江書報沈信敬於臘月廿五日  
嗚呼長也見甚歡料以表文至也  
矣少也材事數在也與否另於後看  
耳神意如何自你一也

之自自有相校毋事也來也  
惟是近有一事大可駭異在也  
朱鑑  
據書報

王莽之云丹陽金壇等  
子弟治軍而造亂  
犯以危之又令人  
新通國白江

上而已洪信  
白之說也他  
說而防或  
之生程

邊伯封黃子成德子不祀以五計取攻  
 外於全人既能圖白入祀至在祀乃又讓  
 初故之以為自便之計此者陳封事  
 夫不可不慮圖戶知之者有人素誘其就  
 送多所似表里之誦也者則不注而之  
 亦至要所宜慎及事瑤區之見謂多其  
 至年可為其佳  
 二不載之者象新本少情封事者有德  
 德黃子全以為未以在到其外也對  
 馬五而三說未高信信如所德之性  
 要保全形解計中固他人福珍而多計  
 矣尤堪克於之自和之日已過居圖計  
 一五高持而多意德境在去盡三持為作  
 可事以尺唐所也日十九之率動多不  
 卷多於元智多形解君在合統行  
 備守名者考之物之考考勤出使之  
 惟  
 六不量為曲危此而有圖傷之也即  
 不曰定德或為生之意三矣何如為危  
 二月廿一日呈不致之 左傳

IV-1 石星書 萬曆 22 年 (1594) 2 月 1 日

欽差經理朝鮮軍務都察院右僉

都御史楊 咨爾平秀吉

大明皇帝因朝鮮王代爾請封嘉

爾恭順不忍爾兩地之相戕傷

天和用遣使臣渡海

力封爾秀吉為日本王爾得據

有名號雄長諸島自宜銜戴

皇恩韜戈脩德以樂爾餘年貽

慶爾幼子斯為永圖胡使臣甫

歸遽敢違制背盟以朝鮮禮文

為辭又復侵占釜山機張之間乎

今朝鮮赴告

皇帝震怒已遣使臣更置兵

部總督另設經畧經理興問

罪之師於海上爾度爾之力即抗

朝鮮且勝負難必若

朝廷與爾處分者何事可明白

奏來

朝廷量包乾坤視爾與朝鮮皆

為臣子必無偏重爾如不自悔

禍任爾以數十萬百萬壓朝鮮在

大朝仁恩極溺義必討逆亦不遠

勤大兵但

勅馬步十萬薄釜山助朝鮮之順

福浙水兵十萬分兩道以樓船從

南海與爾秀吉見于烏沙蓋

且問山城君安在也爾其慎思

之

萬曆二十五年五月

十六日

天朝視慕爾日本即爾六六島中之  
 一島耳况爾既受王封已為臣屬臣  
 與君抗天理不容神明且殛之昨  
 年爾國地大動搖此其兆也尚不  
 安靜祈福而欲日尋于兵乎爾已  
 卒餘歲壽命幾何子未十齡孤  
 弱何恃聞各島之酋俱覘爾之  
 隙為復讐言報怨之舉爾不銷  
 兵綏衆安妥人情乃使悍將擁兵  
 于外一旦諸島內變蕭牆禍起即  
 清正諸將各思為王豈肯久居  
 爾下將來又豈肯各爾子之下者  
 以理勢論之爾不如速行罷兵修  
 好朝鮮憑藉  
 天朝之威靈默消諸島之脾睨  
 其前所乞

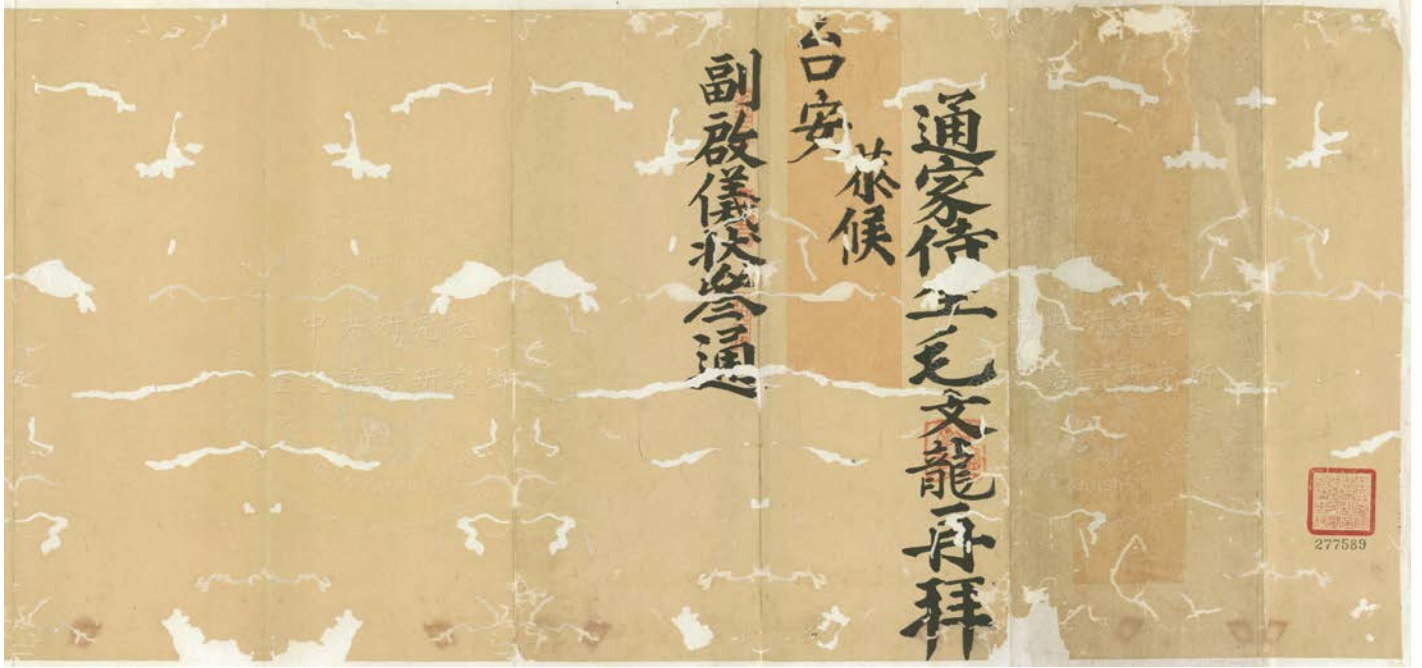


閔防印「經理朝鮮軍務閔防」



繼目印（閔防印と同印を押印）





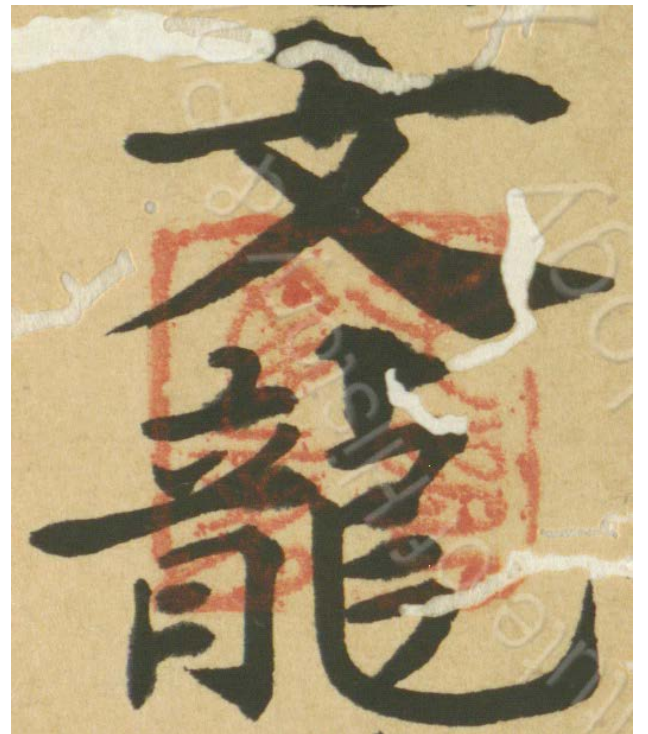
IV-3 毛文龍書（拝帖） 年代未詳



毛文龍私印（割印）



毛文龍私印（割印）



毛文龍私印「毛文龍印」



毛文龍私印（割印）

天聰元年 初改奉  
 編惟  
 令先君犯遠之舉皆錄我  
 國當元文武二臣不本我  
 先帝之命擅自妄為以致  
 令先君一怒而做出不和之事也曩者  
 令先君原有碑文至島說稱偏相金台  
 石併侵占張其哈喇佃子等廢本鎮  
 即據來文申奏  
 皇上即行查問如金台石鎗手之助乃白  
 副使私自做情如張其哈喇佃子等  
 處乃韓崇將等官侵疆起釁後我  
 皇上查明已將白副使韓崇將等拿問正  
 法則  
 令先君不平之氣已伸白矣無容置喙  
 也近因王總兵至島說本鎮曾差人  
 赴  
 令先君處口稱議和及拆書又係與石  
 副將私書視覺及間之計因而俱殺

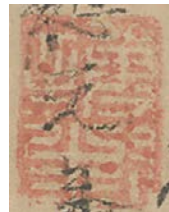
本鎮聞之不勝懾懼豈有堂堂大人  
 乃作區區詭計後密訪出乃是鹿島  
 將官素與石副將有隙指稱做出此  
 事本鎮已將該將拿問矣切思  
 台基所用漢官未必不害漢人其走來  
 之人滿在于各島將官是故用割付  
 名帖及間以害者有之昨歲奉  
 聖旨頒行海外有能捉獲佟李二門之人  
 併叛官金玉和佟鎮國等及通事殷  
 廷輅劉興祚石廷柱者加陞指揮這  
 是實情但今兩國相持終無結局之  
 期向下一和相約共圖息肩之策前  
 有袁崇臺議和之事緣于衆官議論  
 紛紜故此處分未妥若以本鎮便宜  
 海鏡疏甫奏  
 聖旨即允實與別議不同者定不蹈馳延  
 西國大事之地也前約王總兵具文  
 議和曾差遊擊金首舉同王總兵家  
 人于十一月十三日從威寧營入境  
 至今西月未見回音想  
 台基守邊夷人利其金帛馬驟等物隱  
 匿未報即今特差人奉照前文所議  
 允否希  
 台基守備內當人未親至皮島本鎮面

語心上事宜自古西國相爭何嘗斬  
 一往未取乞  
 台基熟思審處期建安全之謀彼此生  
 靈幸甚况我  
 先帝代逝  
 令先君亦遊仙矣為何不罷兵息戰議  
 請新封以享太平之福乎書去神馳  
 曷勝翹望  
 名正東  
 慎 齋

IV-4 毛文龍書 天聰元年 (1627)



毛文龍私印 (割印)



毛文龍私印

金國汗奉書

大明國皇帝

從李喇嘛到後為兩國和事來往數次未妥今欲差人去講乃遇回鄉金漢人供說方溫到寧遠時有欲害之心然殺此一二差人豈能勝敵乎故不差人而將其書寄付教漢都令喇嘛去若謂兵戈非吉太平乃吉則差人來彼此皆得好人通往將心事盡講明而後和成方無絲毫掛念如不罷兵彼此皆無安穩矣不備

天聰元年十月

初二

日

中央研究院  
歷史語言研究所



038141

IV-5 金國汗書 天聰元年（1627）10月2日

都督毛文龍再拜

不佞近與  
足下通此大事已經三次今見來文  
甚是的切又且誠信不佞暗喜  
躍以為我西家事必成矣豈知你  
奸計百出一面與我講和一面又來偷  
搶我人民似此齟齬及後良心何在  
天理何在休說矣  
天之盟即常言亦不為故不待詳審可  
知先番背盟之事罪故不在我也第大  
夫主於天地間信字要緊人而無信  
不其難生猶死乎况掣去的人不過  
是我沙汰下不成才的光棍沒行影  
的花子安插北岸就柴薪之筆在  
得之者有何益失之者有何損况我  
這邊人原是你那邊走來的今你捨  
去是你自己捨了自己的去與我大關  
係處有何碍室即我自思自悔當初  
原不該與你通這個機密你到底  
連子家做事只圖目前之小利那知  
遠之大勢想此事屢做屢敗非我  
與你德不深誠不至之謂也實我與  
你緣甚分淺無大福以享受耳亦天  
也命也奈何不佞正嗟嘆間忽解到不  
言虎牛極真虎一名名十顆庫口籍我  
等非捨你人民來也聽說劉愛塔弟  
兄在鐵山我等星夜來槍拏他來  
你若真愛他弟兄們待你事  
成之後我送與你去不得麼為何動  
兵來又起我西家猜疑大事若成連  
各島人即是你的何況他弟兄乎你  
既是一國之君非同小可何具器量偏

淺而無容忍之甚也你漫說我信不知  
你不知我原意真無妄你思想了着  
我若不是實心寧着這個大事與  
往來為着何意還是哄你城池來  
成還是哄你王子來不成把可事且  
當做我哄的電麼未有(這你受哄  
而再遭又受哄乎說如斯而不揣撲我  
終不能割白矣倘若翻然悟悔改  
昔非莫若  
汗王與四大王對去人含刀借盟或令一  
心服漢人來驗我真假欲心服西家  
可勿令金人復來外一不測差錯你  
道我是個謀了事如依議不認再有  
結局之期你如何待我如佟李之隆  
我不肯如西庚之頭領隆我亦不肯  
其中主意不可不悉外一切所以事  
俱不敢明道尤去的劉淨庫口內  
是實再懇謹之慎之勿致半途而  
廢何如差去十顆庫還叫公我的人回  
說話  
左冲

謹具  
大紅金鱗壹端  
天青金鱗壹端  
大紅鳳段壹端  
大綠鳳段壹端  
紫紅鳳段壹端

敬  
奉引

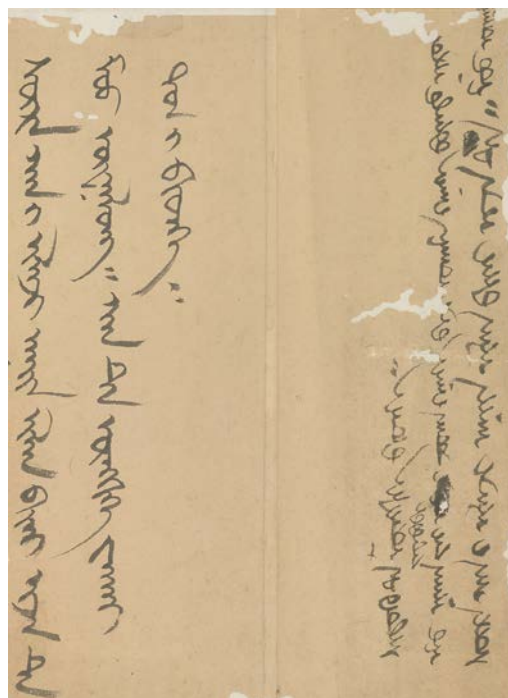
天藍鳳段壹端  
官紫紅鳳段壹端  
官綠鳳段壹端  
銀紅花段壹端  
柳黃花段壹端  
玄色花段壹端  
月白花段壹端  
水銀肆劬  
水砂肆劬  
冰后壹桶  
段靴貳雙  
鞞肆肆雙  
紅鞞肆肆雙  
藥帶肆副  
香棋壹盤  
菓品壹封  
茶葉貳封

都督毛文龍再拜

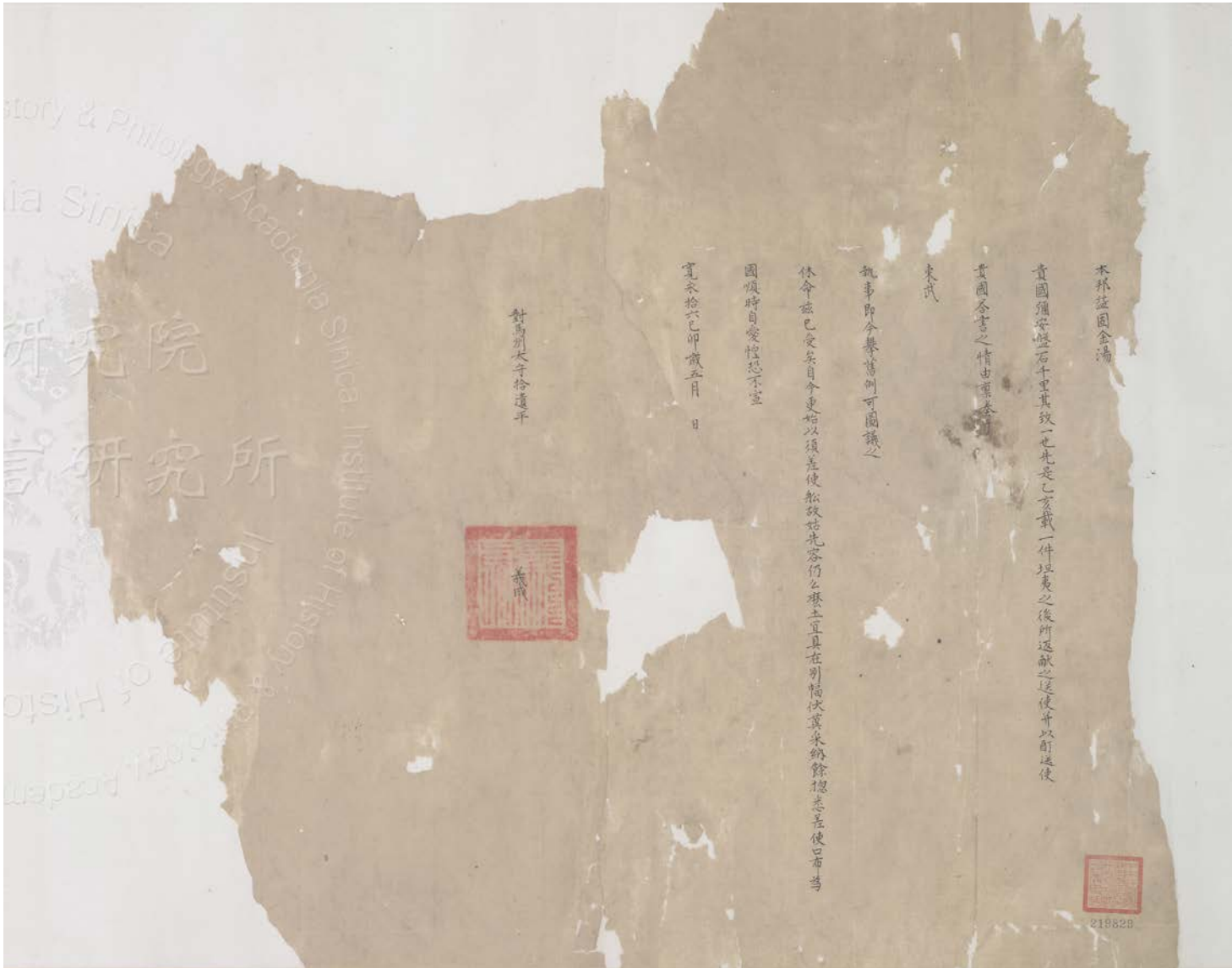
IV-6 毛文龍書 天聰3年(1629)3月1日



「平遼大將軍印」



滿文書き入れ (後筆)



本林益國金湯

貴國彌安愜石十里其致一也先是乙亥載一件坦囊之後所還獻之送使并以前送使

其國念書之情由軍奉

未武

執事即今舉舊例可國議之

休命茲已受矣自今更始以須差使松故姑先容仍么標土宜具在別幅快冀永錄餘摠志差使口者等

國順時自愛惶恐不宣

寬文拾六乙卯歲五月 日

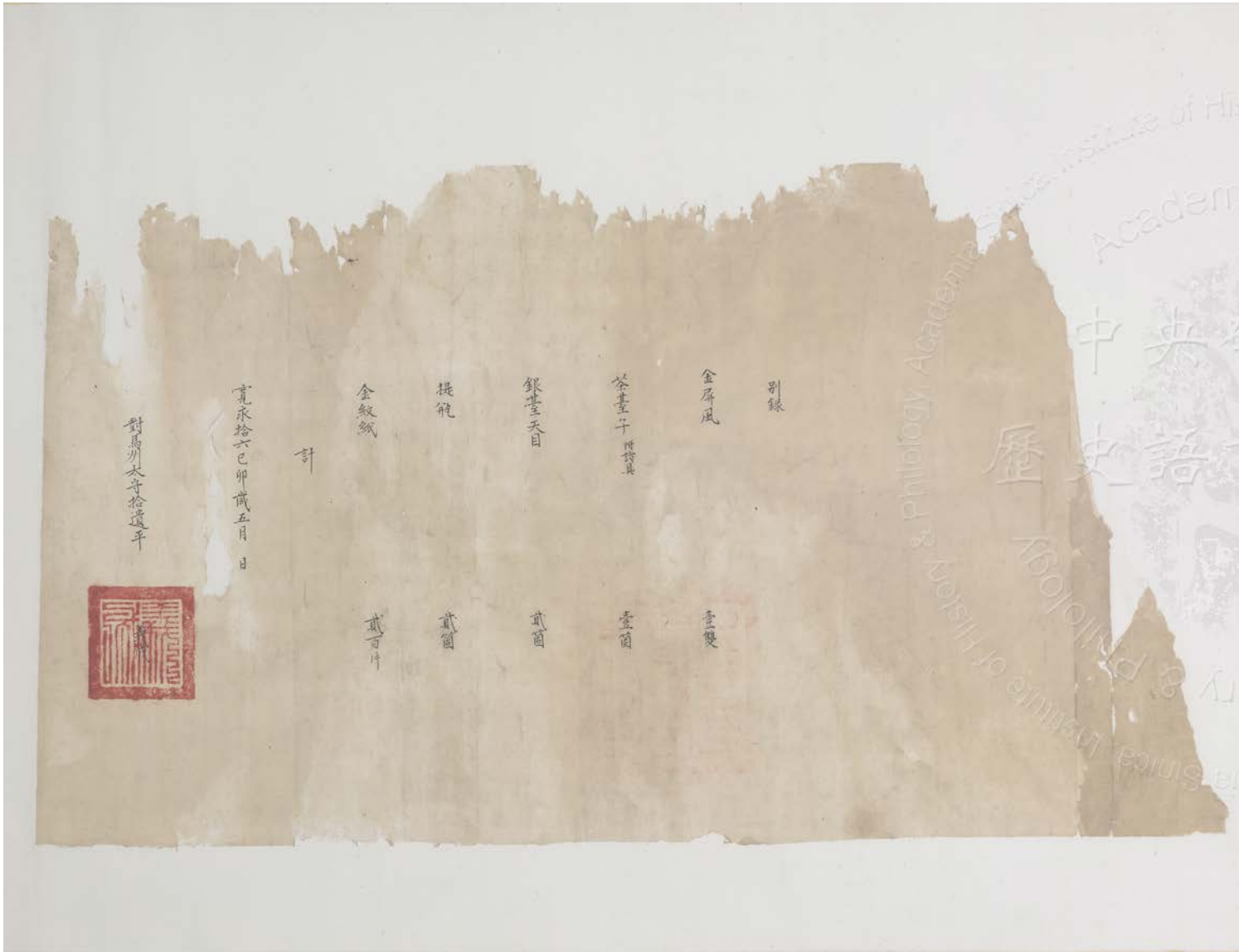
針島前太守拾遺平



218625



私印（図書）「義成」



IV-7 平義成書 崇德4年(1639)



私印(図書)「義成」

Handwritten vertical text on the right margin, likely a date or reference.

Handwritten vertical text in the upper right section of the page.

Handwritten vertical text in the middle right section of the page.

Main body of handwritten vertical text in the center of the page.

Main body of handwritten vertical text in the lower left section of the page.

3



IV-7 平義成書 (滿文訳) 崇徳4年 (1639) 9月10日~10月21日カ

## 第一章 皇帝文書

皇帝から臣下への下行文書（詔令文書）として、明には詔・誥・制・勅・冊・諭・書・符・令・檄があり、全て内閣から頒発された。清では詔・誥・制・勅・諭・旨などを内閣から頒発するとともに、軍機処から「寄信」という形式で諭旨が発された。こうした皇帝文書の内、朝鮮・日本・琉球などの周辺諸国に対しては詔書・勅書・勅諭・誥命などが発給された。

### 「1」詔勅

詔書は、重大な国事を天下臣民に布告し、内容を周知させる文書である。また朝貢国の王を冊封する際にも詔書が用いられた。本文は「奉天承運、皇帝詔して曰く」で始まり、「天下に布告して咸く聞知せしめよ」などの天下に知らしめる文言で終わる。末尾に発給年月日と「皇帝之宝」の玉璽が押される。明代の皇帝文書では玉璽は年号の一字目に掛かるように押されたが、清代では二字目ないしは年数から押されている。

勅書・勅諭は、官吏に対する任命や訓示、朝貢国の王に対する礼物賞賜などの際に用いられた。詔書とは異なり、一人ないしは複数の特定の個人に対して発せられる。本文は「皇帝、某に勅／勅諭す」で始まり「故に諭す／勅す」などの文言で終わる。末尾に発給年月日と「広運之宝」の玉璽が押される。詔勅ともに巻物の形状で、宣読の儀式によって読み上げられたことから、漢文の場合は句読点を示す圏点・声調を示す声点が、朱丸印で付されている。また玉璽の押された詔勅原本は、宣読による頒布後（あるいは復命の際に）、原則として皇帝（内閣大庫）

へ返還しなくてはならなかった。内閣大庫檔案のなかに多くの詔勅原本が残っているのはこのためである。例えば赤城美恵子氏は、清代に各地に派遣された恤刑官が返却した勅諭が内閣大庫文庫に複数現存していることを指摘している。ただし琉球に対しては、明清時代を通じて詔勅を国に留め置くことが特別に認められており、琉球ではこれを首里城正殿の二階に格護していた。朝鮮でも、承文院が詔勅の保管を担当し、一七六九年以降は新設の敬奉閣・欽奉閣に保管しているので、返還はしていなかったようである。ただし明清がこれを公的に承認していたのかどうかは不明である。

清代の詔勅の用紙については、順治元年（一六四四）に次のように規定された（光緒『大清會典事例』卷九四〇工部一都水清吏司一器用）。

詔書、及び金榜（科舉殿試の合格者を示す黄金の札）は、均しく硬黄紙を用い、表裏二層とす。勅書は三等に分け、一に金龍香箋なり。表裏四層とし、檀香屑を用いて夾造す。面に泥金雲龍を繪き、背は灑金（金粉を蒔いた地）とす。一に画龍箋なり。表裏三層とし、香墨にて繪画す。一に印辺龍箋なり。表裏二層とし、香墨にて刷印す。均しく黄紙を用う。内閣典籍庁に來文の辦造を准す。

すなわち詔書には無地の硬黄紙、勅書・勅諭には龍紋入りの三種の黄紙（金龍香箋「金花紙」・画龍箋・印辺龍箋）が使用されたのである。詔勅における黄紙の使用は唐代六七五年に制定され、清末までこれが踏襲された。清初の崇徳元年（一六三六）には太宗（ホンタイジ）が「親王以下、臣民等に至るまで、均しく黄色、及び五爪龍鳳黄色緞を用いるを得ず」として皇帝以外の黄色および五爪龍紋の使用

を禁じている（光緒『大清會典事例』卷三二八礼部一冠服一冠服通例）。

明代では詔勅の用紙についての規定は見当たらないが、陳沂（一四六九―一五三八年）が撰した『畜徳録』に「成祖（永楽帝）手授金龍文牋、命書外国詔」とあることから、丁春梅氏は外国に発する詔書には金花紙（洒金紙、黄紙の加工紙）が用いられていたとする。実際、明代の琉球に発給された詔書の内、唯一の現存例である万曆三十二年（一六〇三）の冊封詔書（I-「1」-2 解説参照）は、金龍雲花辺紋（表）、金雲紋（裏）の黄紙であり、これが当時の金花紙であると考えられる。

一方、勅書・勅諭の現存例を見ると、一五世紀のチベット僧宛勅諭（一四一〇年、I-「1」-5 解説参照）、琉球国王宛勅諭二点（一四五四・一四八七年、I-「1」-1 参考解説参照）および日本（①堅中圭密・中立「一四〇七年」、②足利義満「同前」、③龍室道淵「一四三三年」）宛勅書（①・②・勅諭③）三点は全て金花紙が用いられている。ただし同じ一五世紀でも、正統八年（一四四三）のチベット僧宛勅諭（I-「1」-5）の用紙は印辺龍箋であり、用紙についてどのような使い分けがなされていたのか、判然としない。なお現存する一五九五年の豊臣秀吉宛勅諭（宮内庁書陵部蔵）と一六二九年の琉球国王宛勅諭（I-「1」-2 解説参照）や内閣大庫檔案に含まれる明末勅諭（I-「1」-8・9）などから、少なくとも明末には勅諭の用紙は国内外とも印辺龍箋となっていたことが推測される。

（渡辺美季）

〔参考〕 真栄平房敬『首里城物語』（ひるぎ社、一九九七年）、朱淑媛「新発現的明代冊封琉球国王詔書原件」（『歴史檔案』一九九五年第二期）、丁春梅「明代官府公文用紙与檔案的保護」（『福建師範大学学报』哲学社会



科学版、二〇〇三年第三期）、丁春梅「中国古代詔書縦横談」《檔案学研究》二〇〇五年第一期）、赤城美恵子「清朝初期における「恤刑」（五年審録）について」《東洋文化研究所紀要》二五五、二〇〇九年）、洪性鳩（林慶俊訳）「韓国所蔵清朝（滿文）文書について」《学習院大学国際センター研究年報》五、二〇一九年）、荒木和憲「中世日本の往復外交文書——一五——一六世紀の現存例を中心として——」（小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古文字書の様式と国際比較』勉誠出版、二〇二〇年）

## I-「1」-1

### 清太宗（皇太極）詔書 一通

紙本墨書 五一・二×五八・六

崇徳五年（一六四〇）五月日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一六三六〇二

清太宗（ホンタイジ）がモンゴルに対して出したモンゴル文（蒙文）の詔書。本文書の冒頭には、モンゴル文で「聖なるハーンの詔書 boyda qayan-u jarlay bicij」とある。このうち「boyda」は「qayan」はそれぞれ擡頭されているが、これらは満洲語の「enduringe」や「han」に対応するモンゴル語で、太宗ホンタイジを指す。「jarlay bicij」は、正確には「jarlay bicij」で、満洲語の「hese」と同様に皇帝が下す命令文書の総称である。中国式の文書区別法では「勅書」とも訳されるが、皇帝（Moqayan / Mahan）の名義で天下官民に頒布する公文書という意味では、「詔書」の方が適切であると考えられる。

年月日は右端に「deyedü erdem-tü-yin tabuduyar on」とあるので、「崇徳五年五月」に発給された文書であることは確実である。内容は、モンゴルに対して清朝への忠順を尽くすことを促し、また明朝と一緒に對抗するように懐柔する文句が中心となっ

ている。ここで「明朝」は、原文では「kitad ulus」と記されており、直訳すれば「漢人の国」でありながら満洲語の「nikan gurun」に対応するものと考えられる。具体的にどのような経緯でこの文書が発給されたかは不明であるため、今後の検討が待たれる。

庄声氏の研究によれば、国初は、満文の印を捺した用紙をあらかじめ用意しておき、文書を発給する際に、そこに伝えるべき内容を記入する形で文書行政が行なわれていたという。その仕組みは、『内国史院檔』などの文献史料から確認されており、本文書もその一例であると、庄声氏は指摘している。ただし、文書の見た目の状態からは、押印と記載のどちらが先かは判断し難い。

印文は漢文篆書体の「制誥之宝」である。この印は、かつて大元皇帝の遺物としてその直系であるチャハル＝ウルス（Caghar ulus）のリンダン＝ハーン（Ligdan Qayan）に引き継がれたとされる、いわゆる「大元伝国の璽」にほかならない。天聰九年（一六三五）、リンダン＝ハーンの急逝後まもなく清に帰順したチャハルは、ホンタイジにこの国璽を献上した。これこそ、翌年におけるホンタイジの大清皇帝即位の直接的な契機となったと知られている。

元来、詔書には「皇帝之宝」を使うべきであるが、殊更にここで「制誥之宝」の印を捺したのは、大元の大ハーンの地位を継承したことを対外的に誇示するということ、ホンタイジの政治的意図を読み取りうる部分である。ホンタイジは、朝鮮王朝に対して出した「清太宗南漢山城諭」（韓国国立中央図書館蔵）でも、本文書と同様に「制誥之宝」を捺していた。用紙は黄紙の印辺龍箋で、明代の勅諭の用紙を模倣したとみられる。ただし火焰宝珠の描き方が明代の

ものとは大幅に異なっており、少なくともこの段階では比較的大雑把な模倣であったことがうかがえる。（林慶俊）

〔参考〕中村栄孝「清太宗の朝鮮征伐に関する古文書」《日鮮関係史の研究》下、吉川弘文館、一九六九年）、岩井茂樹「大清帝国と伝国の璽」《アジア遊学》五六、二〇〇三年）、片岡一忠「中国官印制度研究」《東方学》二〇一六年）、洪性鳩（林慶俊訳）「韓国所蔵清朝（滿文）文書について」《学習院大学国際センター研究年報》五、二〇一九年）

## I-「1」-2

### 清世祖（順治帝）詔書 一通

紙本墨書 八九・三×四一・七

順治十一年（一六五四）七月一日

中央研究院歴史語言研究所蔵 二九五六〇二

王世子尚質（第二尚氏王統九代国王、在位一六四九—一六八年）を琉球国王に封する清世祖（順治帝）の詔書の残簡。清『世祖実録』一一年七月戊子条、『歴代宝案』一集三卷六号にも掲載されている。明清皇帝から琉球国王に対して発給された詔勅（詔書・勅諭）の内、最も重要だったのが冊封時に発給される詔書（国王の冊封）・勅諭（冊封の礼物賞賜）であった。そこで明清交替（一六四四年）の二年後、順治帝は尚質に勅諭を発し、清への帰順を命じるとともに、明が与えた冊封の「印・勅」（国王印と冊封の詔勅）の返還を求めた。

この要請を受けた尚質は、一六五三年、使者馬宗毅（大里親方良理）らを派遣して清への帰順を告げ、「琉球では国王の死去に伴い勅もともに埋葬する」として「未だ埋葬していない」——琉球では遺体は一定期間安置した後、洗骨を経て埋葬（改葬）

した——七代尚寧王（一六二〇年死去）の万曆三一年（一六〇三）の冊封詔書①と八代尚豊王（一六四〇年死去）の崇禎二年（一六二九）の冊封詔書②・勅諭③の計三点の詔勅と明印を清に返還した。この内①・③は中国第一歴史檔案館・旅順博物館に現存している（ただし①は残簡）。なお琉球では歴代の冊封詔勅は首里王府が保管しており、清に対する琉球の説明（Ⅱ国王とともに勅も埋葬する）は虚偽である。明復活の可能性などを考慮して敢えて三点しか返還しなかった可能性もあるが、島津氏の侵攻（一六〇九年）などにより明代の詔勅の多くがすでに失われており、全面的な返還が物理的に不可能であった可能性も考えられる。

尚質が馬宗毅らを派遣したことにより、五四年、順治帝は冊封を決定し、張学礼・王垓を正・副使に任命した。彼らに託された冊封の詔書が本文書である。一行は琉球に赴くため福州に到ったが、東南の制海権を握っていた鄭氏勢力の阻害により渡海できず、結局、五八年にいったん帰京し、詔書（および勅諭と鍍金駱紐の「琉球国王之印」）を返納した。やがて六一年一月に順治帝が死去すると、後継の康熙帝は冊封の未遂を咎め、康熙元年（一六六二）に改めて張・王の琉球行きを命じた。そこで康熙帝が、大学士の伊図（I-tu）・蘇納海（Subahai）に命じて順治一年（一六五四）の詔書（旧詔）を調べさせたところ、年月の経過により紙は退色し、文字も不鮮明となっていたため、年月日ごと旧詔の通りに謄写して新たに発布することを許した。これにより旧詔（Ⅱ本詔書）は、発給されることなく内閣大庫に保管され続けたのである。一方、冊封の勅諭は、康熙帝が新たに発給しているが、琉球の『歴代宝案』には順治帝の勅諭（旧勅）も収録されており（一集

五卷七号）、これも合わせて発給されたようである。この旧勅も旧詔同様に作成し直されたのかどうかは判断としない。

康熙二年（一六六三）、張学礼らは琉球に到着し、尚質の冊封式典を挙行した。名実ともに国王となった尚質は、翌年、康熙帝に謝恩の表文を送り、「先帝の勅書（詔勅）・皇上の勅諭」を国に留めて伝国の宝とすることを求め、許可されている（『歴代宝案』一集五卷五号・一四卷五号）。冊封使は任務の完遂後、詔書を持ち帰って礼部に返納することになっていたが、琉球は毎回同様の請願を行い、特例として認可されていた。ただし清代に琉球が実際に受領した詔勅は、明治政府の接収（その後、関東大震災により消失）などを経て、一例の現存も確認できない。従って断簡かつ未発給とはいえず、本詔書は清代詔書の実像を今に伝える極めて貴重な史料と言える。

さて規定によれば、清の詔書の用紙は無地の硬黄紙である。実際に発給された詔書を見ると、崇徳八年（一六四三）の世祖即位大赦詔書（内閣大庫檔案一六七五七五）、康熙六年（一六六七）の聖祖親政詔（同一〇四七八二）などには確かに無地の黄紙が用いられている（中央研究院歴史語言研究所歴史文物陳列館叢書七『皇帝的第一道與最後一道命令』参照）。しかし本詔書は、I-「1」-1同様、印辺龍箋が用いられており、これは勅諭の用紙と同じものである。「国内」と「国外」で詔書の用紙が区別されていたのであろうか。あるいは草稿ではあるが順治一八年（一六六一）の遺詔稿（内閣大庫檔案〇八七五〇六）には金龍香箋が用いられているので、清初には「国内」詔書にも龍紋黄紙が使用されることがあったのかもしれない。清初以降、無地の硬黄紙、ないしは別の用紙が用いられるようになったの

か、印辺龍箋が使用され続けたのか、「国外」向けの詔書は現存事例が極めて少なく、現在のところ判断がつかない。

なお明末に琉球に発給された冊封詔勅の用紙は、詔書Ⅱ金花紙（金龍香箋）・勅諭Ⅱ印辺龍箋であったが、本詔書からは清がこれを踏襲しなかったことがわかる。明の制度（ないしは発給実態）を十分把握していなかったのかもしれない。（渡辺美季）

〔参考〕高瀬恭子「明清交替期における琉球国の対中国姿勢について」『お茶の水史学』二二、一九七九年、徐恭生「崇禎二年『皇帝敕諭』についての一考察」、『歴代宝案研究』三、四合併、一九九三、朱淑媛「新發現の明代冊封琉球国王詔書原件」、『歴史檔案』一九九五年第二期、呉元豊「清朝初期における琉球国王尚質の冊封について」、『琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』第三回、一九九六年、渡辺美季「琉日関係における明清詔勅」、『第十二回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』、沖縄県教育委員会、二〇二〇年）

### I-「1」-3

#### 清世祖（順治帝）詔書稿 一通

紙本墨書 六八・〇×一二二・〇

順治一年（一六五四）七月一日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三八一六二一

清世祖（順治帝）の詔書（I-「1」-2）の草稿。漢文だが左から右へと行が進む。このため李光濤氏は、満文翻訳のための底本ではないかと推測している。冒頭部にのみ二箇所の朱圈点が記されている。満文ではこうした朱圈点は用いないため、後続の朱圈点は記されなかったであろう。

順治帝に関しては、崇徳八年（一六四三）の即位大赦詔書（内閣大庫檔案一六七五七五）は満文のみ、翌年の登極恩詔（同〇三八一八七）は漢文

のみだが、順治一八年（一六六一）の遺詔稿（同〇八七五〇六）は満文・漢文で記されている。康熙帝の親政詔（一六六七年、同〇四七八二）も満漢併記である。こうした状況に鑑みるに、一六五四年に琉球王世子尚質宛の清世祖詔書（I-「1」-2）がまず漢文のみで作成され、一六六二年の再発布の際に新たに満文部分が翻訳・追加されたのではないかと。本文書はそのための草稿なのではないだろうか。もしそうであるとすれば、琉球国王に対しては清による最初の冊封から、いわゆる「満漢合璧」の詔書が発給されていたということになる。あくまでも推測であるが一つの可能性として提示しておきたい。

（渡辺美季）

〔参考〕李光濤編『明清檔案存真選輯』初集（台湾中央研究院歴史語言研究所、一九五九年）

#### I-「1」-4

#### 清聖祖（康熙帝）詔書稿 一通

紙本墨書

康熙二十一年（一六八二）五月日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇五八八〇九

王世子尚貞（第二尚氏王統一一代国王、在位一六六九—一七〇九年）を琉球国王に封ずる清聖祖（康熙帝）の詔書稿。

一六八一年、尚貞は清に遣使して父王尚質の死去（一六六八年）を伝え、冊封を求めた。これを受けて翌年四月七日、清は汪楫・林麟煇を正・副使として派遣し、尚貞を冊封することを決定した。『聖祖実録』同月辛卯（一五日）条に本文書同様の冊封詔書の内容が記されている。なお本文書（草稿）の日は「康熙貳拾壹年伍月 日」（一六八二）となっ

ているが、『歴代宝案』に収録されているほぼ同文の詔書（第一集三卷一六号）の日付は「六月十一日」であり、これが実際の発給月日であると考えられる。汪楫らは同年八月、紫禁城で康熙帝に謁見し、その後、福州を経由して琉球へと渡海した。一行は八年六月に那覇に入港し、八月に首里城にて詔勅を宣読して尚貞を冊封した。この時、尚貞は詔勅を留めて「伝国の宝」とすることを請願し、汪楫らは前回の冊封の詔勅を確認した上で、これを認めている。

本文書は満文・漢文が併記されている。漢文で記された『歴代宝案』等からうかがい知ることが難しいが、少なくとも詔書は（恐らくは勅諭も）、清初から満漢併記だったのではないかと（I-「1」-3 解説参照）。満漢文の日付部分に押された玉璽は「皇帝之宝」で（汪楫『冊封疏鈔』、康熙六年（一六六七）の聖祖親政詔（内閣大庫檔案一〇四七八二）などを鑑みるに、これも満漢併記の印であったとみられる。また同時に発給された冊封の勅諭には「広運之宝」が押された（『冊封疏鈔』）。

〔参考〕汪楫（原田萬雄訳注）『冊封琉球使録三篇』（榕樹書林、一九九七年）

#### I-「1」-5

#### 明英宗（正統帝）勅諭 一通

紙本墨書 四三・八×一一・五・七

正統八年（一四四三）一〇月二五日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三七〇二三

明英宗（正統帝、在位一四三五—四九年）よりチベット（西番）の仏僧（ラマ）の謹敦監参に下賜された勅諭。善行を修め、朝廷に事えたため、「慈善利濟」の図書（私印）を特に授けるという内容である。史語所蔵の勅諭は、明・宣徳二年（一四二七）

の勅諭二点を最古として、万曆二十四年（一五九六）の勅諭一点まで、古い順に計一〇点が全てチベット寺院や仏僧宛の勅諭である。本文書はその四番目に当たる。清代順治七—一〇年（一六五〇—五三）頃、順治帝は多くのチベット僧・寺院に、明の勅印を返却させて新たな冊封関係を結んだ。史語所にチベット僧・寺院宛の勅諭がまとまって伝存しているのは、このためであろう。これら明代の勅諭は、いずれも漢文（右側）・チベット文（左側）の「漢蔵合璧」文書である。

明『英宗実録』には「謹敦監参」という仏僧は見当たらないが、正統八年一〇月甲辰（二三日）条に「西番の大隆善寺、都綱（僧官職）の羅竹筍失らに印を給う」とあり、李光濤氏は本文書と同時期の出来事である可能性を指摘している。西番は朝貢国の一つであり（万曆『大明会典』一〇八巻礼部・朝貢四・西戎下）、明はチベット仏教（ラマ教）各派の長に法号を与えたり、明に帰順した高僧・部族長に土司土官制度を施行し、法号や土司土官職を帯びたチベット人には茶葉交易等の経済的特典を与えていた。

本文書は、黄紙（ただし大分退色している）の印辺龍箋が用いられ、漢文部分には圈点・声点を示す朱丸点（朱点）が施されている。漢文とチベット文の年月日が並べて記され、その上から「広運之宝」の玉璽が押されている。印は年号の一字目（「正」）にかけて押されるが、これは明代の皇帝文書の特徴である。また一五世紀の琉球・日本宛の勅書・勅諭には全て金花紙が用いられているが、本勅諭は印辺龍箋である。一方で永楽八年（一四一〇）に失家撰纂なるラマ宛に発給された勅諭は金花紙である（中国第一歴史檔案館蔵）。こうした用紙の使い分けが、

何に基づくものなのかは判然としない。(渡辺美季)

〔参考〕李光濤編『明清檔案存真選輯』初集(台湾中央研究院歴史語言研究所、一九五九年)、池尻陽子「内秘書院モンゴル文案にみる一七世紀アマド東部のゲルク派諸寺院と清朝」(岩尾一史・池田巧編『チベット・ヒマラヤ文明の歴史的展開』京都大学人文科学研究所、二〇一八年)、伴真一朗「明朝によるアマド地域チベット仏教寺院の保護事業―漢語・チベット語対訳碑刻「重修涼州広善寺碑」両言語語の比較から」(『マニア・アフリカ言語文化研究』一〇〇・二〇一〇年)

I-1-6

清太祖(努爾哈齊)勅諭 一通

紙本墨書 五九・〇×七五・三

天命八年(一六二二)

中央研究院歴史語言研究所蔵 一六三六〇七

清太祖(ヌルハチ)の命令で出された規定をまとめている文書。無圏点の旧満文で書かれている。ハーンに上奏する際に守るべきこと、城壕口の運用方式、刀の帯び方などに関わる規定が記されているが、纂史料には見えない内容なので、発令に関わる具体的な経緯や事情は知り得ない。いずれも史料の少ない国初の事情を知る上で極めて重要な資料であるといえる。

日付は、文書の右端に「*abkai fulingga han i shai-yan eligyan biyai*」とあり、「天命八年」(一六二二)であることが確認できる。「*eligyan*」は旧満文の書き方であり、新満文の正書法では「*uligyan*」と書くべきである。日付の上には印璽が押されているが、印文は「*aisin gurun i han i doron*」すなわち「金国汗印」である。用紙は無地の白紙(または退色した黄紙)とみられる。

興味深いのは、文書の左右端に小さい文字の新満

文で書かれた補足情報である。まず左端には「*ニル・ジャンギンのバヤン*」(に)と与え、*nirui janggin bayan buo*とある。末尾の「*buo*」は「もとむ」(*buhel*)と書いたのを「*buo*」へと改めた跡がある。次に右端には「正黄旗蒙古グサのニル・ジャンギンであるバヤン・ブークに与えた *gulu suwayan i monggo gisai nirui janggin bayan booku de buhel*」とある。詳細は知り得ないが本文書の性格を解き明かす一つの鍵になるかも知れない。(林慶俊)

〔参考〕片岡一忠『中国官印制度研究』(東方書店、二〇〇八年)、庄声『帝國を創った言語政策』(京都大学学術出版会、二〇一六年)

I-1-7

清太宗(皇太極)勅諭 一通

紙本墨書 四三・八×四七・二

天聰五年(一六三二)七月八日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一六七四三〇

滿洲人の逆縁婚を禁じる清太宗(ホンタイジ)の禁令が記されている文書。無圏点の旧満文で書かれている。『天聰五年檔』七月初八日条にもほぼ同文が収録されている。本文書の日付も満文で「*スレ・ハン*」(ホンタイジ)の五年の七月初日 *sure han i sunjaci aniya nadan biyai ice jakun*」とあり、『天聰五年檔』の記載と一致している。

逆縁婚とは、「レビレート (*levirate*) 婚」ともい、死んだ夫の兄弟が寡婦を娶る慣習を指す。天聰五年(一六三二)は、行政機構として六部が設けられ、また功臣襲職例や諸貝勒違法懲罰例のような規定が定められていく時期であった。「レビレート婚」に対する規制も、このような制度と慣習の再整備のひとつとして出されたものと理解すべきである。

日付の部分には「天命金国汗之宝 *abkai fulingga aisin gurun han i doron*」の印が押される。用紙は無地の白紙(または退色した黄紙)とみられる。(林慶俊)

〔参考〕増井寛也「女真族レヴィレート婚小考」(『立命館史学』一、一九八〇年)、片岡一忠『中国官印制度研究』(東方書店、二〇〇八年)、増井寛也「ギョロ・ハラ *Gioro hara* 再考―特に外婚規制をめぐりに」(『立命館文学』六一九、二〇一〇年)、庄声『帝國を創った言語政策』(京都大学学術出版会、二〇一六年)

I-1-8

明毅宗(崇禎帝)勅諭 一通

紙本墨書 五五・三×一三七・三

崇禎三年(一六三〇)六月一九日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三八二一九

明毅宗(崇禎帝)から第一六代朝鮮国王仁祖(李倧)宛てた勅諭。前半部分が欠落しているが、「倭奴」を禁じる内容とみられる。朝鮮『仁祖実録』七年(崇禎二、一六二九)五月乙巳(二二日)条によれば、冬至使(朝貢使)がもたらした「貢道」に関する礼部の咨文に、礼部の上奏文(題本)が引用されており、そこに「媾倭奴」の語があったという。

一六二一年、後金が瀋陽・遼陽を占領したため、朝鮮の朝貢路(貢道)は海路へと変更された。これに関して一六二八年に山東東部(登州・萊州)を管掌する登萊巡撫が使節の上陸地点(登州)を変更するように上奏しており、その上奏文(題本)の中で「朝鮮が倭と和を交えており、万一倭奴が窃かに朝鮮貢使に付いて来れば登萊が国家の患いとなる」ことが述べられている。日朝関係は、文祿慶長の役(壬

辰丁酉倭乱)を経て回復しており、朝鮮と対馬は一六〇九年の己酉約条によって釜山の倭館において貿易を再開していた。ちょうど一六〇九年に薩摩による琉球侵攻がなされ、明は日本への警戒を強めるとともに、朝鮮における倭館貿易も問題視したが、結局、一六一三年には倭館貿易の継続を承認している。一方、一六二七年に朝鮮は後金のホンタイジによる侵攻を被り(丁卯の役)、講和を結んでおり、明・後金・日本の間で複雑な対応を迫られていた。

前記の『仁祖実録』七年五月乙巳条では、「媾倭款奴」の語に関して国王が弁明の使者派遣を検討しており、李光濤氏は、この弁明がなされたために本勅諭は発給されなかったのではないかと指摘する。なお同年七月に「進賀兼辨誣使」として李屹が北京へ派遣されており、本件の弁明を行った可能性がある。

本勅諭は黄紙の印辺龍箋が用いられている。I-1-5と同様の雲龍紋だが、雲の部分が一重線で描かれるなど、細かい点が異なっている。圏点を示す朱丸点が施されているが、声点は確認できない。年号・年月日の上に、年号の一字目(崇)にかけて「広運之宝」の玉璽が押されている。(渡辺美季)

〔参考〕李光濤編『明清檔案存真選輯』初集(台湾中央研究院歴史語言研究所、一九五九年)、辻大和「朝鮮の対日通交再開と朝明關係」(『朝鮮王朝の対中貿易政策と明清交替』汲古書院、二〇一八年)

I-1-9

明毅宗(崇禎帝)勅諭 一通

紙本墨書 四六・六×八五・九

崇禎七年(一六三四)三月三日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一〇六〇八八

朝鮮国王仁祖(李倅)の王世子冊封にともない礼物を下賜する明毅宗(崇禎帝)の勅諭の付属文書(頒賜品目録)とみられる。勅使は司礼監太監盧維寧で、崇禎七年(仁祖一二、一六三四)六月に漢城に到着し、李倅長男の昭顕を王世子として冊封した。その後一六三六―三七年、朝鮮はホンタイジによる二度目の侵攻(丙子の役)を経て、清に降伏したが、これにより昭顕世子は弟の鳳林大君とともに清の人質となり、四五年に帰国するも直後に変死している。

なお丙子の役における朝鮮の降伏直後、ホンタイジは「明朝が与える所の誥命・冊(詔勅)・印を獻納して請罪(過ちを詫げる)せよ」と命じている。本文書はこれに依じて清に提出され、このために内閣大庫に伝存しているのではないだろうか。

本文書は前半および上部を欠いているが、国王への下賜品(文綺一襲・銀一〇〇両)が記されている。琉球の場合、明初を除いて冊封の勅諭と頒賜品の目録は一紙にまとめて記されたが、『同文彙考』所収の後年の外交文書や伝存する勅諭類から類推するに朝鮮では勅諭と頒給品は別々の紙に記されたようである。また琉球では国王・王妃に対する頒給品が一紙に記されたが、朝鮮では別紙に記されたとみられる。こうした状況から、昭顕世子の冊封の際にも国王・王妃・世子の頒給品を記載する勅諭が別個に発給された可能性が考えられる。ちなみに琉球に対しては世子の冊封は行われず、国王冊封のみである。

本文書は、黄紙の印辺龍箋が用いられ、圏点・声点は確認できない。年号・年月日の上に、年号の一字目(崇)にかけて「広運之宝」の玉璽が押されている。(渡辺美季)

〔参考〕辻大和「丙子の乱後朝鮮の対清貿易について」(『朝鮮王朝の対中貿易政策と明清交替』汲古書院、二〇一八年)、洪性鳩「林慶俊伝」(『韓国所蔵』)

I-1-10  
清太宗(皇太極)勅諭 一通

紙本墨書 六〇・九×一〇〇・八

崇徳元年(一六三六)五月一四日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一六三六〇六

清太宗(ホンタイジ)が大清皇帝即位にともない叩頭する礼を制定した勅諭。新満文で記されている。『満文原檔』崇徳元年五月一四日条(第一〇冊、「日字檔」一八五―一八八頁、『満文老檔』太宗三、一〇五〇―一〇五四頁)にも、同文が掲載されている。君主が定めた各種規定を伝える目的という点では、基本的にI-1-6・7と同じ性格の文書ということができる。

ホンタイジは、一六三六年四月に八旗・モンゴル王公・漢人軍団の推戴をうけて皇帝位に即き、年号を従来の天聰から崇徳へと改元するとともに、国号をダイチン・グルン(Daijng gurun)すなわち大清国へと改めた。本文書が出された同年五月は、こうした皇帝即位と国号改称にともなう制度・規定の整備が進められた時期に当たる。

本文書では、元且と皇帝の誕生日の際に八旗王公と大臣たちが行なうべき叩頭礼の儀式だけが述べられているが、この文書の内容が収録された『満文原檔』の「日字檔」には、ほかにも都察院の官員に下した訓戒、后妃をはじめとする帝室成員の称号、王公と大臣が着用する帽子・腰帯の規格や色の規定などが収録されている。ホンタイジ自ら「我が国は礼制を創立したばかりであるので、まだ礼に慣れないのである」(前掲『満文原檔』一八四頁、『満文老檔』)

一〇五〇頁)と説くように、本文書は、彼が進めていた札制整備の最中に与えられたものである。本文書は、そうした規定が具体的にどのような形式の文書によって頒布されたのかを知り得る貴重な実物資料である。

文書の形式としては、まず「han han」と「tabka」の両字が忠実に擡頭されていることが特徴である。この文書と同性格のものといえるI-1-16・7に擡頭がなされていないことに比べると、文書の形式が整備されていく過程をうかがい得る。また、日付は、文書の右端に「崇徳元年五月一四日」westhün erdemunge scungga aniya sunja bja i juwan duin de」と書いており、『満文原檔』の記載と一致する。冒頭の「westhün」は、新満文の正書法では「westhün」と書くべきが、「w」を「u」に書く、旧満文でよく見かけるくせが表れており、旧満文と新満文の混在が確認される。年号の部分には印が押されており、印文は、I-1-1-1と同一の漢文篆書体の「制誥之宝」である。用紙は無地の黄紙とみられる。

文書の右下段には、I-1-1-16・7にもあった、小さい文字で書かれたメモのようなものが付されている。「正黄旗蒙古グサのメイレン・ジャンギンである兵部侍郎・ニル・ジャンギンのカムトウに(後欠) gulu suwayan i monggo gūsai meiren i janggin bime coohai jurgan ashan i amban nirui jianggin kamtu de (後欠)」という内容であり、おそらくI-1-1-16・7の記載と同様に、この文書をカムトウという人に与えたことを示す文言であると考えられる。(林慶俊)

〔参考〕石橋崇雄「清初皇帝権の形成過程―特に「丙子年四月」秘録―登  
ハン大位権」にみえる太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として(『東

洋史研究』五三・一、一九九四年)、片岡一忠『中国官印制度研究』(東方  
書店、二〇〇八年)、杉山清彦「ホンタイジ政權論覚書」『大清帝国の形  
成と八旗制』(名古屋大学出版会、二〇一五年)、庄声『帝国を創った言  
語政策』(京都大学学術出版会、二〇一六年)

I-1-1-11

清世祖(順治帝)勅諭一通

紙本墨書 五三・八×七五・八

順治元年(一六四四)四月一日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三八一六三

清世祖(順治帝)から朝鮮国王仁祖(李倧)に宛てた勅諭。罷免された官人を清太宗(ホンタイジ)の旨に背いて再び登用したことを咎める内容である。

一六四三年二月、ホンタイジは、明に与した罪で瀋陽(当時の清の首都)に拘禁していた朝鮮の官僚李敬輿・李明漢・許啓を赦免釈放し、代わりに贖罪の費用として一人一〇〇両(許啓は後に六〇〇両に減額)を支払うよう命じた。朝鮮では費用を工面できなかったようだが、清の人質となっていた昭顯世子の周旋により、同年三月、三名は帰国した。なおホンタイジは九月に死去した。

一六四四年一月、昭顯世子の帰国が認められたため、これに謝恩し世子を迎える使者として国王は李敬輿(右議政)・李明漢(右賓客)らを瀋陽へと派遣した。世子は清の新都となる北京に向かい、三月に瀋陽に戻った。この時、かつて明に与した罪で免官となった李敬輿・李明漢らが、再び任用されていることを清が問題視した(朝鮮『仁祖実録』二二年四月丁卯「一〇日」条)。清『世祖実録』によれば、順治帝は四月一日に諭を下し、李明漢・

李敬輿・許啓などは罪により免官し再任用してはならないとかつてホンタイジが命じたのに、朝鮮国王が李敬輿を派遣してきたことを咎めた上で、李敬輿の復用については不問とするが、その他の官については以前のように罷免することを求めたという(元年四月戊辰「一日」条)。日付と内容の一致から、この勅諭をもとに作成されたのが本文書であると考えられる。

しかし『仁祖実録』二三年六月庚寅(一〇日)条によれば、翌年二月、昭顯世子の帰国とともに朝鮮を訪れた清使がもたらした順治帝の勅諭には「李敬輿・李明漢・李景奭・閔聖徽の四員は、世子の求めに応じて任用を許し、その他の任用は認めない」と記されていたという。この勅諭は『同文彙考』原編一巻四一筋諭に収録されており、その年次は順治元年一月一九日である。一方、同年四月一日付の本勅諭は収録されていない。こうした点に鑑みるに、本勅諭は実際には朝鮮に発給されず、そのために内閣大庫に残存しているのではないだろうか。

本文書は、黄紙の印辺龍箋が用いられ、圈点が施されている(声点は確認できない)。後部欠落のため年号・年月日や押印は確認できない。満文部分が後続していたのかも不明である。(渡辺美季)

〔参考〕森岡康「第二次清軍入寇後の朝鮮人捕虜の買賣」『東洋学報』六五巻一・二号、一六八四年

紙本墨書 五五・六×一五〇・八

順治二年（一六四五）

中央研究院歴史語言研究所藏 ○三八一九二

清世祖（順治帝）が河南総兵官劉洪起を招撫する勅諭。劉洪起に総兵官の職を与え、汝寧府の鎮守の任に就かせるので、官の派遣を待つて表文を提出して清に帰順するよう命じている。また他の将帥と協力して逆賊（反清勢力）を討つよう指示し、兵部に「空銜の（官職名のない）箭付十道」を送らせるので、劉洪起の裁量にて発給することを許すとしている。

劉洪起は明末に河南の総兵官を勤め、明滅亡後は南部の汝寧府で農民軍を組織して清に抵抗した人物である。清『世祖実録』二年六月二九日条には「故明の投降した河南総兵太子太保左都督劉洪起が疏して（上奏して）回籍を請う。命じて京に赴かせ朝見し、別に行して（公文書を送って）任用する」との記事があり、本勅諭はこの時に作成されたものと考えられる。なお劉洪起が実際に投降したのかどうかは不明である。

ただし本勅諭は右下に「（順治）二年六月二十四日到銷訖（銷し訖るに到る）」と朱書きされており、実際には発給されず、取り消されたとみられる。『世祖実録』二年七月一九日条には、内大臣と河南巡撫が清軍が河南省西平県に進軍して「賊首劉洪起」を伏誅（処刑）したことが記されている。李光濤氏は、勅諭の取り消しの背景として、清の方針が「招撫」から「掃討」へと変更されたことを指摘する。

本勅諭は黄紙の印辺籠箋が用いられている。I-「1」-5と同様に、雲の部分が一重線で描かれる

タイプの龍雲紋である。圈点・声点も施されている。後部欠落のため年号・年月日や押印は確認できない。満文部分が存在したのかどうか不明である。

ところで作者不詳の明末の小説『金瓶梅』には、主人公の山東商人西門慶が、首都の宰相蔡京（蔡太師）に使者を派遣して財物を届け、山東提刑所の理刑（副長官）と副千戸（武官）の地位を得る場面がある（『金瓶梅』第三〇回）。この時蔡京は「朝廷から昨日欽賜された何枚かの『空名告身箭付』を用い、署名捺印して西門慶の名前を書き込んでいる（官職名はすでに記してあったようだ）。また使者は翌日吏部へ赴き登録を済ませて証明書を得ている。本勅諭に見られる「空銜の箭付」とは、この「空名告身箭付」と近い性質のものであったのではないだろうか。参考までに付言しておく。（渡辺美季）

〔参考〕李光濤編『明清檔案存真選輯』初集（台湾中央研究院歴史語言研究所、一九五九年）、小野忍・千田九一訳『金瓶梅』三（岩波書店、一九七三年）

## I-「1」-参考

## 明清冊封詔勅目録 一冊

紙本墨書 二六・五×一七・九

明治三六年（一九〇三）

東京大学史料編纂所藏 RS四一五一・九一八四

明治政府が首里城から接收した明清詔勅の目録。一八七九年三月末、明治政府は警察・軍隊とともに内務大丞の松田道之を「処分官」として琉球に派遣し、当時内務省の管轄下にあった琉球を強制的に日本へと併合した。この時、内務卿の伊藤博文は松田に対して事前に、「島津氏の琉球統制に関する文書」や「中国との関係書類」を残らず持ち帰るように命

じており、首里城内にあったこれらの文書は、他の多くの文書（大半は評定所文書であった）とともに接收され、東京へと移送された。それらは内務省総務局文書課が保管していたが、一九二三年の関東大震災に伴う火災で大半が焼失した。しかし幸いにもそれ以前に、一部の文書に関しては目録や写本が作成された。その一つが本目録であり、明治三六年（一九〇三）に東京帝国大学史料編纂掛（現、東京大学史料編纂所）によって作成された。目録冒頭に記された編纂掛事務主任（所長に相当）の三上参次の言によれば、内務省から江戸幕府の寺社奉行文書を引き継いだ際に、琉球から接收した書類も引き継ぐことを求めたが、「なお外交上の秘密書類に属している」と断られたため目録のみを謄写したという。

本目録には一一六七号の文書番号とその年号が記されている。ただし第一四四号は抹消表示（見せ消し）となつているため、実際の総数は一六六点である。その内、明代は二点のみで、残りは清代である。琉球併合の時点で、明代の詔勅はすでにほとんど失われていたことがわかる。清代の詔勅は実際の受給総数よりはやや少ないものの、大半が残存していたようだ。数からして冊封のみならず朝貢その他の理由で発給された詔勅も含まれていたとみられる。本目録には、その他に番外として冒頭に明治五年（一八七二）の一点、末尾に清代の勅諭三点が載る。前者は明治天皇による琉球藩設置の勅諭である。

なお本目録には記載されていないが、琉球国王に発給された詔勅の内、過去に日本本土に流出したとみられる明代勅諭二点が現存している。一つは景泰五年（一四五四）の尚泰久宛勅諭（個人感）、もう一つは成化二三年（一四八七）の尚真宛勅諭（沖縄県立博物館・美術館蔵）である。いずれも金花紙が

用いられ、「広運之宝」の玉璽が押される。他に清に返却した明代の勅諭・詔書が一点ずつ現存している（I-「1」-2解説参照）。一方、清代に発給された詔勅の現存は今のところ確認できない。I-「1」-2の未発給詔書（断簡）と、一八世紀前半頃に作成されたとみられる康熙二八年（一六八九）の尚貞王宛勅諭の精巧な写本（紅葉山文庫旧蔵、宮内庁書陵部蔵）が、清代の詔勅の「実物」の姿を知ることになる。以上を踏まえ、以下に「詔勅」の二大手がかりであると見えよう。

### （渡辺美季）

〔参考〕カローリ、ローザ「国宝『琉球国王尚家関係資料の旅』（『沖縄文化』五〇一、二〇一六年）、黒嶋敏「影印本『旧琉球藩評定所書類』について」（『東京大学史料編纂所研究成果報告』二〇一六年） 琉球王府発給文書の基礎的研究『東京大学史料編纂所』二〇一六年、真栄平房昭「琉球処分と軍隊・歴代宝案のゆくえ―『尚家文書』新出史料を手がかりとして」（『沖縄史料編纂紀要』四二、二〇一八年）、渡辺美季「琉日関係における明清詔勅」（第十二回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集）沖縄県教育委員会、二〇二〇年

## 「2」官職・身分授与文書

誥命・勅命（誥勅）とは、明清時代において皇帝が臣下やその配偶者・父祖に爵位を賜与する際に発する文書である。誥命は五品以上の、勅命は六品以下の官吏に授封する場合に用いられる。また外国国王に誥命が発給されることもあった。日本では足利義満・豊臣秀吉を日本国王に冊封する際に誥命が発給され、後者は現存している（大阪歴史博物館蔵）。琉球では永楽一三年（一四一五）に山南王他魯每を冊封する際に誥命が発給された（明『太宗実録』同五月己酉「一三日」条）。琉球への誥命発給はこの事例のみしか確認できない。朝鮮に対しては、明清時代を通じて国王のみならず王世弟・王世子・王妃

など王室に対する冊封誥命が発給された。

誥勅は巻軸形式で、誥命は五色の紵糸（縹子織か）、勅命は純白の綾を用い、昇降龍と「奉天誥命／勅命」の篆書が織り込まれる。布は南京の織染局（明）・江寧の織造局（清）で織造され、末尾には「某年月日造」の篆字が織り込まれた。駢体文（対句で構成した文体）で書かれ、清代は漢文・滿文併記により、両文の末尾が中央で合う形になっている。発給年月日の上に、誥命は「制誥之宝」、勅命は「勅命之宝」の玉璽を押す。また最後尾には発給台帳との割印として「広運之宝」の玉璽が押された。（渡辺美季）

〔参考〕大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる誥命について―我が国に現存する明代の誥勅―」（『関西大学東西学術研究所紀要』四、一九七一年）、村井章介「明代『冊封』の古文書学的検討―日中関係史の画期はいつか―」（『史学雑誌』一二七、二〇一八年）、小島浩之「中国における記録媒体の変遷再考―文書料紙を中心として」（同編『東アジア古文書学の構築―現状と課題―』東京大学経済学部資料室、二〇一八年）、洪性鳩（林慶俊訳）『韓国所蔵清朝（滿文）文書について』（『学習院大学国際センター研究年報』五、二〇一九年）

### I-「2」-参考1

#### 明武宗（正徳帝）勅命 一卷

絹本墨書 二九・七×一四八・三  
弘治一八年（一五〇五）八月二〇日  
東京大学総合図書館所蔵 嶋A〇〇〇六二七〇

南京広西道監察御史王欽の父王聰を文林郎南京広西道監察御史に、母譚氏を孺人に封じた文書。明代、官職を授けられると、その妻のほか、一品官は三代、二・三品官は二代、四・七品官は一代を遡って封贈される（万曆『大明会典』「以下『会典』」巻六文官封贈）。南京広西道監察御史は七品官で、したがっ

て父母と妻が対象となる。この規定に沿って王欽の父母も授封され、七品であるので勅命が賜給されたものである。文林郎は七品相当の散官、また孺人は七品官の母・妻に与えられる称号である（『会典』巻六文官封贈・散官）。なお弘治一八年八月二〇日当時の皇帝は武宗（正徳帝）で、孝宗（弘治帝）はこの年五月に没している。年号が弘治のままなのは、諭年改元の慣行による。

附属の木箱には「明孝宗皇帝弘治勅命 一卷」と表書きされる。巻装部分の端裏に「東京帝国大学図書印」の朱印および「寄贈／昭和拾壹年壹月拾日／故森林太郎氏」の黒印がみられ、昭和十一年（一九三六）森嶋外の所蔵品を東京帝国大学に遺族が寄贈したものであることが知られる。森嶋外が本文書をいつどこで入手したのかは不明である。

本体は白綾で、冒頭には昇降龍に取り巻かれた「奉天勅命」の文字を織り出す、『会典』の規定通りの勅命であるが（巻二〇一誥勅）、表装は後代のもので原軸・原帯等は失われ、背面にあるはずの表装の年月日および工匠の記載もみえない。また少なくとも後半部は切断されて亡失しており、「広運之宝」の朱方印や文書番号を割書した墨書は見当たらず、その奥に織り出されているはずの織造年月日も見えない。現状は、年記の上に捺された約一cm四方の「勅命之宝」の朱方印がぎりぎり収まる形で表装されている。この「勅命之宝」は年号の一字目の中央部から捺されており、皇帝印を捺す際の慣例に沿っている。

なお本例のように、日本とは直接関係のない、明の国内文書としての誥勅の日本現存例は、I-「2」-参考2のほか、毛利公爵家旧蔵の嘉靖一三年（一五三四）四月二〇日付の明世宗（嘉靖帝）勅



命（現・山口県立山口博物館蔵、史料編纂所台紙付写真一八七〇―一二二五）など数例が知られている。これらはあるいは近代、骨董品として流入してきたものかと推察されるが詳細は明らかでない。

（須田牧子）

〔参考〕小島浩之「東京大学総合図書館所蔵『明代勅命』管見」『漢字文献情報処理研究』一〇、二〇〇九年、同「勅諭・誥命」（村井章介ほか編『日明関係史研究入門』勉誠出版、二〇一五年）

## I-「2」-1

### 明神宗（万曆帝）誥命 一卷

絹本墨書

万曆十九年（一五九二）四月五日

何創時書法芸術基金会蔵

明代の誥命は、唐代の告身の系譜をひくもので、皇帝が臣下を五品以上の官職に任ずるときに使用された文書様式である。本文書にみえる太子少保は正二品官である。

誥命の基盤材について、万曆『大明会典』（以下『会典』）は「五色紵糸」と規定し、勅命（六品以下）に使用する「白綾」との差別化を図る（巻二〇一誥勅）。冒頭に双龍文（昇降龍文）と「奉天誥命」の篆文を織り出し、その後は雲文を織り出す。『会典』は文官二品には「獅子」文を使用すると規定しており（巻二二二雜行・中書舍人）、齟齬がみられる。末尾に「万曆九季 月 日 誥」と織り出しており、万曆九年に織造されたものとわかる。表装（裏打）されたのは三年後のことであり、軸巻紙に「万曆十二年三月 表背匠「王本」／織匠「陳山」／挽匠「周清」とある（「」は異筆）。『会典』は、南京織造局が織造し、工部に送られたのち、印

綬官と掌印官が品質検査を行い、合格したものを貯蔵すると規定する（巻二二二雜行・中書舍人）。本文書の場合、実際に使用されたのは、表装から六年後の万曆十九年である。

誥命の冒頭句は「奉天承運皇帝制曰」であり、以下に皇帝の命令を引用する。「奉天承運皇帝」（天を奉じ運を承けたる皇帝）は、元代の「上天眷命皇帝」（上天の眷命せる皇帝）の影響を受けたものである。本文は楷書体で書す。各行を七字に収めるのを基本とし、「天」「皇帝」「三朝」の文言に双擡を施す。年月日の「万曆」の「万」字にかけて朱印の「制誥之宝」を押す。その左上に勘合原簿を重ねて文書番号を割書して割印を押す。その朱印の印文は「広運之宝」である。「奉天承運皇帝」がその「運」を臣下に普及させるという理念を表現したものである。

この誥命は、万曆十九年四月五日付で故人の劉応節に対して太子少保を追贈した辞令書である。明『神宗実録』万曆十九年閏三月四日条によると、劉応節は前年六月に卒しており、先例どおり「祭葬」されている。本文は「三朝」（嘉靖・隆慶・万曆）に仕えた事蹟を修辭的に称えるものである。彼の列伝『明史』列伝卷二二〇・列伝第一〇八を参照することで、その意味するところは概ね理解できる。

ただし、詳述を避けたと思われる部分もある。劉応節は万曆五年に協理戎政兵部尚書の任にあつたところ、同年閏八月に弾劾を受けて致仕した。『神宗実録』万曆五年閏八月二十七日条。しかし、翌年二月、娘の劉氏が神宗の后（昭后）に冊立されたため、皇帝の親衛軍である錦衣衛の正千戸となり、俸禄（俣五〇〇〇両・莊田一〇〇頃）を帯びることを許された（同六年二月二日条、二六日条、六月二六日条）。

その後、指揮僉事を経て、刑部尚書に任じられた（同一年三月七日条、一二年一〇月九日条）。劉応節は皇帝権力に密着することで、復権を果たしたのである。

（荒木和憲）

〔参考〕大庭脩『古代中世における日中関係史の研究』（同朋社出版、一九九六年）、小島浩之「勅諭・誥命」（村井章介ほか編『日明関係史研究入門』勉誠出版、二〇一五年）、河上繁樹「織技から見た明代の誥勅」（小島浩之編『東アジア古文書学の構築』東京大学経済学部資料室、二〇一八年）

## I-「2」-参考2

### 明熹宗（天啓帝）誥命 一卷

絹本墨書 二八・四×一六八・一

天啓二年（一六二二）

東京大学史料編纂所蔵 貴一六一二

某氏に一品夫人を遺贈した文書。本文の前半および中間部を欠くため、対象者の名前は不明である。万曆『大明会典』（以下『会典』）巻六「文官封贈」には、「正従一品曾祖母・祖母・母・妻、各封贈夫人後称一品夫人」とあるから、正従一品に任じられた男性の曾祖母・祖母・母・妻いづれかにあたるのだろうが、該当男性の名前も不明である。なお誥勅の軸数は「一品四軸、二品三品三軸、四品至七品二軸」（『会典』巻六誥勅）と定められる。一品官を授職されれば三代に封贈されるので、四軸とすると、本人夫妻・父母・祖父母・曾祖父母宛の誥命が作成されることになる。現存例もI-「2」-参考1の勅命にみられるように、夫妻への封贈が一軸にまとめて記されるものが多い。したがって本文書も一品夫人の授職だけでなく、失われた前半部に男性への授職が記載されていた可能性もあるが、残存する本文が

らその要素を窺うことはできない。

附属の木箱には「明天啓帝制誥零文 一幀」と表書きされ、蓋裏には「閑雲清玩」の墨書・五百四十四円」と墨書した紙片・「寄贈／昭和参年十二月十八日／辻善之助氏」と記した紙片が貼られている。また巻装部分の奥裏に「大阪富田仙助氏惠寄／史料編纂掛二転贈 辻善之助（花押）／昭和三年十一月二十六日」とある。富田仙助は丹後出身の実業家で兵庫県選出の衆議院議員も務めた人物である。この人物が、おそらく五四〇円で購入したものを辻善之助に贈り、それを辻が史料編纂所（当時は史料編纂掛）に寄贈したものである。当時辻は史料編纂所の所長であった。

文書冒頭には『会典』の規定通りに、昇降龍に取り巻かれた「奉天誥命」の文字を織り出すが、前部の昇龍には欠損がみられ、後部は続く「友」から始まる本文の書かれた部分の布地とは織目が連続しないので、「奉天誥命」の前後はともに切断されていることが判明する。顕微鏡で見ると、後の方の切断面はかがられたうえで本文の方の布地と接合されており、丁寧な処理が施されていることも確認される（図版篇二四頁「切断面①」参照）。地紋は雲鶴で、これは『会典』の定める一品官の誥の地紋に該当するが（巻二二二雑行）、同条には一品官の夫人の誥は雲鸞とあるので、あるいは鶴ではなく鸞かもしれない。

『会典』には、誥の布地については五色の紵糸のみあって（巻二〇一誥勅）、五色の順列や各色の長さについての規定は見えない。ただし豊臣秀吉を日本国王に封じた誥命は雲鶴紋で一品官相当格として作成され、青赤黄白黒の順で約四〇cmごとに化する。これに対して三・四品官の例では、色の順は

同じだが約七〇cmごとに変化し、品階により各色の長さが異なることが大庭脩氏によって指摘されている。

本文書は全体に褪色し、冒頭の青以外、地色はそれほど明瞭でないが、冒頭から①青一二・四、②黄八・九、③白三六・〇、④赤三七・二、⑤黄三七・〇、⑥白三六・六cmという構成であることが見て取れる。①②以外はいずれも地紋の鳥が横に四羽、織り出されておき、これを標準に考えると、③⑥がやや短いものの、約三七cmごとに化するパターンで織られていることが分かる。おおむね秀吉の誥と同じで、すなわち一品官の誥の例に合致する。そうすると①は前後あわせて約二五cm、②は③とは連続するから、前半部に約二八cmの亡失があることになる。さらに③④の間にも切断がある。紋様を合わせて丁寧に接合し全体を裏打ちして表装しているのだから、いが、顕微鏡で見ると織糸が切れて繋がっていないのが明白である（図版篇二四頁「切断面②」参照）。③がやや短いのはこのためであろう。

色の順列が仮に秀吉宛の誥命と同じく青赤黄白黒であったとすると、①青のあとに、赤と黄の一部が亡失し、②黄の残部③白ときて、黒・青部が亡失し、④赤⑤黄⑥白と続く形と推定される。③から⑤の本文は八字（擡頭分を考慮すれば一〇字）×九行であるから、前半に一六行、中間に一八行分の文章の抜けがあることになる。ただI-「2」-参考1・1の例に照らすに、全体で六三行に及ぶような長文を想定しうるかどうか躊躇されるところもあり、その場合は色の順列の多様性を想定すべきことになろう。

年記の上には一二・八cm四方の「制誥之宝」の朱印が捺される。これもまた年号の一字目の中央部から捺されている。また末尾には割書が施され、そ

の割書に右側面の朱郭がかかる形で一一・二cm四方の「広運之宝」が捺される。割書は「□□□□十三號」と読み取れ、これを大庭氏は意から「仁字九百十三號」と読まれる。妥当な見解であろう。なおI-「2」-1は「広運之宝」を割印にするが、本文書は割印ではない。中国国家博物館所蔵の天啓三年一月八日付誥命・天啓四年三月二十六日付勅命・崇禎元年九月付誥命なども本文書と同様に、割印ではなく割書に朱郭をかける形となっており、この点の使い分けは不明とせざるを得ない。

I-「2」-参考1と同様、本来末尾にあるはずの織造年月日はみあたらず、末尾も切断されていることが分かる。改装されているため、背面にあるはずの表装の年月日および工匠の記載もみえない。いくつかの段階の細工かは不明だが、本文書は相当の改変が加えられて現状に至っていることがうかがえる。（須田牧子）

〔参考〕大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる誥命について」『関西大学東西学術研究所紀要』四一九七一年、中国国家博物館編『中国国家博物館蔵文物研究叢書』明清檔案卷明代（上海古籍出版社、二〇〇六年）、物館蔵職員列伝（衆議院議員列伝発行所、一九〇一年）

I-「2」-2  
清太祖（努爾哈齊）勅書（誥命） 一卷  
絹本墨書 五三・〇×一二四・四  
（本紙五三・〇×六六・六）

天命十一年（一六二六）  
中央研究院歴史語言研究所蔵 二一九八二〇

清太祖（ヌルハチ）がLo Jung Ciyangという人物（恐らく漢人）に対して発給した勅書（Maiejhe）の残簡。旧満文で記されている。下地の紙の中央部

から右にむけて、右端が切れた黄紙の満洲語文書が貼り付けられている。勅書は、ふつう満文と漢文が併記される満漢合璧で作られたため、切れた右端には現存する満文に対応する漢文が書かれていたと考えられる。その左側には白地に薄い淡褐色の漢文断片が貼り付けられているが、本文書とは関係のない内容である。檔案を整理するために裏打ちする際に、性格の異なる二つの文書の一つにしたものだと推定される。

本文書には、発給対象である Lio Jung Ciyang が、これまでの功績を認められ、備禦 (Maibeiguan) の位に任じられた、と書かれている。清の支配体制の根幹をなすのは八旗であり、それに属する人々を旗人という。旗人は、世職 (Mahergen) と呼ばれる独特の位階制によって序列づけられていた。この位階は、最終的に公・侯・伯・子・男という漢称の爵位へと帰着するが、ヌルハチの創設当初には、明の武官制を借用した総兵官―副将―参将―遊撃・備禦からなっていた。すなわち、本文書は Lio Jung Ciyang の世職を備禦にした際に交付した辞令書ということが出来る。

ふつう、こうした爵位授与文書は品階によって「誥命」(五品以上)と「勅命」(六品以下)とに区別されるが、入関前の清朝では、皇帝が出す文書という意味で、おしなべて「勅書 ehehe」と呼称していた。ところが、入関後、文書行政が確立してくるにもない、次第に「誥命」と「勅命」を区別するようになる。後掲の I-「2」-13 と I-「2」-14 はその実例に当たる。世職授与の際に交付される勅書として、本文書は「佟延天命丙寅年勅書」(『清代檔案史料叢編』第七輯)とともに現存する数少ない例であり、内容的には入関後の「誥命」に相当する。

満洲語で記された国初の年代記史料である『満文老檔』の卷一五には、「スレハン(=ホントイジ)の時に漢人の大臣・官員らに与えた勅書 sure han i forgan de nikan ambasa hafasa de buhe ehehe」という題目で、五六件の勅書が収められている。各勅書には、①発行者②受給者③授与事項(功績・世職・刑罰免除など)④発給日付などの事項が書かれているが、本文書や「佟延天命丙寅年勅書」とそれほど変わらない文言である。すなわち、本文書が発給対象者に交付した勅書であるのに対して、『満文老檔』に収録された勅書の檔冊は、交付した勅書を抄録した台帳というべきものである。『満文老檔』には本文書の発給対象者である Lio Jung Ciyang は確認できないが、本文書も同様の檔冊に登録されていたと考えられる。ちなみに「佟延天命丙寅年勅書」の佟延は、『満文老檔』の檔冊の三番目に登録されている。用紙は、黄紙の印辺龍箋が用いられている(I-「1」-1参照)。「満文老檔」天命八年(一六二三)五月三日条に、「黄色の勅書に書いて捺印し、ヤングリ(Yanguri)に与えた」という記事があり、ここでいう「黄色の勅書」とは、おそらく本文書の黄紙と同一の材質であると判断される。ところで、この文書に用いられた印辺龍箋は、通常、誥命ではなく勅諭に用いられる文様である。これは、I-「1」-1の例と同様に、この段階の満洲人は、明代の勅諭を大雑把に模倣しつつも、まだ文書様式の区別を徹底していなかったことがうかがえる。

発給時期については、本文書の右端に「天命丙寅年」と記されていることから、ヌルハチ治世の最晩年の天命十一年(一六二六)に出されたものであることが分かる。末尾の月は数字に当たる部分が欠損している。しかし、それに対応する左側の満文に

「amagan i ninggun biyai」とあり、これより「閏六月」と補うことができる。「佟延天命丙寅年勅書」(『清代檔案史料叢編』第七輯)も、発給日付が「天命丙寅年六月」(満文は「abkai fulingga fulgiran tasha anya amagan i ninggun biyai」となっており、本文書とほぼ同時期に発給された同じ性格の文書であるといえる。

日付の年号の上に印が捺されたような跡があるが、ひどく滲んでいるため、印文を確認できない。ただ、印文の跡は上下で細長い直線の形となっており、少なくとも漢文ではなく満文であることは確実である。本文書と同種の文書とされる「佟延天命丙寅年勅書」にも、やはり満文の「abkai fulingga asin gurun han i doron」という印文が捺されている。このことから、本文書の印文も「佟延天命丙寅年勅書」と同様に、満文印が捺印されたとみて大過あるまい。

特徴としては、文書冒頭に「ハンが言うには han hendume」とある部分と、その次の文章の筆体が明らかに異なる点が挙げられる。おそらく定型句である「han hendume」を予め記入した文書を大量に作っておき、文書を発給する必要が生じた際に、これを持ち出して使ったのではないかと推測される。(林慶俊)

〔参考〕李光濤編『明清檔案存真選輯』初集(台湾中央研究院歷史語言研究所、一九五九年)、松浦茂「天命年間の世職制度について」(『東洋史研究』四二―四四、一九八四年)、細谷良夫「満文原檔「黄字檔」について」(『東洋史研究』四九、四一、一九九一年)、片岡一忠「中国官印制度研究」(東方書店、二〇〇八年)、

杉山清彦「清初マંジュー(満洲)人の「家」と国家」(加藤雄三、大西秀之、佐々木史郎編『東アジア内海世界の交流史』人文書院、二〇〇八年)、杉山清彦「大清帝国の形成と八旗制」(名古屋大学出版会、二〇一五年)、庄声「帝國を創った言語政策」(京都大学学術出版会、二〇一六年)

紙本墨書 四二・四×三〇・二五

順治九年（一六五二）正月二六日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一〇三九一九

清世祖（順治帝）が趙国彦という人に下した満漢合璧の勅命。昇降龍紋の黄紙に、右側には漢文、左側では満文が書かれており、漢文は右から、満文は左から中央部にむけて読解する典型的な満漢合璧の詔令文書の形式を取っている。漢文部分の冒頭は「奉天承運皇帝制曰」より始まっており、本文書が皇帝の発給する誥命であることを知り得る。これに対して、満文は「天命の運をうけたハンの旨 abkai hesei forgon be aliha han i hesei」とあり、単に「ハンの旨 han hesei」ということを示すだけである。

本文書の内容は、おそらく八旗漢軍に属する趙国彦が爵位である世職を授かった縁由と、彼の死後、息子の趙完璧がそれを引き継ぐことを許可する命令が中心をなしている。これによると、趙国彦はもともと「白身 bai niyalma」、すなわち職のない白衣より身を起し、遼東の松山・錦州での戦やその後の漢地征服戦などで軍事的に活躍した功績を認められ、順治元年（一六四四）に世職を授かるに至ったのである。このとき、趙国彦に与えられた世職は、トゥワシヤラ＝ハファン（tuwašara hafan）という後の雲騎尉に当たるもので、その継承は一回しか認められなかった。

翌年に趙国彦が病死すると、息子の趙完璧が爵位を継承する。趙完璧は、順治七年（一六五〇）にバイタラブレ＝ハファン（baitalabure hafan / 騎都尉）、順治九年（一六五二）に三等アダハ＝ハファン（adaha

hatan）に、それぞれ昇級していく。本文書には、これらの昇級契機について詳しく記載されている世職の授与・継承の保証書ということができる。その意味では、前掲の勅命I-「2」-2と同様の性格を有するとともに、それが入関後にどのように変化したのかを知り得る史料であるといえる。

形式としては、I-「2」-2の例と同様に勅諭の印辺龍箋の文様が用いられており、入関したとはいえ、依然として入関前の文書様式が引き継がれていることが確認される。印章は、趙氏父子の世職に變動があった日付のところに、満漢合璧の「勅命之宝 hesei i taciure boobai」の印が漢文部分と満文部分にそれぞれ四回ずつ捺されている。（林慶俊）

〔参考〕松浦茂「天命年間の世職制度について」（『東洋史研究』四二・四、一九八四年）、細谷良夫「満文原檔」「真字檔」について」（『東洋史研究』四九・四一九九一年）、片岡一忠「中国官印制度研究」（東方書店、二〇〇八年）、杉山清彦「清初マジンジュ（滿洲）人の「家」と国家」（加藤雄三・大西秀之・佐々木史郎編『東アジア内海世界の交流史』人文書院、二〇〇八年）、杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』（名古屋大学出版会、二〇一五年）、庄声「帝国を創った言語政策」（京都大学学術出版会、二〇一六年）

## I-「2」-4

## 清高宗（乾隆帝）誥命 一卷

絹本墨書 四〇・三×二九・八・〇

乾隆一六年（一七五二）十一月二五日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三八二五〇

清高宗（乾隆帝）から佟海という人に発給された誥命。黒・赤・白・紅の四色を繋いだ絹に漢文と満文で記されている。発給対象である佟海については、清『世宗実録』『高宗実録』のような年代記史料お

よび『八旗通志初集』『欽定八旗通志』『八旗滿洲氏族通譜』などの清代の政書に同名の人物が頻出するが、同一人物なのかは不明である。本文書では、彼の肩書を「福陵右翼副総管」としており、清の創業者である太祖ヌルハチの陵墓の守役であったと考えられるが、官撰史料からは確認できない。

文書の左端と右端にある昇降龍紋のところには、満文「abkai hesei gomung」と漢文「奉天誥命」がそれぞれ記されており、このうち漢文は篆書体である。「gomung」は、「誥命」の満文表記であるので、この文書が任命文書に属する誥命であることが分かる。本文は、皇帝の名義で発給される文書の定型句である「奉天承運皇帝制曰」より始まっており、満文もこれに対応して「天命の運をうけた皇帝の旨 abkai hesei forgon be aliha hūwangdi hesei」とある。清世祖勅命（I-「2」-3）では「abkai hesei forgon be aliha han i hesei」とあり、「han」が「hūwangdi」へと変わったことが注意される。

文書の中央部の左右には、満文と漢文で「abkai wehiyehi i juwan ninguci aniya omšon biyai orin sunja」と「乾隆十六年十一月二十五日」と発給された日付が記されている。その上に満漢合璧の印が捺されているが、その印文は「皇帝之宝 hūwangdi i boobai」である。（林慶俊）

〔参考〕片岡一忠「中国官印制度研究」（東方書店、二〇〇八年）、杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』（名古屋大学出版会、二〇一五年）、庄声「帝国を創った言語政策」（京都大学学術出版会、二〇一六年）

官文書には、上行文書・下行文書・平行文書がある。明代には、上行文書として咨呈・呈状・申状・牒呈・牒上、下行文書として照会・劄付・下帖・故牒、平行文書として平咨・平関・手本・平牒などがあつた。清は明制を踏襲しつつ改変を加えた。その上行文書としては咨呈・呈文・申文・申呈・詳文・牒呈・廩文などが、下行文書としては劄文・劄付・牌文・票文・牌檄などが、平行文書としては咨文・移会・移文・関文・照会などがあつた。

## 「1」咨文

平行文書の一つ。咨は「はかる・問う」の意味で、明代には二品以上の、清代では道（四品）以上の同等官署間で用いられた。また冊封を受けた外国国王と明清官署（礼部・布政使司など）との交換文書としても用いられた。このことは清代に「礼部の外商各国に行すは、均しく咨を用いる。来文も亦た咨を用いる」（光緒『大清会典』卷三〇礼部）として規定上に明文化された。なお冊封の際に頒賜された常服の仕様によれば、明は琉球国王を二品相当官、朝鮮国王を一品相当官として位置づけており、日本国王も二品相当官として位置づけていた可能性が高いとされる。また清も琉球・朝鮮国王を明と同様に位置づけていた。

万曆『大明会典』（卷七六礼部三四、行移署押体式）に載せられた六部から都指揮使司宛の平咨の書式（平咨式）は、「某部、某事の為にす。云々。合あ行に移咨すべし。請うらくは照驗して施行せんことを。須く咨に至るべき者なり」となっており、末尾に「右、某都指揮使司に咨す」と年号・月日が記され、

年号の下の位置から官印が押される。また紙幅の左端上部に「咨」の字を記し、その下方上段に尚書（部の長官）、下方下段に侍郎二名（部の次官）が押字を加えるとする。明代の咨文であるⅡ-「1」-参考1にも「咨」字の残画と押字一点が確認できる。

清代の咨文も概ね明代同様で、「某官署、咨行する事の為にす」「某官署、何の事の為にす」などの文言で始まり、「須く咨に至るべき者なり」で締め、末尾に「右、某官署に咨す」と年号・月日が記され、官印が押される。白紙・折本の形式で、Ⅱ-「1」-参考2や韓国国立中央図書館蔵に所蔵される一九世紀の朝鮮国王・議政府宛の礼部咨文約三〇〇点のカラー写真を見るに、少なくとも一九世紀には縦約六〇cmの折本をさらに二つ折にし、上面に「咨」の字を書くのが一般的だったようである。その後、封筒に収められたとみられる。これについてはⅡ-「1」-参考2の解説を参照されたい。（渡辺美季）

〔参考〕韓国国立中央図書館編『국립중앙도서관 고문서해례（国立中央図書館古文書解題）』의고문서부（外交文書類）Ⅰ（同館、二〇一三年）、河上繁樹「外交の装い―足利義満の冊封に関する服装―」（村井章介ほか編『日明関係史研究入門』勉誠出版、二〇一五年）

## Ⅱ-「1」-参考1

## 大明副使蔣洲咨文 一幅

紙本墨書 五六・七×五一・七

嘉靖三十五年（一五五六）十一月三日

東京大学史料編纂所蔵 S〇八三五-一〇

明朝の使者蔣洲が「対馬島」宛てに倭寇禁圧を求めた文書。宛先である宗家に伝来し、朝鮮総督府・韓国国史編纂委員会の所蔵を経て、その後一九七七年に書店からの購入により史料編纂所の所蔵となつ

た。購入当時から広げるのに困難なほどに痛みがひどく、修復のめどが立たないままに歳月を重ねたが、二〇〇七―〇八年に史料編纂所修復室において、湿気を吸って泥状を呈していた本紙から後補の裏打紙を剥離するなどの処理が行なわれ、改めて軸装に仕立てられた。付属の木箱はこの際に新調されたものである。二〇一六年に重要文化財に指定された。

用紙は竹紙を用い、年記の上に一一・二×六cmの朱郭長方印を捺す。本紙の痛みにより、印文はほとんど読み取れないが、毛利博物館に現存する「明嘉靖年号書囊」（Ⅱ-「2」-3の解説参照）に捺される同印影と併せると、辛うじて「□□使□□蔣関防」と読み取ることができると、すなわち蔣洲の関防印である。

関防印とは、皇帝から特命を受けて派遣される官員（欽差官員）に給された官印で、印文は「特命内容（特命官職名）+関防」で構成され、制度内の官衙の印が方印であるのに対し、長方印であることが特徴である。その発給は明正統年間が始まり、清末まで継続され、時代が下るにつれ、大官だけでなく多種多様な職種に発給されるようになった。官員の品級や職責の軽重による規格の差はなかったようである。実際、関防印の実例として本書では、Ⅱ-「3」-1、3、Ⅱ-「4」-1や3-付などを確認したが、いずれも概ね一〇〜一一cm×六cm程度の大きさであり、本文書に捺される蔣洲の関防印もこの範囲に収まっている。ただし後掲の例の印文は「官職名+関防」であり、個人名は刻まれていない。したがって「蔣」は別字かも知れないが、蔣洲の肩書は本文書内では「大明副使」で、印文の文字数に対して不足している。なお後述のように蔣洲は欽差官員ではなく、浙江巡撫によって起用された人物であり、いず

れにしるこの関防印は、中央の鑄印局で鑄された正規の印ではなかったのではないかと思われる。

関防印の脇にある墨書は「咨」の残画、その下の押署は蔣洲のものと思われる。本文の位置からして文書の天は裁断されている可能性があり、また「咨」の残画の大きさから左部分も欠損があると考えられ、現状よりも大きな文書であったと推定される。文書に残る折跡からすると、横約九cm間隔で縦に六つ折にした上で縦三〇cm程度の所で二つ折にされていた可能性もあるように見え、そうだとすると五四cm×六〇cm程度の大きさであったと想定される。しかし折跡は後代のものである可能性もあり、また九cm程度の横幅と想定すると、「咨」の字が第六面の中央に来ないので、ここでは可能性の提示に留めておく。

本文書の差出人の蔣洲は寧波出身で、通番の疑いにより官に拘束されていたところを浙江巡撫（のち浙直総督）胡宗憲により起用され、日本に派遣された。胡宗憲は、江南諸鎮を占拠していた倭寇の頭目徐海を討滅し、王直を捕縛・斬首して嘉靖倭寇を終焉に導いたとして知られる人物で、蔣洲の起用もその過程で、王直の招撫を目的とするものであった。なお蔣洲は本文書内で「大明副使」と称するが、蔣洲と一緒に日本に派遣された者に陳可願なる人物があり、彼は五島で王直と接触したのち、王直の部下らと先に帰国した。こちらが大明「正使」であったのだろう。

本文書によると、一五五五年一月に五島に到着した蔣洲は、松浦・博多を経て豊後大友氏のもとに至った。大友氏（大友義鎮）は倭寇禁圧を約束するとともに、使者を明朝に派遣することに決した。これをうけ、対馬島としても倭寇を取り締まるように要

求したのが、本文書の主旨である。しかし対馬宗氏がこの要求に直接回答した形跡はない。ただ朝鮮王朝に向けてこのような文書が来た旨、報告したことが朝鮮『明宗実録』一二年三月庚午条に見える。朝鮮は検討の上、我が国には関わりのないことと判断を下した。一方、同一の要請は九州各地に発せられたものと推察され、これに依って周防の大内義長は、大友義鎮の使者に書状と被虜人を託し明に送った。一五五七年、蔣洲は大友氏使者らとともに帰国したが、紆余曲折の末に投獄され、王直も投降し（のち斬首）、大友氏使者は明軍と合戦のうえ逃亡した。

近年では、この胡宗憲による一連の倭寇鎮圧の戦勲を称えるために描かれた図巻から派生したのが、史料編纂所所蔵『倭寇図巻』・中国国家博物館所蔵『抗倭図巻』ではないかと考えられている。（須田牧子）

〔参考〕 田中健夫「明人蔣洲の日本宣諭」（同『中世対外関係史の研究』東京大学出版会、一九七五年）、片岡一忠『中国官印制度研究』（東方書店、二〇〇八年）、山崎岳「船主王直功罪考（後篇）」（『東方学報』九〇、二〇一五年）、須田牧子「蔣洲咨文——倭寇禁圧要請の手紙」（同編『倭寇図巻』、『抗倭図巻』をよむ』勉誠出版、二〇一六年）、黒嶋敏「琉球と戦国大名」（『中国』三二、二〇一六年）、須田牧子「最末期の遣明船の動向と『倭寇図巻』」（上田信・中島栄章編『アジアの海を渡る人々』春風社、二〇二二年）

## II 「1」ー1 朝鮮国王咨文 一通

紙本墨書 三八・七×六三・八

崇禎三年（一六三〇）二月日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三八一三一

朝鮮国王仁祖（李倧）が崇禎三年（一六三〇）に兵部にあてた咨文であり、失われた符験三部につい

て、補賜することを依頼する内容である。内容の翻刻が『明清史料』甲編第一本に収録されており、写真図版が『明清檔案存真選輯』初集に収録されている。

形態としては折本で五幅あり、一行四二字で構成されている。「朝鮮国王之印」は押されていないように見え、実際に押されなかったのか、押されたがその後退色したのかは判断できない。李善洪氏はこの史料に御押が見えないことについて、万曆三三年（一六〇五）に明で表箋文などの定式が改められたことの影響を推測するが、万曆四〇年に朝鮮国王王海君が礼部に対して、中江開市の廃止を求めた咨文（中国国家博物館蔵、「万曆四十年朝鮮国王致礼部請罷中江関市以清疆界以防奸弊事咨文」）では「朝鮮国王之印」が押されており、判断が難しい。

史料の主たる内容としては、洪武年間に朝鮮が賜った達字号の符験は七部であったが、そのうち三部の符験が（朝鮮使節の柳潤・朴彝叔・尹安国が各々水難に遭って）失われ、その後の燕行使で三部が用いられて、朝鮮国内には一部しか残っていない、そのため、三部の補賜を願う、というのである。

符験は元来、明初期に官員の駅利用に関し、兵部が発行した文書であるが、朝鮮にも発行され、朝鮮行使が使行時に携行した。燕行使は従来、明へは陸路で使行していたが、一六二一年に瀋陽が後金に陥落したことで、海路による使行を行った。柳潤は一六二一年に、朴彝叔は一六二一年に、尹安国は一六二九年にそれぞれ使行中に遭難している。

なお洪武年間に朝鮮に発給された符験が韓国国立中央博物館に現存することがソ・ソンホ氏の研究で明らかになっている。（辻大和）

〔参考〕 中国国家博物館編『中国国家博物館蔵文物研究叢書』明清檔案

卷明代（上海古籍出版社、二〇〇六年）、李善洪『朝鮮対明清外交文書研究』（吉林人民出版社、二〇〇九年）、서성호 一七八四『織物馬牌』의 正体와 明 符驗 『동원학술논문집』 一六、二〇一五年（ソ・ソ）ホ「德寿一七八四『織物馬牌』の正体と明符驗『東洋学術論文集』一六、二〇一五年」、辻大和「朝鮮の対明朝貢使節が携帯した文書―符驗と勘合―」『韓国朝鮮文化研究』一六、二〇一七年

## II-「1」-参考2

### 福建布政司咨文 一卷

紙本墨書 六一・〇×二九・五・〇

（本紙五九・五×二四・四・五）

道光二年（一八四八）四月二七日

沖繩県立図書館（東恩納寛惇文庫）蔵

HK-12008-1D83

※画像はCC BY 4.0（一部改変）

<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

福建布政司から琉球国王尚育（第二尚氏王統第一八代、在位一八三五―一四七七年）に宛てた咨文。ただし尚育は道光二七年（一八四七）九月に病死し、王世子尚泰が六歳で即位していた（尚泰冊封は一八六六年）。尚泰は道光二八年の進貢使とともに報喪使を派遣し、尚育の死を清に報じている。布政司（承宣布政使司）は民政を掌る省の行政機関で、福建布政司は福州に入貢する琉球使節の対応を担った。

本咨文は、道光二七年八月四日付で国王尚育から福建布政司に宛てられた二通の密咨に対する返信（咨覆）である。『歴代宝案』別集の「嘒啖情状」「嘒啖啞三国情状」には、道光二四年（一八四四）から咸豊五年（一八五五）までの欧米船・欧米人への対

応をめぐる琉清間の外交文書が収められているが、本咨文は後者の三点目（別録一三）の原本である（以下、別集の文書は「別台または別録一番号」と表記する）。また薩摩藩に異国情報として提出された「漢文外国一件書類」（『琉球王国評定所文書』一八所収）にも収録されている（二五号）。

アヘン戦争後、琉球に来航する欧米船が急増し、特にイギリス・フランスは和好・貿易・布教を要求し始めた。道光二四年三月にはデュプラン（Duplan / 夥爾烈路僕朗）を艦長とする仏艦アルクメーヌ号が那覇へ入港して交易を求め、琉球が拒否すると、宣教師フォルカード（Forcade / 夥爾加助）と通訳のオーギュスタン・コウ（Augustin Ko / 粵五思单）を残して去った。道光二六年四月には、米国船（ただし琉球は英国船と認識）スターリング号が来航して、英宣教師ベッテルハイム（Bettelheim / 伯徳令）と家族を留置して去り、前後して提督セシーユ（Cecille / 謝西耳）らの率いる仏艦三隻（サビーヌ号・ヴィクトリユーズ号・クレオパトラ号）——「大総兵船」——が琉球に集結し、「和好・貿易」に関する条約締結を迫った。琉球の拒絶により仏艦は約一ヶ月後（閏五月二四日）にフォルカードとコウを連れて退去したが、宣教師ル・テュルデュ（Lathur / 伯多祿）を残し、またその二ヶ月後にヴィクトリユーズ号が再来して宣教師アドネ（Annet / 亜臬徳）を留置した。

西里喜行氏や岡部敏和氏が明らかにしたように、「大総兵船」退去には、首里王府による清への請願が大きく影響していた。まず道光二四年（一八四四）、琉球は薩摩藩と協議した上で、福建布政司宛の国王咨文（別台一）を作成し、同年の進貢船（一〇月に福州到着、翌年五月帰国）に託した。ただしこの

咨文は、あくまでも仏艦アルクメーヌ号の来航とフォルカードの残置を報告するもので、救援（のための上奏）を要請するものではなかった。福州において進貢使は、機密保持のため布政使（布政司の長官）が外出先から戻るのを門前にて待ち受け、直接この咨文を手渡したという。以後、本件については「密咨」という扱いが原則となっている。

咨文は布政司から閩浙総督劉韻珂・福建巡撫劉鴻翱（以下、督撫）へと転送され、督撫は——琉球の意図を越えて——本件を道光帝へ上奏した。皇帝は上諭を下し、両広総督耆英に対して広東駐在中のフランス公使ラグルネ（Lagrange / 刺萼尼）への事情聴取を命じている。この経過は、帰国する進貢使に託された国王宛の布政司咨覆（道光二五年四月二五日付、別台二）によって、琉球に伝えられた。

咨覆を受けた琉球では、フォルカードの逗留に加え、サラマン号なる英国船が探査・測量のため来航したことを報じる布政司宛の国王咨覆（別台三）・咨文（別台四）各一通（ともに道光二五年九月五日付）を用意し、九月に那覇を出航した接貢船——北京から福州に戻る前年の進貢使を迎えるために派遣された——に託したが、この船は遭難して行方不明となったため咨覆・咨文は送達されなかった。

その後、道光二六年（一八四六）前半にはベッテルハイム一家の逗留や「大総兵船」の来航が相次ぐ事態となったため、琉球は同年の進貢船（一〇月に福州到着、翌年五月帰国）にて特使（請諭使）を派遣し、前年の咨覆・咨文の「底稿」とともに、布政司宛の国王密咨二通（①八月一四日付、別台一五、②九月二日付、別台一六）を届けさせた。それは督撫による上奏とそれに対する皇帝の上諭——すなわち救援——を求める内容であった。布政司はこれを

督撫へ報じ、督撫の上奏を経て、道光帝は耆英に対し、琉球逗留の英仏人の退去に向けた英仏公使との交渉を行うよう命じた。

交渉の結果、耆英は道光二十七年二月にセシューカらの「来文」を受領する。そこには一年後に琉球に遣船してル・テュルデュとアドネを引き取ることが約されていた。その背景にはラグルネと仏本国政府の方針転換があった。当初セシューの琉球計画に賛同していたラグルネは、道光二五年に耆英が事情を問いついたことにより、清との関係悪化を恐れてセシューへの協力を打ち切り、仏本国もまたこれに同調したのである。一方、耆英は英公使に対しても、セシューの「来文」を引用・照合して達示し、その復文を待つて対応することにした。この経過は、帰国する進貢使に託された国王宛の布政司咨覆二通（①道光二十七年一月二五日付、別台一、九、②三月二八日付、別台一、一）によって、琉球に伝えられた。

これを受けた琉球では、道光二十七年の接貢船（九月福州到着、翌年六月帰国）に託して国王咨覆二通（ともに八月四日付、別台一、二・一三）を届け、清の対応に感謝すると同時に、英仏人が未だに逗留し続けていることを訴えた。この咨覆二通を受けた布政司は、セシールが一年後と約したにもかかわらず未だ仏人が連れ戻されていないことや、「英夷」についての復文が未だに（布政司のところへ）移牒されてこないことについて、督撫を通じて上奏し、また耆英に問い合わせた。そしてその旨を本文書、すなわち道光二十八年四月二七日付の咨覆（別録一三）にまとめ、帰国する接貢船に託したのである。

その少し後、道光二十八年六月にアドネが病死し、ル・テュルデュも七月に迎えに来たバヨネーズ号にて琉球から退去した。琉球は、同年の進貢船（一〇

月福州到着、翌年五月帰国）に託した布政司宛の国王咨覆（八月七日付、別録一五）にて、この「結果」を報告している。ただしベッテルハイム一家は退去せず、結局、咸豊四年（一八五四）七月まで八年間にわたって琉球に滞在し続けた。

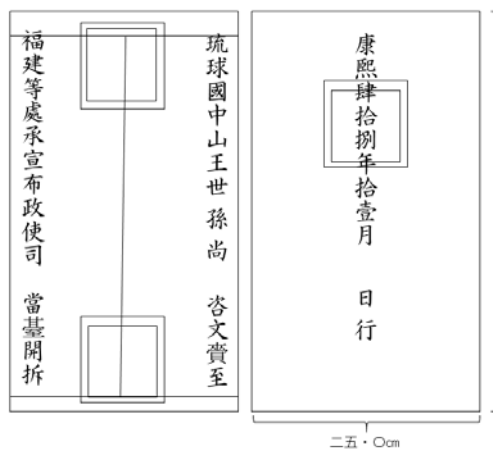
管見の限りで、本咨文は、中国から琉球に発給された「官文書」（咨文・符文・執照など）の唯一の現存例である。沖縄出身の歴史家東恩納寛惇（ひがしおんのかんじゅん）（一八八一—一九六三年）の旧蔵だが、入手経路は不明である。現在は軸装されているが、本来は折本（二六幅）で、その中央からさらに二つ折にした形状であったと推測できる。第一幅の上部に「咨」の字を書き、その上から官印が押されている。官印は中央にも押されている（継目印か）。末尾の官印は年号の下部に押され、印文は「福建等処承宣布政使司之印」（漢文・満文）である。本文は細字の楷書で、漢文のみで記されている。

咨文はさらに封筒に収められていたとみられる。これに関して、天理大学附属天理図書館蔵古義堂文庫には、儒者伊藤東涯が一七二五年九月に謄写した琉球関係の外交文書四点があり、その内の咨文二点（①一七〇九年、国王尚益から福建布政司宛、②一七二〇年、福建布政司から国王尚益宛）に、それぞれ下図一・二のような封筒の複製品が附属している（これらの文書や封筒に関しては外間みどり氏の詳細な紹介・分析がある）。ここからは咨文のみならず封筒についても、琉球が中国の国内文書の形態に従っていたことがうかがえる。ただし発給件数が少なかったせいか、布政司とは異なり、琉球では文書番号までは設定されなかったとみられる。

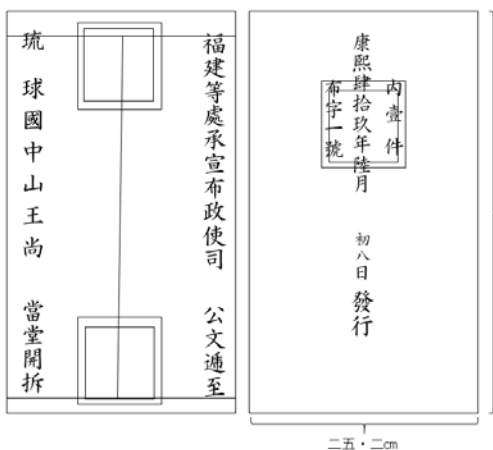
（渡辺美季）

〔参考〕外間みどり「古義堂文庫の琉球関係漢文史料について」『歴代宝

案研究」五、一九九四年）、島尻勝太郎（一九一〇—一九九〇）『漢文外国一件書類 解題』（琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書』一八、浦添市教育委員会、二〇〇一年）、西里喜行「アヘン戦争後の外庄と琉球問題—道光・咸豊期の琉球「所屬」問題を中心に—」（同『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇五年）、岡部敬和「大総兵船」の琉球航航と琉球王府の対応」（『日本歴史』七四七、二〇一〇年）



【図1】封筒①



【図2】封筒②



## 「2」題行稿

題行稿は、「題」（皇帝に提出する題本）の「稿」（草案）と「行」（他機関に発出する公文書）の「稿」とが一体をなしたものである。ある事案が発生すると、まず「題」（題本）にて皇帝に報告し、皇帝の批示を得た後、関係部署や個人に「行」（咨文など）にて通知しなくてはならないので、「題」と「行」の内容がおおむね重複する。従って時間と手間を省くため、起稿する時には、あらかじめ「題」稿の後ろに「行」稿を貼り付け、ただ事件の由来と批示だけ写し、その詳細な内容は題稿を参照すれば済むようにしたのである。なお『大明会典』等には「題行稿」に関する記述は見られない。（荒木和憲・渡辺美季）

〔参考〕鄭天挺『清史探微』（商務印書館、二〇一八年）

## II-「2」-1

### 兵部題行稿 一通

紙本墨書 三七・〇×二九四・〇

崇禎八年（一六三五）九月日

中央研究院歴史語言研究所蔵 ○三八一一七

本文書は兵部で作成された内部文書にあたる。

料紙には朱摺の野紙を使用する。冒頭には野線で区画された六つの欄がある。右上の欄には『號』『』は朱摺、以下同）とあり、文書番号を記入するようになってい。しかし、文書番号の記入はなく、貼紙墨書で「行」、墨書で「有貼黄」とある。「行」は本文書が「題稿」だけでなく、「行稿」を含むことを示したものである。「有貼黄」とは、題本の正本に要約文が付されていたことを示す。崇禎元年、宋代の「貼黄法」に倣い、奏事官が題本・奏本の要約文を一〇〇字以内で作成し、これを書いた紙片（貼

黄）を「牘末」（末尾）に貼付するものとされている（史語所蔵鈔本『崇禎長編』崇禎元年三月七日条・四月一五日条）。中上の欄には『稿』とある。その上方に「題」と墨書し、本文書が「題稿」であることを示す。左上の欄には『限 日上』とあり、「廿七」と墨書する。題本（正本）の提出期限が今月（八月）二十七日であることを示したものである。右下の欄には『一件』とあり、件名を表すようになってい。墨書で「倭情事」とある。中下の欄は自由記述の欄であるが、ここに文書番号の「列字二百五十四号」を墨書する。左下の欄には『書辦』とあり、書記担当者を記入するようになってい。墨書で「謝 応曆」「丁士魁」とある。

本文欄の上部には横方向の野線二本を摺り出し、擡頭（単擡・双擡）に備えている。本文の各行に異筆・薄墨で合点・記号が付されており、稿本の点検または突合がなされたようである。題本の正本を作成する段階で付されたのであろうか。その墨色は冒頭各欄の文字（貼紙墨書の「行」、『稿』の下方の「題」、『限 日上』の間の「廿七」と似ている。

本文書の構造は、以下のとおりである。兵部尚書張鳳翼の姓および「謹題」という冒頭句で始まる。「為倭情事」は件名である。「職方清吏司案呈、奉本部送准朝鮮国王咨前事内称」との文言は、朝鮮国王仁祖（李倧）からの回答文書としての咨（回答）を受理する（「送准」）↓兵部がそれを分司の清吏司に下す↓清吏司がそれを精査し、兵部に対して意見を

文書で上申する（「案呈」）、という手続きを経たことを示す。「前事」は仁祖咨の件名も「為倭情事」であること、「内称」は以下の文章がその引用文であることを示す。

仁祖咨の前半部は、（A）東江總兵官沈世魁咨を

引用する。（A）は（B）登州鎮差官鄧報国呈を引用する。（B）は（C）登州鎮副將馮某牌と（D）巡撫登萊東江都御史陳元批を引用する。（C）は監視登島太監魏相憲牌・兵部手本・崇禎帝聖旨の三種を、（D）は登州鎮副將馮某抄呈・崇禎帝聖旨の二種を入れ子状に引用する。（B）の引用文は「批此」までである。それにつづく「看得」から「咨覆施行」までが、（A）の引用文であり、最後は「等因」の語で締める。そして、「准此」を挟み、「為照本國与倭羈縻之狀」から仁祖咨の地の文となる。途中、（a）慶尚道觀察使李基祚啓、（b）東萊府使李弘望呈、（c）對馬島主平義成（宗義成）書（書契）の三種を引用し、最後は「兵部煩請查照施行」で締める。仁祖咨からの引用文は「等因」の語で締める（前出の「内称」と対応する）。それにつづく「到部送司、案呈到部」の文言は、仁祖咨が兵部に到着する↓兵部がそれを兵部清吏司に下す↓清吏司がそれを精査し、意見を文書で兵部に上申する、という手続きを経たことを意味する。そして「看得」以下が兵部の意見を述べたところで、最後は「理合具本題」で締める。その翌行および四行後に双擡で「知」とあるのは、崇禎帝の決裁（「知道了」）を得たことを意味する。題稿の作成年月日は崇禎八年八月十九日であるが、「十九」は異筆であり、その右側にも貼紙墨書で「十九」と示す。日付の下に題稿の作成担当者である兵部清吏司の郎中一名・員外郎二名の姓名を記す。

「題稿」から五行の空白をとり、「行稿」として仁祖宛の兵部咨文の稿を追記する。「題稿」と「行稿」とでは筆跡が異なる。件名は「為倭情事」である。「該本部題」云々等因」は、兵部の題本を引用した部分であるが、「題稿」を前掲していることから、「云

云」の語で省略する。八月二七日に題本が提出され（「具題」）、三〇日に崇禎帝の決裁が下ったことを記す。そのさいの「聖旨」（言葉・命令）が「知道了」であり、「欽此」で締める。それにつづく「欽遵抄出、到部送司、案呈到部、擬合就行」との文言は、受命した兵科給事中が題本（聖旨が付記されたものか）を抄出する↓その抄本が兵部に到着する↓兵部がそれを兵部清吏司に下す↓清吏司がそれを精査し、兵部に対して意見を文書で上申する↓兵部が咨の発出を決定する、という手続きを経たことを意味する。そして、仁祖に対して、「本部題」（兵部題本）を参照し、崇禎帝の命令をよく理解して事にあたるよう求めている。最後に崇禎八年九月日の日付を記し、その下に兵部の郎中一名・員外郎二名の姓名を記す。

さて、本文書から窺える東アジア情勢を、各種文書の往復と絡めて整理すれば、以下のとおりである。崇禎七年（一六三四）冬、山東半島北部の登州鎮に属する鄭報国が朝鮮に漂流した。鄭報国は朝鮮国内で通官李声龍から口頭で伝え聞いた日本情報を得て、登州鎮に帰還した。その情報は監視登島太監（宦官）の魏相憲の題本により、崇禎帝に報告された。崇禎八年四月八日、崇禎帝は「倭奴が対馬島に至ったというのは、いかなる状況なのか。ただちに機幹員役を遣わして情報を収集し、馳奏せよ」との「聖旨」を兵部に下した。兵部は魏相憲に「手本」（平行文書）を交付し、五日以内の馳奏を求めた。魏相憲は「牌」（下行文書）を登州鎮の副将である馮某に下した。馮某は巡撫登萊東江都御史の陳応元に対し、「抄呈」（上行文書）を提出した。そこには「機幹員役一名に鄭報国を添え、皮島総鎮の沈世魁のもとに遣わして情報収集を行え」との「聖旨」の要約が記さ

れている。陳応元は馮某に対し、「牌」を鄭報国に下し、陳大発（機幹員役）とともに東江鎮に赴かせよう命じた。そして、馮某から「牌」を下された鄭報国は、登州鎮の差官（使者）として、鎮守東江総兵官（皮島総鎮）の沈世魁に五月一九日付の「呈」（上行文書）を提出した。東江鎮は鴨緑江河口付近の皮島（椴島）のことで、毛文龍が拠点をおき、明朝鮮間の外交・貿易ルートの要衝として機能していた。その総鎮である沈世魁が仁祖に五月二四日付の「咨」を発し、「倭奴が既に対馬島を支配している」との情報の真偽を確認するよう求めたのである。

仁祖は沈世魁に咨で回答した。この回答は六月二一日以降の日付で発せられたものとみられる『承政院日記』仁祖一三年六月二一日条）。仁祖咨の地の文では、(Ⅰ)己酉約条（一六〇九）にもとづき、対馬の歳遣船が往来していること、(Ⅱ)「上年」（昨年）、「対馬島主平義成」（藩主宗義成）と「副将平調興」（重臣柳川調興）が反目し、互いを「閔白」（將軍徳川家光）に告訴し、いまだ対馬に帰島していないこと、(Ⅲ)このため「上年」の秋から今年の春まで、「商倭」（歳遣船）が途絶えていること、(Ⅳ)歳遣船の中断が「賊情」に異変ありとの噂を生み、本国に漂流してきた鄭報国の耳に入ったこと、(Ⅴ)「倭兵が対馬島に到着した」というのは虚報であり、李声龍が誇張したものであること、を述べる。

つづいて、六月一八日付の慶尚道觀察使李基祚の馳啓、および東萊府使李弘望の呈を入れ子状に引用する。江戸滞府中の宗義成が四月一八日付の「書」（書契）を「飛船」（飛脚船）で急送してきたこと、これを六月一一日に受け取った東萊府使が本文を写して慶尚道觀察使に報告したことがわかる。宗義成の書契は、(ⅰ)「客歳臘尾」（前年十二月）に「倭臣

（柳川調興）の讒訴に遭い、「年例往還船」（歳遣船）を留めていたこと、(ⅱ)「理非軽重」を正すことができた（勝訴した）ので、旧例に復すること、(ⅲ)まずは「飛舸」（飛脚船）を急派し、倭館の「館守」に速報を伝えること、を伝えるものである。

仁祖咨は、宗義成書契を解読したところ、歳遣船の中断が対馬側の内紛によるものであることは明白である、と結論づけた。これを受理した兵部は、「倭兵至島之説」は謬説であるとの調査結果を八月九日付の題稿にまとめた。兵部尚書の張鳳翼らは八月二七日に題本を崇禎帝に提出し、三〇日に決裁が下された。そして、兵部は九月日付で仁祖宛の咨（回答）の稿を作成したのである。

本文書は日朝関係史上においても重要である。宗義成書契に関しては、韓国・国史編纂委員会に保管される「対馬島宗家文書」に原本が存在せず、『善隣通書』等の書契集にも収録されていないため、貴重な録文といえる。柳川一件の影響により、一六三四年一二月から歳遣船が中断したとあるが、これは寛永一二年（一六三四）一二月二日付の宗義成書付写（『奥御書キ物写』所収、「対馬島宗家文書」のうち）の内容と一致する。すなわち、江戸滞府中の宗義成が国元の大浦権左衛門尉・島井長右衛門両名に発したもので、「此中於其地渡海無之事者、柳川豊前与訴論有之二付、公事落着之内、双方より渡海留置候、若朝鮮人不審仕候ハ、右之通、具二可申渡候、以上」とある。「双方」（義成・調興）が「渡海」（遣使）を保留していることを朝鮮側が「不審」とするならば、「公事」（訴訟）が落着するまでの一時的な措置であることを詳しく説明するように、と命じたのである。仁祖咨の作成段階において、歳遣船の中断を冷静に受け止め、「倭兵至島之説」を謬

説と即座に判断できたのは、対馬側からの詳細な説明がなされていたためであると推測される。

柳川一件が決着したのは一六三五年三月一二日のことである。その約一か月後の四月一八日に宗義成が東萊府使・釜山僉使宛の書契を江戸から急送し、日朝間の相互の往来を復旧させる意思を伝達したことも注目される。このとき、將軍徳川家光の所望により招請した朝鮮の馬上才が江戸に滞府しており、その帰国が差し迫った問題となっていた。同年八月、無事に馬上才の護送を果たし、翌年早々に通信使の招請が試みられることになるのである。

詳細が判然としない、柳川一件から通信使招請に至るまでの経緯の一齣が、兵部の内部文書によって浮かび上がるのである。  
(荒木和憲)

〔参考〕 田代和生『書き替えられた国書』(中央公論社、一九八三年)、三宅英利『近世日朝關係史の研究』(文献出版、一九八六年)、泰國経『明代文書檔案制度研究』(故宫出版社、二〇一二年)、辻大和『朝鮮王朝の対中貿易政策と明清交替』(汲古書院、二〇一八年)

〔積文〕  
〔貼紙上書〕  
〔朱摺以下同〕  
〔行〕  
〔号〕 『一件』 倭情事  
〔有貼黄〕

題 『稿』  
〔異筆〕  
〔題〕 『列字二百五十四号』

『限』  
〔異筆〕  
『廿七』 『日上』 『書辦』 謝応曆  
丁士魁

太子少保兵部尚書仍加俸一級今降三級戴罪臣張等、謹

題、為倭情事、職方清吏司案呈、奉本部送准朝鮮國王咨前事内称、崇禎捌年五月二十四日准鎮守

東江總兵官沈世魁咨、為恭報颶麗船隻已經回登并陳報單事、本年五月十九日拋登鎮差官鄧報國呈、奉該宮馮副將牌、蒙監視登島太監魏相憲牌、准兵部手本、該本監題前事、等因、崇禎八年四月初八日奉

聖旨報内称、倭奴至對馬島是何情形、着即遣機幹員役、確偵馳奏、不得泄視、余知道了、該部知道、欽此、欽遵備移到監、煩照

明旨内事理、即將倭奴至對馬島情形、差機幹員役前往確偵、不得泄視、希於文到五日內馳奏、等因、備行該將、又奉巡撫登萊東江都御史陳元批、拋該將抄呈、奉

聖旨、着即遣機幹員一員、同鄧報國、先至皮島總鎮

沈世魁、掛号商定、前往細問、通官李声龍警報三次、倭奴已至對馬島、是何情形、確偵回報、以便馳奏、不得泄視、此繳各、等因、牌差本官、併陳大堯到島赴鎮掛号、拋此、看得、前報雖未見全抄、不知其中委曲、但所供倭奴至對馬島、則鄧報國去冬遇颶漂泊該地、拋李声龍口伝者也、  
(案卷) (撤案後即) (貼紙訂正)  
本鎮駐師島上與貴一國唇齒、相依誼同、休戚凡遇大小辺情事務、非研質確供、不敢輕率入告、而貴國於軍國機宜、猶当拋實以聞、乃倭奴至對馬島情形、則未之知也、今奉

旨、確偵馳奏、而鄧報國所報未始無因、合行備咨、查明以便回奏、為此、合咨貴國、請煩查照

明旨内事理、即將倭奴已主對馬島情形、研訊李声龍果否報、過三次有無伝与鄧報國、逐一細查、咨覆施行、等因、准此、為照本國与倭羈縻之状、屢經

聞奏、皆 朝廷所知、又当己酉年間、倭差出来、懇

求通貨、不得不依副其願、其時亦已奏請施行、自此每歲春秋、對馬島商倭、駕船出来、交

易以去、定為常式、此皆

朝廷所「已」知者、而狡謀難測、戒備之、心未嘗

一日少弭、加以南邊之民、皆鋒鏑、余生有同傷弓之鳥、訛言扇動、往往有之、上年對馬島主平義成与其副將平調興有隙、勢不兩容、俱赴懇闕

白至今未還、故自上年秋至今今年春、商倭絕不出来、此係自中争鬭、於本國不相關涉、而本國人民、初不能深思厥故、但見商倭不来、謂賊情有變、遠近相伝相疑駭久、而後乃定鄧遊擊之漂到本國、適出於訛言、方甚之時、故有此所聞、而至於倭兵来到對馬島之說、殊涉虛誕、頃日訛言亦不至此、必是李声龍中間增衍之言、故將此事情

說与鄧遊擊、一面咨復本鎮去、後統於本年六月十八日拋慶尚道觀察使李基祚馳啓、該東萊府使李弘望呈、本月十一日對馬島主平義成在江戸差送飛船齎本年四月十八日書、来到該「写、對」

馬州太守平拾遺義成謹啓東萊・釜山兩令公足下、  
(案卷) (撤案後即) (貼紙訂正)  
自客歲臘尾、將辨倭臣之讒、留年例往還船、然得正理非輕重、陋島依旧、他其無異、故先發遣飛舸、以情絲略達于館守者、公私叢務、余懷束在嗣音而已、統希照亮、拋此、看得倭書文字、荒乱有難尽解、而近日商倭不来之繇、專出於自中覺端者、似為明白、等項緣繇、合具一咨前去、兵部煩請查照施行、等因、到部送司、案呈到部、看得、對馬島有倭兵深入其地事屬可駭、故「奉有」

確偵馳奏之

旨、今拋該國回咨開、載倭商往来情形甚悉、則倭兵至島之說、信屬訛傳矣、既經咨会前來、理合具

本題、

〔貼紙〕  
「一十九」

崇禎八年八月「十九」日 郎 中 鄒毓祚  
〔朱文方印〕  
「兵部職方清吏司之印」 員外郎 仲 嘉  
王 驥

〔裏書〕「倭大」

〔裏書〕「察」  
〔裏書〕「報」

兵部為倭情事、該本部題云、等因、崇禎八年八月二十七日太子少保兵部尚書仍加俸一級今降三級戴罪張 等具題、三十日奉

聖旨、知道了、欽此、欽遵抄出、到部送司、案呈到部、擬合就行、為此、

一咨朝鮮國王 合咨前去、

貴國煩照本部題奉

〔欽力〕依內事理、欽遵查照施行、

崇禎八年九月 日 郎 中 鄒毓祚

〔朱文方印〕  
「兵部職方清吏司之印」

協贊員外郎 仲 嘉  
冊庫員外郎 王 驥

〔3〕塘報

塘報は、明末に盛んに用いられるようになった兵部系統の情報伝達文書である。督・撫・鎮の衙門が最前線の軍事情報を塘報として中央の兵部・兵科に送り、そこから題本の形式で皇帝へと上奏されたり、内閣へと通知されたりした。緊急時には兵部の題本を待たずに、塘報を直接皇帝へ呈上することもあった。一方で、中央には直接送られず、直属の上官や地方軍の最高責任者に送られる塘報もあった。

清代になると、塘報は制度化され、軍事に限らない緊急情報の伝達に広く用いられた。（渡辺美季）

〔参考〕萩原淳平「明清時代の塘報について」(田村博士退官記念事業)

会編『田村博士頌寿東洋史論叢』田村博士退官記念事業会、一九六八年、呉振漢「明代塘報の軍事功能與史料價值」(『人文學報』第三〇期、一九九五年)

II-〔3〕-1

宣諭朝鮮副總兵官塘報 一通

紙本墨書 二七・〇×一一・〇(一幅)

崇禎一四年(一六四二)一〇月一三日

中央研究院歴史語言研究所蔵〇三四〇一九

宣諭朝鮮副總兵官の王武緯による塘報。崇禎一四年(一六四二)八月、朝鮮僧独歩を雲従島(現・朝鮮民主主義人民共和国平安北道身弥島)に送り届けるところ、清に捕らえられたが逃げ出して当地に隠れ潜んでいた王豹ら明の避難民に会ったという報告があったので、これに衣米を与え船を出して連れ帰ったことを薊遼督師に報告し、避難民の郷里への送還についての裁断を仰ぐとともに、これを兵部にも報告する旨を述べたものである。併せて雲従島民から聞き取った朝鮮情報も記されている。なお当時の薊遼督師は洪承疇で、彼は兵部尚書も兼任していた。

朝鮮は清による侵攻(丙子の役)を経て、一六三七年に清に服属し、明と断交したが、以後もしばしば政府首脳が明と通謀することがあった。朝鮮僧独歩も通謀の一環として密かに明に派遣された者で、洪承疇は、この独歩に、共闘して清を滅ぼそうと朝鮮に呼びかける咨文を託していた(朝鮮『仁祖実録』一九年「一六四二」一二月庚午条)。また王武緯はこの年三月に朝鮮国情探索の命を受け、また朝鮮被虜人送還の任務も兼ねて出海していた(兵部題行御前発下宣諭朝鮮副總兵王武緯奏稿)『明清

史料』乙編第四本、三七五頁所収)。

本文書は縦二七cmの折本で、全八幅で構成される。一幅は一cmで、第六幅と第七幅の間には紙継目が見られる。第一幅には「塘報」と墨書し、九・五cm×六・四cmの朱郭長方印を捺す。印文は「朝鮮副總兵官関防」とあり、すなわち王武緯の関防印である。第二幅から第六幅までは各幅六行約二〇字で本文を記し、第七幅には「崇禎拾肆年拾月拾參日具報」と記して二丁目から冒頭と同じ朱印を捺す。

第一幅には後筆で「題知」「初五年」との墨書がある(翻字は『明清史料』乙編第四本に従う、以下同)。第二幅の一行目「為」の右上には「題」との後筆の書き込み、また「王武緯」の下にはかぎ括弧のような記号が見られる。さらに一行目と二行目の間には「崇禎十四年十一月初五日午時擧宣諭朝鮮副總兵官王武緯報稱」との書き込み、二行目の「本年」の上には挿入符のような記号が見られる。つまり「標下」王武緯」を抹消して「題為塘報事」とし、「王武緯の報告によると」という形に冒頭が書き換えられているわけである。さらに第六幅では、結び文言の「須至塘報者」が抹消されて右傍に「等因到部、謹具題知」と記され、第八幅には「塘報」の文字が見える。

すなわち兵部宛に送られた本塘報は、約三週間後の一月五日に兵部に到達し、おそらくそのまま右のような細工を施されて兵部の題本として転用され、上奏されたのであろう。本文中には以上の他にも合点・読点が見られ、情報を読み解いた痕跡が見られる。

(須田牧子)

〔参考〕寺内威太郎「沈器遠の反乱と朝中関係」(『駁台史学』

一三三、二〇〇八年)、이재경「명자호란 이후 朝明 비밀접촉의 전개」(李

在環「丙子胡乱以後朝明秘密接觸의展開」(『軍史』二〇三、二〇一七年)

## 整飭懷隆兵備塘報 一通

紙本墨書 二八・二×二一・〇（一幅）

崇禎一七年（一六四四）二月二七日

中央研究院歴史語言研究所藏 ○三五〇〇三

整飭懷隆兵備の魏某による塘報。崇禎一七年（一六四四）二月二四日に昌鎮の兵丁が反乱を起し、各地の將が鎮庄にあたったが、その経過や戦果について、同月二六日まで懷隆兵備のもとに報告・通達されてきた内容を取りまとめ、二七日付で兵部に速報したもので、継続中の戦闘についての状況報告である。懷隆兵備は宣府鎮懷來城に駐し、南山・永寧・延慶・保安等を管轄するもので（明・楊時寧撰『宣大山西三鎮図説』）、その管轄下および管轄域を接する柳溝・昌平・榆林等からの情報が主となっている。

本文書は縦約二八cmの折本で、冒頭に三・三cm程度の余白をとり、全一九幅で構成される。一幅は一一cmである。第七幅と第八幅・第九幅と第一〇幅の間には紙継目が見られ、その二か所の継目には九・一cm×六・三cmの朱郭長方印を捺している。印文は「整飭懷隆兵備関防」とあり、すなわち魏の関防印である。表紙となる第一幅には「塘報」と墨書し、継目と同じ朱印を捺し、第二幅から第一八幅までは各幅五行約二三字（擡頭分をいれると約二五字）で本文を記す。第一九幅には崇禎拾柒年式月廿七日と記し、二字目から継目と同じ朱印を捺す。

第一幅には、「塘報」の文字や朱印の上にさらに、「崇禎拾 年 月 日到」の黒印が捺され、「柒」「二」「廿九」の文字が墨書されている。崇禎一七年二月二七日付で懷來城より発された塘報が同月二九日に

は北京の兵部に到着したことを示すものである。本文の人名や数字にはところどころ傍線・傍点が施され、もたらされた情報を確認した痕が見られる。

II-「3」-3

## 天津總督塘報 一通

紙本墨書 二八・四×二一・〇（一幅）

順治元年（一六四四）八月二九日

中央研究院歴史語言研究所藏 一一九二四二

天津總督駱養性による塘報。順治元年（一六四四）八月、南京の福王（弘光）政権から派遣された総兵官陳洪範が、配下の曹応試を派遣して駱養性に書を届け、清に修好を求める目的で「金一千両・銀十萬両・蟒緞五百疋・裡絹五百疋」等を携え、馬紹愉らとともに北京に赴くことを伝え、道中の安全確保を求めた。一六四四年三月、李自成率いる農民反乱軍により明が滅亡すると、明の皇族を擁した亡命政権（南明政権）が江南各地に樹立されたが、そのうち最も早く五月に建てられたのが福王朱由崧（万曆帝の曾孫）政権である。これとほぼ時を同じくして清軍が北京を占領したが、この清に対し福王は陳洪範を使者として修好を求めたのである。塘報を受けた内院（内三院）は、これを「遠來進貢」と表現している。陳洪範はまた、呉三桂宛の進物・書などを送ることも伝えており、この書（八月一日付）は中国国家博物館に現存している（呉三桂は同年四月に清に降伏していたが、陳らはまだそれを知らなかったようである）。結局、清は修好の要請を容れず、四五年に南京を占領して福王を捕らえ、翌年処刑した。

本文書は縦約二八cmの折本で、全六幅で構成される。一幅は一一cmである。表紙となる第一幅には「塘

報」と墨書し、一〇・九cm×六・四cmの朱郭長方印を捺す。印文は「總督天津鹽課関防（満文）」とあり、すなわち駱養性の関防印である。第二幅から四幅までは各面六行約二二三字（擡頭分をいれると二五字）で本文が記され、第五幅には「順治元年捌月二十九日」と記し二字目から冒頭と同じ朱印を捺す。

第一幅には、「塘報」の文字や朱印の上にさらに、「順治元年 月 日到」の黒印が捺され、「九」「初二」の文字が墨書されている。つまり順治元年八月二九日付で天津より発された塘報は、九月二日には北京に到着したことになる。本塘報内で駱養性は、陳らは山東の臨清に到着しているが、道中の安全確保のために先に配下の曹応試を派遣し、天津の兵に迎えに来て護送するよう求めてきている、これは緊急事案なので官吏を遣わし書を護送して内院に面会させるので、兵を出勤させて迎護すべきかどうか指示されたいとしている。ここからすれば、この塘報は、兵部ではなく内院に直接もたらされたのである。第五幅から第六幅には、後筆で、陳らを粗略なく迎護するようにとの内院の指示が書き込まれている。（渡辺美季・須田牧子）

〔参考〕李光濤編『明清檔案存真選輯』初集（台湾中央研究院歴史語言研究所、一九五九年）、彭遵泗・王秀楚・朱子素（松枝茂夫訳『蜀碧・嘉定屠城紀略・揚州十日記』（東洋文庫三六、平凡社、一九六五年）、小林「馬紹愉・陳洪範致呉三桂書之史料価値」（中国国家博物館編『中国国家博物館館藏文物研究叢書』明清檔案卷明代、上海古籍出版社、二〇〇六年）

## 「4」 箭付

箭付とは、下行文書の一つで、官職を与える辞令書としても用いられた。

万曆『大明会典』(卷七六礼部三四「行移署押体式」)に載せられた箭付の書式(箭付式)は、都督府から都指揮使司宛の箭付は、「某軍都督府、某事の為にす。云々。合に下仰して照驗すべし。云々。須く箭付に至るべき者なり」とし、末尾に「右、某衛都指揮使司に箭付す。此を准げよ」として、年月日を記し、年号の下の位置から官印を押すとす。また紙幅の左端上部に「箭付」の字を記し、その下方上段に左・右都督、下方中段に同知都督二名、下方下段に僉都督二名が押字を加えるとする。続けて、六部から各衙門への箭付は、文は同様で押署者は尚書と侍郎二名、各都指揮使司から各衙門への箭付は、文は同様で押署者は都指揮使、各布政使司から所属の各衙門への箭付は、文は同様で押署者は左右布政使・左右参政・左右参議とすると定めている。

この書式は清代でも概ね踏襲された。ただ押字に関しては、明清代を通じて万曆『大明会典』が規定するような複数名の押字のある箭付は管見の限り確認できず、本項でとりあげる箭付も押字は一名のみ、もしくは無押字である。(須田牧子・渡辺美季)

〔参考〕荒木和憲「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四、二〇二一年)

## II 「4」 参考

### 兵部箭付 一幅

紙本墨書 一一一・一×八五・三

万曆二三年(一五九五) 二月四日

東京大学史料編纂所蔵 S 貴大一三

明朝兵部から豊臣玄以に宛て、都督僉事に任じる旨を傳達した文書。唐草文をあしらった飾り枠線と「箭付」の文字を青く刷りだした竹紙に墨書する。

日付の「初四」は朱書される。「箭付」の文字の下の押署は規定に従えば、当時の兵部尚書の石星の手になるものである。年記の上に捺される約一〇cm四方の朱印は褪色し、文字は読み取れない。収集家として知られる神田孝平(一八三〇―一九八八年)の旧蔵で、一九二六年、購入により史料編纂所の所蔵となり、二〇一七年、重要文化財に指定された。なお編纂所は一八八六年、原寸大の模本を作成しているが(模写一仁一三四)、このときすでに朱印の文字は読めなかったようで、残影を朱で模写しているものの、文字の態は為していない。豊臣玄以は前田玄以。豊臣政権の吏僚で、丹波亀山に約五万石の所領を与えられていたが、嫡流は玄以の子の代で絶え、三男の家系が江戸幕府の旗本として続いた。嫡流家が絶えてから、本文書がどのような変転を経て神田孝平の所蔵となったのかは不明である。

本文書が発給されたのは、文禄慶長の役(壬辰丁酉倭乱)のはざまの時期である。万曆二二年(一五九四)一二月、内藤如安が北京に到着し、明朝と豊臣政権による和平交渉が本格化する。この際、内藤如安は、豊臣秀吉を日本国王に為すこととともに、豊臣政権下の武將たちへの授職と空名箭付の交付を要求した。これをうけて明朝は、翌二三年正月七日、まず永樂帝の先例に倣い豊臣秀吉を日本国王とする決定を下し、ついで二二日には、小西行長・宇喜多秀家・増田長盛・石田三成・大谷吉継・徳川家康・毛利輝元・羽柴秀保を都督僉事に、内藤如安を都指揮使に任じる決定を下した。本文書の発給は二月四日付であり、この決定を受けていることがわ

かる。冊封使は二月中に北京を発ち、ソウルを経て、一月釜山に至り、翌年(一五九六)九月一日に大坂城で秀吉と会見した。諸將への授職もこの時に行なわれ、現在、前田玄以を都督僉事に任じた本文書のほか、毛利輝元・上杉景勝を都督同知に任じた箭付原本の伝存が確認されている。

これら三通の箭付原本は本紙のサイズに多少の差があるものの、飾り枠線の内寸は約九〇×七五cmと共通し、用紙の所々に見える刷り残り痕も共通する。おそらく同じ版木で刷られたであろう。毛利宛・上杉宛ともに日付の「初四」は朱書され、「箭付」の下に押署がなされ、年記の上に朱方印が捺されるのも前田宛と同様であり、朱方印の印文が褪色して読み取れないのも同様である。ただし前田宛のものは「万曆式拾参年式月」の文字は全て墨書だが、毛利・上杉宛とともに「万曆式拾参年 月」を黒で刷り出し、「式」のみを墨書する。本文は三通とも全て墨書で、字配りが多少違うものの、対象者名と官職名以外はほぼ同文である。

ところでこの毛利宛・上杉宛の箭付には官職名を改変した痕がある。上杉宛は二カ所の「都督同知」の「督同知」の部分は、本紙をくり抜き後補紙を貼った、その上に書かれている。毛利宛も同様に、二カ所の「都督同知」の「同知」の部分は、後補紙に書かれている。おそらく上杉宛は都「指揮使」が都「督同知」に、毛利宛は都督「僉事」が都督「同知」に改変されたのであろう。改変に使われた紙片は、毛利宛は竹紙であるが、上杉宛は和紙であり、したがってこの改変は日本側によるものと考えられる。そもそも明朝が決定したのは、小西行長以下八名に都督僉事を、内藤如安に都指揮使を与えることであった。予定官職は都督同知ではなく、上杉景勝・前田玄以

は授職予定者には入っていない。

前田を都督僉事に任じる本文書には改変痕が見られず、上杉宛箭付も人名部分には細工の痕が見られないこと、かつ三通がともに同じ版木で刷られていることなどからすると、おそらく明朝は姓名を書き入れた箭付のほかに、都督僉事・都指揮使の空名箭付を下賜したのであろう。日本側は、この空名箭付を使用し（前田・上杉）、あるいは箭付に細工を施し（毛利・上杉）、当時の政情に合った虚構の「明朝からの授職」を作り上げたものと推察される。

ところで、中国第一歴史档案馆・遼寧省档案馆編『中国明朝档案総匯』（広西師範大学出版社、二〇〇一年）には、明朝兵部の任命にかかる文書として以下のもが見える（文書名は同書による）。六二三号「兵部為濼遵諸城一挙恢復加賞守備夏成徳加衛事札付 崇禎三年七月二十五日」・二四九七号「兵部為優叙參將夏成徳事札付 崇禎一三年閏正月一日」・二八一八号「兵部為副総兵夏成徳加実職一級事札付 崇禎一四年二月二十六日」。これらには、官職名の上に割印が捺され、中央付近に割字がある。いずれも偽造防止の工夫であろうが、日本現存の三通の箭付にはこれらは見られない。授与する官職名の上に捺印がなかったことが、改変を可能にしたのであり、空名箭付の下賜も含め、明朝が辺境の蛮夷に授ける官職の管理には、それほど厳密を期さなかったことを示す特徴であるように思われるが、この点は、任命にかかる箭付の事例の収集分析がさらに必要であらう。

（須田牧子）

〔参考〕米谷均「豊臣秀吉の「日本国王」冊封の意義」（山本博文・堀新・

曾根勇二編『豊臣政権の正体』柏書房、二〇一四年）、須田牧子「原本調

査から見る豊臣秀吉の冊封と陪臣への授職」（黒嶋敏・屋良健一郎編『琉

球史料学の船出』勉誠出版、二〇一七年）、大野晃嗣「明朝と豊臣政権交

渉の一瞥―明朝兵部発給「箭付」が語るもの」（『東洋史研究』七八―二、二〇一九年）

## II「4」ー1

### 両江総督箭付 一通

紙本墨書 二八・〇×二二・〇（一幅）

順治一七年（一六六〇）二月一六日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一五三二六一

両江（江南・江西）総督郎廷佐が、蘇松水師総兵官梁化鳳に対し、太子太保・左都督を授け、提督蘇松常鎮（蘇州・松江・常州・鎮江）総兵官とする決定が下された旨を通達し、謹んで任務にあたるよう命じた文書。兵部の上奏を受け皇帝が裁可したことを載せる邸報が、郎廷佐のもとに届いたので、これに基づきその内容を通知する、謹んで任務にあたるように、との主旨とともに、それまで蘇松提督の職務を代行させていた随征江南左路総兵官楊捷の陣営にもこれを通知し、引き続き揚州に駐留するよう命じることも、併せて梁化鳳に通達している。梁化鳳は陝西長安の出身で、順治三年（一六四六）武進士となり、以来軍歴を重ねて順治一四年（一六五七）には都督同知に任じられ、蘇松水師総兵官とされた。本文書が発給される前年の順治一六年には、鎮江まで攻め込んだ鄭成功軍を追い払い、海上に追撃して勝利を収めており、この抜擢はその功績によるものであろう（雍正『陝西通志』卷三三・五五、清『世祖実録』卷一一二・一二七）。

本箭付は縦二八cmの折本で、冒頭に三・三cmほどの余白をとり、以後は一・二cmずつ折り、全五幅で構成されている。表紙となる第一幅には「箭付」と墨書し、一〇・二×六・三cmの朱郭長方印を捺す。印文

は「総督江南江西等処地方□□□理糧餉関防／（満文）」とあって、すなわち郎廷佐の関防印であることが明らかである。第二・三幅には、一幅四行・一行二二文字程度（擡頭分を考慮すると二四文字程度）で本文が記され、第四幅には宛先、第五幅には年記が記され、三字目から冒頭と同じ朱印が捺されている。

本項に挙げた他の箭付の例と異なり、本文書は辞令書ではなく、邸報に基づいて任命の内容を速報し、それを踏まえての総督としての指示を付加したもので、上意下達文書としての箭付の本来的な性格を示すものである。用紙に飾り枠線などの装飾は一切見られず、用紙のサイズも他例のように一mを超すような巨大なものではない。文書の装丁としては、前掲の「塘報」（II「3」）などの情報伝達のために使用された実務文書と共通し、ただ「須至箭付者、右箭付（対象者）、准此」という、箭付として特徴的な文言を備えた、シンプルな形式である。辞令書としての箭付が、独自の形式を備えるに至っていることが逆に浮かび上がる好例であらう。（須田牧子）

## II「4」ー2

### 親軍後將軍戎旗副総府庫箭付 一通

紙本墨書 九二・二×五〇・一

昭武元年（一六七八）四月一日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三八二二三

昭武元年（一六七八）四月一日付で「親軍後將軍戎旗副総府庫」なる機関が王応祥なる人物を「同知」に任命した文書。昭武年号の使用から、一六七三年より清朝と対立し、この年三月に皇帝となった呉三桂の政権が発した文書であることが知られる。雲紋と飛虎をあしらった飾り枠線、および「親

軍後將軍戎旗副總府庫 為「准此」「昭武 年 月」の文字を黒で刷りだした用紙に墨書する。上部に横書されている「箭付」、および文末の「箭付」の文字もまた墨書である。年記の上に印は捺されず、ただ朱字で「印」と大書され、日付も同じく朱字で書かれる。文中には九カ所に朱点が施され、「右箭付同知王忠祥准此」部分中央に朱線が引かれ、「須至箭付者」の直下に「慳」と朱書される。後代、本文書が何らかの検分をうけ、偽文書と判定されたことがあることを示すものだが、それと関連するのが飾り枠線の欄外右下に異筆で墨書された「内無印信、不准換箭」という文言である。つまり印がないので「換箭」を許さなかったというのである。

呉三桂と対峙した清朝は、呉三桂麾下の將兵に投降を促し、帰順してきた者には、呉三桂政権下で与えられていた官職をそのまま認めてやる懐柔政策をとったことがあったようである。後掲の三通の安遠靖寇大將軍箭付(Ⅱ-「4」-「3」-「5」)はいずれも投降者に投降前と同じ官職を任命する旨を記している。そしてこれが「換箭」の実態なのであろう。すなわち呉三桂政権が発給した「箭」付を、清朝が発給した「箭」付に「換」えてやるのである。しかし本文書の場合には、その呉三桂政権が発給したという箭付に印が捺されていなかったために、真正の文書と認められず「換箭」されなかった、つまり王忠祥なる人物が呉三桂政権下で「同知」に任じられていたことは真実だと認められなかったため、清朝から「同知」に任じてもらえなかったということになる。清朝から見れば「反乱軍」である呉三桂政権の発給文書の真偽を、清朝が判断していることを示す興味深い文書である。

本文書には王翀という人物が書いた康熙一八年

(一六七九)三月日付の上申文書が付属し、本文書の背景をうかがうことが出来る(Ⅱ-「4」-「2」付「王翀申状」)。それによれば、本文書の宛所である王忠祥とは王翀のことであり、彼は湖広の岳州府華容県の儒学の生員であったが、前年(一六七八)四月に反乱軍に捕らえられて「同知」の箭付を強制的に発給され、湖広の常德府龍陽県に派遣された。脱出の機会をうかがって、今年(一六七九)二月一日に逃げ出し、二八日には華容に戻って父母と再会し、三〇日には「兵主王爺」に事の次第を報告し許容された。そこで三月に本文書を提出し、「換箭」し官職に任じられることを請う旨の上申文書をしたためた。しかしこれが印の不備により認められなかったのは前述の通りである。清朝軍が呉三桂政権下にあった岳州府を奪還したのは康熙一八年正月のことであり(清『聖祖實録』巻七九)、王翀の脱出もこの情勢をうけてのことであろう。(須田牧子)

#### Ⅱ-「4」-「3

安遠靖寇大將軍箭付 一通

紙本墨書 一〇一・七×七・七・四

康熙一八年(一六七九)二月二四日

中央研究院歴史語言研究所藏 〇六〇八四五

康熙一八年(一六七九)二月二四日に「安遠靖寇大將軍多羅貝勒察」が楊応なる人物を「守備」に任命した文書。雲紋と飛虎をあしらった飾り枠線・大將軍府」の横書、および「欽命安遠靖寇大將軍多羅貝勒察 為」「右箭付」「准此」「康熙「年」「月」「日」の文字を青で刷りだした用紙に墨書し、年記

の「廿四」を朱書する。文末に「箭付」の文字はなく、発給者の押署も見られない。年記の上に捺され

る印は、一〇・四×一〇・三cmの朱郭方印で「安遠靖寇大將軍印」(滿文)を陽刻する。本文中には朱点が三カ所、朱丸が三カ所に施され、「右箭付」准此」部分中央に朱線が引かれる。「須至箭付者」の直下には、「実」と朱字で大書され、後代、検分の上、真正文書と認められたことがあることを示している。

発給者の安遠靖寇大將軍多羅貝勒察は、察尼(チャニ)のヌルハチの孫で、順治一三年(一六五八)、王族の位の一つである「多羅貝勒」に封じられ、康熙一七年(一六七八)八月、前任者の死去に伴い、安遠靖寇大將軍に任じられ、同一八年の岳州攻略を始めたとして、湖広の平定に功績を挙げた人物である(『清史稿』巻二一八列伝五)。本文書はこのチャニの名義で楊応に対し、「反乱軍のもとで守備であったが反乱に従うことを良しとせず投降してきたので、これを嘉して守備に任じる箭付を発給する。勉め励むように。功績あればさらに昇叙する」と告げられたもので、反乱軍に属していた者が投降してきた場合には反乱軍のもとで与えられていた官職をそのまま与える措置をとっていることが読み取れる。前出の王忠祥こと王翀の場合は、文書に不備があるとして認められなかったが、楊応の場合は首尾良く認められたものである。日付は王翀がまだ呉三桂政権下から逃亡して岳州へ向かっている最中であり、この時期そのような人間は多かったであろう。

なお本文書には封筒が付属する(Ⅱ-「4」-「3」付「湖広總督察毓榮啓(封筒)」)。封筒表には、右に「内啓一合」、中央に「康熙拾捌年捌月貳拾貳日」と墨書し、「總督湖広等處軍務兼理糧餉閩防」(滿文)と陽刻された長方形の関防印を中央に朱で捺す。封筒裏には、右上部に「右啓」、中央下部に「總

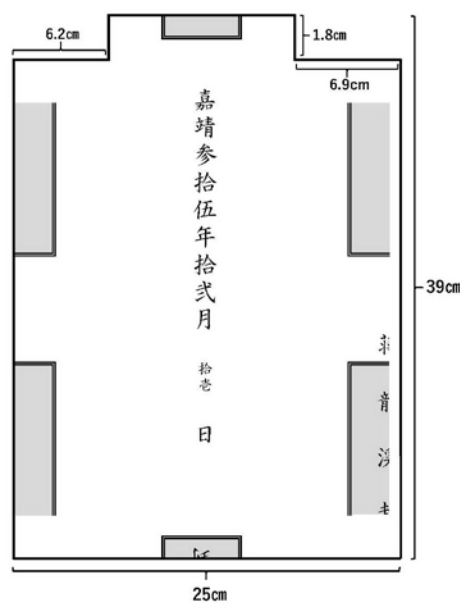


督湖広等処地方軍務兼理糧餉兵部尚書兼都察院右副都御史加一級革職留任戴罪回職蔡毓榮謹封」、左上部に「安遠靖寇大將軍多羅貝勒」と墨書し、中央の紙継ぎ目に表と同じ関防印を上下二カ所に朱で捺す。うち上の関防印は上部が少々欠損しており、おそらく上部の封じた部分が破けてしまったものである。すなわち湖広総督の蔡毓榮が「安遠靖寇大將軍多羅貝勒」ことチャニに宛てた啓が封入されていた封筒であったことがわかる。裏にさらに後筆で「楊応筈一帳」と大書されている。

本封筒の形状は、現在毛利博物館（山口県防府市）に「明嘉靖年号書囊」と名付けられて所蔵されている一紙の性格を理解するために有用な例である。「明嘉靖年号書囊」は、約三九cm×二五cmの長方形の竹紙で、天の左右の端がそれぞれ約二cm×六・七cm四方ずつ切りとられ、現状はその状態で裏打が施されている。天地に朱印痕、左右の上下二カ所に朱印痕があり、本紙中央には「嘉靖参拾伍年拾貳月拾壹日」の墨書、右下部に「蔣龍溪封」の残画、地の朱印痕に「封」の残画がみられる（下図参照）。天地左右を折り畳めば、表に年号、裏に関防印を二カ所捺して封書を施した、この封筒と同様の封筒ができあがる。なお後掲の表文の封筒の形状も同様であり、文書を封じる際の作法・慣習の一端がうかがえる。

蔣龍溪は蔣洲、龍溪は彼の号である。蔣洲は嘉靖三五年（一五五六）一月二日には豊後大友氏のもとに滞在中であった。すなわち「明嘉靖年号書囊」は、蔣洲が周防大内氏に向けて出した文書の封筒であり、文書は伝来せず、封筒として使用された紙のみが残ったものである。前掲の「大明副使蔣洲咨文」（II-「1」-参考1）もこのような封筒に入れられていたのであろう。

【図】「明嘉靖年号書囊」略図



さて蔡毓榮が封じた本封筒に封入されていたはずの啓は、現状見当たらない。中央研究院の「内閣大庫檔案」データベースでは、蔡毓榮の八月の啓は見えないが前後の七月や一〇月には、時に連日啓を発していることが見て取れ、なかには安遠靖寇大將軍宛に筈付の申請をしたらしき文書も見られる（二九八五九〇、実物は未見）。楊応の筈付も湖広総督蔡毓榮から安遠靖寇大將軍宛に申請がなされ、発給されるといふ流れを経ている可能性はあろう。しかし当該筈付が二月に発給されているのに対し、これは半年後の八月の啓であるから、楊応に係るものであったかもしれないが、任命の申請のための啓ではないことは明らかである。あるいは後掲の大將軍府の筈付二通には「日付+繳到」の後筆の墨書があり、当該筈付が返納されたことを示している。本筈付にはその文字はないが、あるいは同様に返納されており、本封筒は返納されたときの啓に係るのかも知れない。しかし詳細は不明である。本文書とともに伝来していること、裏に「楊応筈一帳」と墨書されていることからすれば、少なくとも本文書の保管

囊として利用されていたことは推察される。

（須田牧子）

〔参考〕須田牧子「蔣洲咨文―倭寇禁圧要請の手紙」（同編『倭寇図巻』抗倭図巻）を読む」勉誠出版、二〇一六年

II-「4」-4

安遠靖寇大將軍筈付 一通

紙本墨書 一〇九・二×七八・八

康熙一八年（一六七九）四月一九日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一四八一四九

II-「4」-5

安遠靖寇大將軍筈付 一通

紙本墨書 一一七・七×八五・二

康熙一八年（一六七九）四月一九日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一四八一五〇

康熙一八年（一六七九）四月一九日に「安遠靖寇大將軍多羅貝勒察」が杜二黒なる人物を「千総」に（4）、同じく樊世雄なる人物を「守備」に（5）、任命した文書。4の釈文は以下の通り。

欽命安遠靖寇大將軍多羅貝勒察 為奨励帰誠事、照得、爾「杜二黒」係偽「陳將軍標下」、乃能瞻念国恩、「随偽陳將軍向化」来帰、深為可嘉、今給爾「千総」

筈付、爾勉図報効、俟著有勞績、更当優叙、須至筈付者、「実」

右筈付「千総杜二黒」准此、

（朱方印）「安遠靖寇大將軍印」（満文）

康熙「拾捌」年「肆」月「十九」日  
「六月初八日繳到」

用紙は4・5ともに雲紋と飛虎をあしらった飾り枠線に「大將軍府」の横書を青く刷りだしたもので、文末に「箭付」の文字がなく、発給者の押署もないこと、年記の上に捺される印が「安遠靖寇大將軍印／＼（満文）」と陽刻する一〇・四×一〇・三cmの朱印方印であることなど、意匠は3に共通する。一方、4においては、本文は、右掲の翻刻の「」部分以外は飾り枠線などと同じく青摺されており、「欽命安遠靖寇大將軍多羅貝勒察 為「右箭付」准此「康熙二年」月「日」のみを刷りだす」とは異なり、殆どが印刷文言で構成されている。これは5も同様で、5の印刷部分の文言・字配りは全て4と同じである。4・5は、紙のサイズにはやや相違が見られるが、飾り枠線の外枠は九〇・八×七三・九cmと共通し、要するに同一の版木で刷られたものと比定される。

大意は以下の通りで、傍線部が墨書にかかる部分である。4「杜二黒は反乱軍に属していた陳將軍のもとで千総であったが、陳將軍の投降に従い投降してきたのでこれを嘉して千総に任じる。勉め励むように。功績有らばさらに昇叙する」。5「樊世雄は反乱軍のもとで外委随征守備であったが、陳將軍の投降に従い投降してきたのでこれを嘉して守備に任じる。勉め励むように。功績有らばさらに昇叙する」。大筋は3と同様で、反乱軍に属していた者が投降してきたのに対し、反乱軍のもとで与えられていた官職をそのまま与えたものである。4の杜二黒と5の樊世雄は、職位は異なるが共に陳將軍なる人物の投降に従って投降し、同日付で無事に清朝のもとで官職を得たことがわかる。

3の時点では、ほとんどの文言が墨書であったのに対し、3から二ヶ月後のこの時点では、個別事情

にかかる点以外は全て印刷である。授職者名・旧所属における官職・投降の経緯・任命すべき官職と年記のみを書き込めば文書が完成する版木が作成されて使用されているのは、4・5の文中に「陳將軍の投降に従い」とあるように、軍隊単位での投降が相次ぎ、対象者が激増したためであろう。4・5の刷りの状態から察せられる版木の傷み具合からしても相当な数が刷られたものと推察される。

本文書には本文中に朱点が三カ所、朱丸が二カ所（5は三カ所）に施され、「右箭付」准此」部分の中央に朱線が引かれ、「須至箭付者」の直下には「実」と朱字で大書される。これは3と同様である。また4は文中の授職者の名前と旧官職の部分に、5は文中の旧官職と年記の部分に墨丸が施されている。いずれもある段階で本文書が検分を受け真正な文書と判定されたことを示すものである。両通にはそれぞれ後筆で、4には「六月初八日繳到」、5には「七月廿二日繳到」という文言が見られ、本文書が発給後に返納されたことが判明する。あるいは検分はこのときになされたものかも知れないが、なぜ一度発給したものが返納されたのか、返納された際にかくなる手続きで検分がなされたのか、具体的な事情は定かでない。また以上の3・5のいずれも、参考で示した前田玄以宛の兵部箭付と同様に、割印割書など偽造を防止するような対策は見られない。最前線で懐柔のために出される辞令書は、ある程度融通のきく形で発給されている事を示すのであろうか。またそれだからこそ返納しての検分が必要であったのであろうか。

なお中国国家博物館にも、康熙一八年七月二日付の同様の安遠靖寇大將軍箭付が所蔵されている。反乱軍に属していた呉將軍のもとで遊撃であった陳

積奮という人物が投降してきたので守備に任じるとしたもので、同じ官職を与えた3・5とは処置が異なっているが、雲紋と飛虎をあしらった飾り枠線に「大將軍府」の横書を青く刷りだした紙を用い、文末に「箭付」の文字がなく、発給者の押署もないなどの意匠は3・4・5と共通し、文意もほぼ同等である。ただし刷りだされた文言に若干の相違がみられるので、4・5とは別の版木で摺られていることが確認される。文中に朱点・朱丸が施され、「右箭付」准此」部分の中央に朱線が引かれ、「須至箭付者」の直下には「実」と朱字で大書されるなど、後に検分を受け真正な文書と判断されたこと、さらに「九月初七日繳」という文言が見られ、本文書が発給後に返納されたことが判明することも共通し、継続してこのような投降者の受入処置がなされていたことがうかがえる。（須田牧子）

〔参考〕中国国家博物館編『中国国家博物館藏文物研究叢書』明清檔案 卷清代（上海古籍出版社、二〇〇六年）

### 第三章 上奏文書

皇帝に対する上奏文書として、明代には題本・奏本・啓本・掲帖・表文・箋文などがあつた。清も当初は明制を踏襲したが、臣下から皇帝に宛てた私信である奏摺——内閣を通さず直接皇帝の手元に届けられる——が上奏文として活用されるようになる。中期以降はこれが主流となった。明清時代を通じて、朝貢国の王が中国皇帝に上奏する際には、通常、表文と奏本が用いられた。

#### 「1」表文・箋文

表文は表明の意で、万寿・元旦・冬至の三大節や皇帝登極などの慶賀の際に、親王と五品以上の文武官が皇帝に提出する上奏文書である（光緒『大清会典事例』巻二一八礼部・表箋）。明代以降、皇后・皇太子に対しては箋文が用いられたが、清代雍正年間（一七二三—三五年）以降は皇后のみに用いられるようになり、乾隆六〇年（一七九五）には上諭により皇后への箋賀制度は停止された。

表文については順治元年（一六四四）に、①小字の楷書を並用すること、②表文の前の上部に黄帖を片面に貼り、印の大ききの如くにし、下方に押印すること、③黄帖に「進賀万寿表文」などと（表題を）記すこと、④本文の最後に年月日を記して再び押印すること、⑤束封の上にも黄帖を用いて同じ表題を記し、下方に押印すること、⑥印の下方に「某官臣某上進謹封」と記し、その上にも押印すること、⑦副本は手本（平行文書の種類）を用い、小字楷書で、最後の年月日に押印すること、⑧黄綾にて袱・匣を包装すること、⑨箋文は書き方・印封とも表文と同様にすることが定められた（前掲『大清会典事例』）。

表文・箋文とも、文書（文体）の定式は内閣が定めた。これらの規定は明制をほぼ踏襲したものである。

朝貢国は、朝貢の際に必ず表文を用いた。「奉表、進貢（表を奉り、進貢する）」というように、表文の提出は朝貢の前提条件であつたためである。各国の朝貢使節は、北京に入ると、まず礼部に表文を呈した。礼部は内閣に表文を届け、内閣がこれを皇帝の御覽に呈し、その後、最終的に原本は内閣に保存された。朝鮮や琉球の表文は、御覽の前に内閣が満文訳を作成して漢文表文のあとに張り付け、満漢合璧の文書に仕立てられた。従つて満文部分には国王印は押されていない。（渡辺美季）

〔参考〕秦国経『明代文書檔案制度研究』（故宫出版社、二〇一九年、同『清代文書檔案制度』（中国檔案出版社、二〇二〇年）

#### III-「1」-1

##### 朝鮮国王李倬表文 一通

紙本墨書 縦三四・〇

崇徳二年（一六三七）四月一日

中央研究院歴史語言研究所蔵 三〇五四七二

崇徳二年（一六三七）四月、朝鮮国王仁祖（李倬）が清太宗（ホンタイジ）に対して、謝恩の表文を送つたが、本史料はそれに附した、国王から皇帝宛の物一覧（貢単）である。国王仁祖は議政府左議政李聖求と懷恩君李徳仁らを清に派遣し、同年一月の丙子の役後に朝鮮が赦されたことなどを謝恩した。『朝鮮国来書簿』には、その表文のほか、（皇帝宛）貢物表単・中宮貢物単・皇太子箋・皇太子物単の文章が掲載されるが、本史料はそのうちの貢物表単である。『同文彙考』別編巻四軍務にもこの方物表が収録される。

史料の形態としては、六幅あり、文が一行二〇字で構成されている。御押はない。朝鮮が一月の清への降伏の直後に、明から受けた国王印を提出し、崇徳二年一月に新たな国王印を清皇帝から頒給されたため、朝鮮側に国王印がない時期にあたる。七面に、「附記 崇徳二年 五月十八日到議政府左議政李聖求齎到貢単」と附記があり、この附記は朝鮮側でなく、清側で記した文であると考えられ、この記載から本史料は謝恩貢単であるとみなせる。なお本史料は史語所の傅斯年図書館善本室にて近年「発見」され、二〇一八年に明清檔案工作室へ移管された。

本史料の内容としては、朝鮮国王から「黄細苧布三十四・白細苧布五十四・両色綿細百匹・白布百匹・白木綿千匹」などを贈るといふものである。万曆四〇年（一六一二）刊の『攷事撮要』上「進貢方物数目条にある、謝恩御前（皇帝あて）の数目と対照すると、冒頭には「黄細苧布三十四・白細苧布三十四・白細綿細三十四」などを贈るとあり、白細苧布の数量や綿細の内容で違いがある。ただし同進貢方物数目条の末尾には、「謝恩・奏請はそのことの軽重にしたがつて方物の数目は臨時増減する」とあるので、このような数量の変動は明代から許容されており、その運用が清代にも継承されたと推測される。（辻大和）

〔参考〕李善洪『朝鮮対明清外交文書研究』（吉林人民出版社、二〇〇九年）、鈴木開『明清交替と朝鮮外交』（万水書房、二〇二二年）

#### III-「1」-2

##### 朝鮮国王李倬箋文 一通

紙本墨書 縦三四・五×二一・〇（一幅）

崇徳八年（一六四三）正月一日

中央研究院歴史語言研究所蔵 〇三五八七〇

崇徳八年（一六四三）、朝鮮国王仁祖（李倧）が清太宗（ホンタイジ）に対して元日を賀する表文を送ったが、本史料はそれに附した、朝鮮国王から清皇太子宛の方物一覽（皇太子正旦貢単）である。国王仁祖は議政府右参贊の尹履と書状官南冥翼を派遣し、彼らは表文の正本・副本各一部を携行した。本史料は『明清史料』甲編巻七本に翻刻文が収録されている。また『朝鮮国来書簿』には、本史料のほか、（皇太子宛の）正旦貢単・中宮正旦貢単・皇太子正旦箋・皇太子正旦貢単の文章が掲載されるが、文書の原本が確認できるのは本史料だけである。

本史料の形態としては、一〇幅になり、文が一行二〇字で構成されると推測されるが、破損が大きく正確に知ることができない。印は「coohyan / gurun i / wang ni / doron」（意味は「朝鮮国の王の印」と、印文が満文だけで書かれた印（崇徳二年頒賜）で、漢文の印文は含まれていない。また御押に補筆が行われている。『承政院日記』仁祖一七年（一六三九）八月一四日条には表文の安宝補画が「不精」であるため、画員を治罪することが王に允されておられ、『承政院日記』肅宗一二年（一六八六）

一一月三日条には咨文への補画がなされていないことと承旨が肅宗から叱責された記事がある。こうしたことから一七世紀の朝鮮では御押への補画（補筆）は慣習化していたものと考えられる。そのほかに、年号の二文字目にかけて印が押されており、皇帝に憚ったものであろう。右から七幅目に、「崇徳八年正月一日礼部啓心郎章于天……皇太子正旦箋副附」とあるが、この文は朝鮮側でなく、清側で記した文であると思われる、この記載から本史料は皇太子正旦貢単の副本であるとみなせる。

本史料の内容としては、朝鮮国王から「白細苧布

十五匹・白細綿紬十四・黒細苧布十五匹・黄花席十張・満花席十張・満花方席十張・雑彩花席（数量部分は破損）・豹皮六張・白綿紙五百巻」を贈るといふものである。万曆四〇年刊の『攷事撮要』上進貢方物数目条にある、冬至の皇太子宛数目（当時は明皇太子宛）と対照すると、白細苧布・白細綿紬・黒細苧布・黄花席・満花席・満花方席・雑彩花席・豹皮の内容と数量は一致するが、『攷事撮要』にある「人蔘四十斤」と「雑色馬四匹」の記載がこの史料になく、逆に『攷事撮要』に記載のない、白綿紙が当該史料に記載されていることがわかる。朝鮮は丙子の役終結時に、清太宗から、明への朝貢の通りに清に朝貢するよう定められていた。（辻大和）

〔参考〕荒木和憲「公印を日付のどこに押すのか？」（国立歴史民俗博物館編『日本の中世文書―機能と形と国際比較―同館、二〇一八年）、辻大和『朝鮮王朝の対中貿易政策と明清交替』（汲古書院、二〇一八年）

### III-「1」-3

#### 朝鮮国王李湊表文 一通

紙本墨書

順治八年（一六五二）正月二九日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一〇八二二一

朝鮮国王孝宗（李湊）が順治八年（一六五二）の清世祖（順治帝）の誕生日（聖節）を祝う内容の表文。麟坪大君李潛が冬至使として北京に赴き、もたらした表文であろう。本史料はこれまでに『明清史料』甲編巻七本に翻刻文が収録されているほか、「乾清坤夷」以下の文言が『同文彙考』原編巻一八節使節表に収録されている。

崇徳二年（一六三七）の丙子の役での朝鮮降伏を

受け、清太宗が朝鮮国王仁祖に下した勅諭において、

朝鮮は清に対して明代の朝貢と同様に朝貢使節を送ることが決められ、付随して歳幣の納付が決められた。その後順治二年（一六四五）には、朝鮮の冬至使・正朝使・聖節使・歳幣使を一つの使行に兼ねさせることが決められた。順治八年のこの使行は冬至使が聖節使も兼ねた。

本史料の形態としては、八幅であり、文は一行二〇字程度で構成されると考えられる。印は「coohyan / gurun i / wang ni / doron」（意味は「朝鮮国の王の印」と、印文が満文だけで書かれた印（崇徳二年頒賜）で、漢文の印文は含まれていない。御押に補筆が行われ、年号の二文字目にかけて印が押されている。一行に細い黄綾籤が貼られ、そのうえに「皇帝陛下」と記されている。

文言については、朝鮮からの慶賀に関する表箋文が定式化する康熙乙酉年（一七〇五）以前のものである。『孝宗実録』巻六、二年一月乙巳条によると、本史料の七行目にある「乾清坤夷」について、漢人が満文に翻訳する際に皇帝に対し、天はすなわち清地はすなわち胡をいうので、われらを清夷とし、明らかに譏斥する意があるので、皇帝は朝鮮の書状官に対して「乾清坤寧」のはずではと詰問し、書状官は二字が誤書であると答えたという。

朝鮮国王からの表文が、清皇帝を含む清側の不興を買った事例はその後も見られ、夫馬進氏の研究によると、康熙帝治政の一六六一年に起きた朝鮮の外交文書違式問題は、一六七九年から一六八九年に集中して起きているという。朝鮮から送られた表箋文に関する細かい文言上の問題が、清朝側から提起され、そのたびに朝鮮が謝罪使節を清に送った。

（辻大和）

〔参考〕夫馬進『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』（名古屋大学出版会）

二〇一五年)、洪性鳩(林慶俊訳)「韓国所蔵清朝(満文)文書について」  
『学習院大学国際センター研究年報』五、二〇一九年

### III-「1」-4

#### 朝鮮国王李焯表文 一通

紙本墨書 三四・〇×一一・八(二幅)

康熙五十六年十一月二日(一七一一)

中央研究院歴史語言研究所蔵 一六三三五

朝鮮国王肅宗(李焯)が清聖祖(康熙帝)に送った、冬至を祝う内容の表文。康熙五十六年(一七一一)に冬至使の正使俞命雄・副使南就明・書状官李重協が北京に赴き、もたらした表文であろう。前述の通り、順治二年(一六四五)には、冬至使・正朝使・聖節使・歳幣使を一つの使行に兼ねさせることが決められた。したがって康熙五十六年のこの使行は冬至使が正朝使・聖節使・歳幣使も兼ねた。

表本文(表面)の形態としては、六幅であり、文が一行二〇字で構成されている。印は左に満文で「*coohyan gurun i / wang ni doron*」(意味は「朝鮮国の王の印」と、右に漢文で「朝鮮国王之印」とある満漢併用印(順治一〇年頒賜)で、御押に補筆が行われ、年号の二文字目にかけて印が押されている。黄綾籤がみられないほか、五行目から一〇行目にかけて欠損がみられる。

裏面には第一幅と第六幅の二か所に、乾隆四一年(一七七六)に頒賜された、満漢併用の朝鮮国王印が押されたようにみえる文書断片が貼付されている。その印は表本文に押された順治一〇年(一六五三)頒賜朝鮮国王印と明らかに異なる。観察の結果、第一幅の御押の漢文「朝鮮国」の印文下部と、満文「*coohyan gurun i*」の印文下部の合計

二箇所、それぞれ「朝鮮国王臣李琮表」と記されていることが判明した。また同御押の漢文部分と満文部分の印廓の寸法が異なっている。こうしたことから第一幅の貼付文書は朝鮮国王純祖(李琮、在位一八〇〇―一三四年)の表文二通から記名部分を切り貼りしたものであると考えられる。

さらに第六幅を観察したところ、御押の中央部(漢文と満文の間)下部に「朝鮮国王臣李琮謹<sup>封</sup>」と記されていることが判明した。このことから第六幅の貼付文書は朝鮮国王純祖(李琮)の表文一通から記名部分を切り貼りしたものであると考えられる。第一幅と第六幅に朝鮮国王純祖(李琮)表文から切り貼りが行われた時期は、純祖即位年の嘉慶五年(一八〇〇)以降であることは確実である。おそらく元の絹表紙が欠損したことを受け、それを補修する目的で、純祖(李琮)の表文から切り貼りが行われたのだと推測される。

また裏面第五幅に「五十七年正月廿五日下」の墨書がある。康熙五十七年の墨書であると考えられる。

文言については、『通文館志』卷三事大―表箋状奏咨条記載の様式と一致する。同条割注には康熙乙酉年(一七〇五)に清の礼部が移咨して慶賀表箋について定式を朝鮮に頒布したとあり、この様式が定式化したということがわかる。さらにその割注によると、その背景には朝鮮は毎年文辞を換え、字句のあいだで調和を尽くさなかったため、今後は内閣が纂定した諸王・大臣・各省督撫の表箋式に依って繁文を省くように云々、と礼部が朝鮮に移咨したことがあったのだという。同条には正朝賀表「冬至聖節附」、同方物表、同皇太后皇后方物状、正朝賀箋「冬至附」、同方物箋、謝恩表、奏文の様式がそれぞれ掲載されている。『同文類考』原編卷二四節使七には、

一七一七年の冬至表については、「丁酉 冬至表  
「文同乙酉頒式」とだけあり、本文は収録されていない。  
(辻大和)

〔参考〕李光濤「朝鮮国表文之研究」『明清檔案論文集』(聯経出版事業公司、一九八六年)

### III-「1」-5

#### 朝鮮国王李吟表文 一通

紙本墨書 縦三四・〇

乾隆二八年(一七六三) 十一月二日

中央研究院歴史語言研究所蔵 三〇五四七

朝鮮国王英祖(李吟)が清高宗(乾隆帝)に送った謝恩方物の表。乾隆二八年(一七六三)に謝恩兼三節年貢行として正使順悌君煊・副使洪名漢・書状官李憲黙らが北京に赴き、もたらした謝恩方物に関する表文である。『同文彙考』補編卷七―使行録によると、この使節団の謝恩の目的は、「謝賜緞、謝免議、謝寬免、謝冊封王世孫、謝上諭無方物、謝方物移准無方物、謝免回犯人無方物、謝肩輿停止無方物」と多彩であった。

本史料の形態としては、六幅であり、文が一行二〇字で構成されている。印は「表」とある黄綾に一箇所、本文に一箇所捺されている。御押に補筆が行われ、本文では年号の二文字目にかけて印が押されている。御押は二箇所とも同じで左に満文で「*coohyan gurun i / wang ni doron*」(意味は「朝鮮国の王の印」と、右に漢文で「朝鮮国王之印」とある満漢併用印(順治一〇年頒賜)で、朱を補った形跡が見られる。黄綾籤はみられない。なお本史料は史語所の傅斯年図書館善本室にて近年「発見」され、二〇一八年に明清檔案工作室へ移管された。

文言については、謝恩表の様式が『通文館志』巻三事大・正朝賀表には載らないためそれ以上は分からない。一方で同書巻三事大・方物数目に掲載される謝恩御前(謝恩使行の際に皇帝に贈る方物)の品目と数量である「黄細苧布三十四、白細苧布三十四、黄細綿紬二十四、紫細綿紬二十四、白細綿紬三十四、龍文廉席二張、黄花席十五張、滿花席十五張、雜彩花席十五張、白綿紙二千卷」と一致するため、本史料は、朝鮮国王英祖が清乾隆帝に送った謝恩方物の表と判断した。(辻大和)

### III-「1」-6

#### 琉球国王世子尚貞表文 一通

紙本墨書 三五・三×一一・二(一幅)

康熙一九(一六八〇)年九月三日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一八二八五三

清聖祖(康熙帝)に宛てた琉球国王世子尚貞(第二尚氏王統一一代国王、在位一六六九—一四八年)の請封(冊封要請)の表文。清『聖祖實録』二〇年一月癸亥条に請封の記事がある。琉球表文は第一歴史檔案館などにも所蔵されるが、本表文は最も古い年代の現存例とみられる。

琉球表文は白紙の折本形式で、第一幅が表表紙となり、上方に「進貢表」などの題字とともに国王印が押される。少なくとも一八世紀後半以降の現存例を見ると、表表紙ならびに裏表紙(最後の幅)には全面に黄紙が貼られ、その上に書字や押印がなされている(中国第一歴史檔案館編『清代琉球国王表奏文書選録』黄山書社、一九九七年参照)。一方、朝鮮表文は、最初と最後の幅の裏に、黄綾を貼った表紙が糊付けされており、琉球とは似て非なる形態であ

る。またいずれの表文の表紙も『大清会典事例』で規定された形態とは異なっている。

さて本文書は表紙部分を欠いている。文章は「琉球国中山王世子臣尚貞、誠惶誠恐、謹奏上言」で始まり、「謹奉表以聞」で結ばれている。漢文部分は計八幅あり、一幅五行、一行二字、擡頭二字、平写一九字で、細字の楷書で記されている。「皇帝陛下」は二字擡頭の上、黄紙籤に記されている(朝鮮の表文では黄綾籤が用いられている)。年月日の上に「琉球国王之印」が押されている。清代には国王印が二度下賜されているが、これは順治二年(一六五四)に下賜が決定され、康熙二年(一六六三)に冊封使がもたらした最初の印である。後半には表文提出後に内閣で作成された満文の訳文が付されている。ここでは黄紙籤は用いられていない。

本表文は、『歴代宝案』第一集一四卷二〇号に対応する文書であると考えられる。しかし『歴代宝案』の文面とは、文意はほぼ同様ながら、僅かな重複を除いて大幅に異なっている。琉球において表文は久米村で作成され、国王の面前で行われる「上表渡」の儀式を経て、咨文などその他の文書とともに朝貢使節に託されていた(『琉球王国評定所文書』一「進貢船仕出日記」四九九・五〇六頁参照)。上表渡の儀式的詳細は不明だが、一七九四年の接貢船に託された咨文については、久米村で作成後、首里城の南殿にて国王による上覧と御押が行われている(同前書「朝鮮人送届候日記」三四五・三五二頁参照)。

しかし一方で使節には非常時の臨機の処置用として、白紙に国王印が押された空文書「空道」も渡されておられ、中国到着後にしばしば外交文書を作成し直していた。前田舟子氏は表文について、「巡撫や総督が奏摺や題本等で用いる細字体で書かれ、さ

らに押印された国王印の上に年号が書かれている。……おそらく表文は、福州で巡撫や布政司の幕職によつて校閲され、琉球から運ばれた国王印のみが押された「空道」を利用して細字体に書き直され、それが内閣で満漢合璧といった形式に整えられ皇帝に呈上されたのであろう」と指摘する。本文書に関しても、中国到着後に、「空道」を利用して『歴代宝案』とは異なる文面の表文を作成・提出した可能性は大いにあると思われる。

ただし今回調査した琉球表文(および奏本)は、年月日の墨字の上に、押印の朱が載った状態となっている。墨は染料、朱は顔料であるため、筆記と押印どちらが先であっても、墨は紙の繊維の隙間に染み込み、朱は繊維の表面に留まる。従つて肉眼や画像による表文の観察のみから墨と朱の上下(先後)関係を論じることは難しいのではないだろうか。

なお『歴代宝案』には同じ日付で、進貢の表文(第一集一四卷一九号)と請封の奏文(同二一号)が収録されている。後者は父・尚質の死去(一六六八年)を伝え、冊封を求める内容である。(渡辺美季)

〔参考〕前田舟子「ハーバード燕京図書館蔵「琉球国中山王尚穆貢表」について」『沖繩史料編集紀要』四三号、二〇二〇年

### III-「1」-7

#### 琉球国王尚穆表文 一通

紙本墨書

乾隆四五年(一七八〇)十一月六日

中央研究院歴史語言研究所蔵 一〇七二五八

高宗(乾隆帝)に宛てた琉球国王尚穆(第二尚氏王統一四代国王、在位一七五二—一七九四年)の進貢の表文。『歴代宝案』二集六六卷九号に相当する。清「高

宗実録』四五年二月乙卯条にこの進貢の記事がある。本表文では、正使向翼・副使毛景昌を派遣して進貢(朝貢)することが述べられる。この使節は、乾隆四十六年(一七八一)三月四日に那覇を出航し、五月二一日に福州琉球館(柔遠駅)に入った。その後、北京へ赴き、一二月二六日に到着し、同日、礼部に本表文を提出している。

冒頭に黄紙を貼付した表紙が付されていたものと思われるが、本文書では欠落している。文章は「琉球国中山王世子臣穆貞、誠惶誠恐、稽首頓首、謹奉表上言」で始まり、「謹奉表進貢以聞」で結ばれている。漢文部分は計六幅あり、一幅五行、一行二一字、擡頭二字、平写一九字で、Ⅲ-「1」-6よりもさらに細字の楷書で記されている。「皇帝陛下」は二字擡頭の上、黄紙籤に記されている。後方の満文部分も同様だが、黄紙の紙質は明らかに異なっている。本文は『歴代宝案』収録の文面と完全に一致しているが、欠落している表紙の文面と最後の「琉球国中山王臣尚穆謹上表」の部分は『歴代宝案』には記載がない。Ⅲ-「2」-1も同様である。国王印は、乾隆一三年(一七四八)に満文篆書体が定められた(合わせて漢文篆書体も変更された)ことにより、乾隆一二年(一七五六)に清から新たに下賜されたもので、第六幅の年月日の上に押されている。紙面左上端に「対」と墨書されている。(渡辺美季)

〔参考〕片岡一忠『中国官印制度研究』(東方書店、二〇〇八年)

### Ⅲ-「1」-8

#### 孔子七十一代孫孔昭煥表文 一通

絹本墨書

乾隆二四年(一七五九) 一月四日

中央研究院歴史語言研究所蔵 三〇一四九七

孔子七十一代孫孔昭煥が清高宗(乾隆帝)の皇太后に奉った進貢冬至の表文。孔昭煥は、孔子七〇代孫の孔広榮の嫡長子として生まれ、乾隆八年(一七四三)閏四月、父の死により衍聖公(孔子嫡流の子孫が世襲する封爵名)を襲封した(清『高宗実録』卷一九〇)。平生は山東曲阜に住したが、しばしば上京しており、乾隆二四年(一七五九)一月にも入朝が確認される(乾隆『曲阜県志』卷三五)。本表文の上進もこの時になされたものであろう。

本文書は、封筒・束封・表文・副本を完備する。封筒には黄絹を用いる。束封は紙を用いるが、上部に黄色の布片を貼り「慶賀／長至／表文」と表題を墨書し、黄布と本紙にかかるように朱方印を捺し、下部にも同印を捺す。継目には「孔子七十一代孫襲封衍聖公臣孔昭煥等上進謹封」と記す。表文も紙を用い、冒頭上部には束封と同様に黄色の布片を貼り、表題を墨書し、黄布と本紙にかかるように束封と同じ朱方印を捺す。また文末の年月日の上にも同印を捺す。以上は順治元年(一六四四)に定められた形式に沿ったものである(本項冒頭の解説参照)。本文は小字の楷書で墨書され、文中「崇慶慈宣康惠敦和裕寿純禮皇太后陛下」の部分のみ黄布を貼り、その上から墨書する(黄綾籤)。表文・副本とも折本であるが、副本は第一面と末尾の面の全面に黄布を貼って装飾し、第一面には「表副」と墨書して表文と同じ朱方印を捺す。それ以外は字配りも含めて表文と同様の形式で作られている。

封筒に表書は見られないが、裏面には上部に「慶賀／長至／表文」と表題を墨書し、継目に「孔子七十一代孫襲封衍聖公臣孔昭煥等」<sup>〔上進〕</sup>「謹封」と記す。上下二カ所に表文と同じ朱方印を捺す。これはそれ

ぞれ天地の継目に朱郭がかかるように捺されている。このように天地左右を折って作成し、謹封文書と名前を記し、上下二カ所に朱印を捺して封緘する封筒の形状は、Ⅱ-「4」-3-1付の封筒と同様であり、封筒を使用して文書を封じる際の作法・慣行が清代にも受け継がれていることがうかがえる。(須田牧子)

### Ⅲ-「1」-9

#### 提督湖北総兵官斐凌阿巴圖魯閻俊烈表文 一通

紙本墨書

嘉慶二四年(一八一九) 一月六日

中央研究院歴史語言研究所蔵 三〇一四九九

湖北提督閻俊烈が清仁宗(嘉慶帝)に奉った進貢冬至の表文。この年は嘉慶帝の六〇歳の聖寿であり、表文の内容もこれを慶賀するものとなっている。閻俊烈は山東濟陽の出身で、嘉慶元年(一七九六)に武進士となり(民国『濟陽県志』卷一〇)、四川の白蓮教徒の乱の鎮圧で戦功を立て、同四年(一七九九)「斐凌阿巴圖魯」の称号を賜り(『剿平三省邪匪方略』正編卷九〇)、同七年には参将に昇った。以後、陝西西安鎮・河北鎮總兵官等を歴任し、嘉慶二一年(一八一六)湖北提督に抜擢された。道光二年(一八二二)病により解任を乞い、許されている(清『仁宗実録』卷九九・二八一・三二一、『宣宗実録』卷二九)。

本文書は表文本体の他、封筒・束封を備える。表文は黄紙で、冒頭上部には黄色の布片を貼り、「進賀／長至／表文」と表題を墨書し、黄布と本紙にかかるように「提督湖北総兵官印(満文)」と陽刻された朱方印を捺し、また文末の年月日の上にも同

印を捺す。東封も黄紙で、上部に黄色の布片を貼り「慶賀／長至／表文」と表題を墨書し、黄布と本紙にかかると同じように表文本体と同じ朱方印を捺し、下部にも同印を捺す。継目には「提督湖北等処地方總兵官斐凌阿巴圖魯臣閔俊烈等上進謹封」と記す。封筒は黄絹で、表書はなく、裏面は上部に「慶賀／長至／表□」と表題を墨書し、継目には「提督湖北等処地方總兵官斐凌阿巴圖魯臣閔俊烈等上進謹封」と記す。上下二カ所には、天地の継目に朱郭がかかるように表文と同じ朱方印を捺している。以上は、Ⅲ-「1」-8と全く同じ形式であり、清の国内官僚の表文の形式として定式化したものであることがうかがえる。なお提督は欽差官員であるのに、ここで用いられている印が長方形の関防印ではなく、方印である理由は不明である。(須田牧子)

## 「2」奏本

明初、政務に関する皇帝への上奏には奏本(奏文)が用いられたが、一四世紀末頃に、緊急・重要案件のための特殊な上奏文として題本も用いられるようになった。やがて遅くとも一六世紀初頭頃までには、「公題私奏」——公事一般の上奏には題本を用い、私事は奏本を用いる——という用法が一般化した。

清は当初、明制を踏襲したが、康熙帝が地方の情勢などについて特定の官員から直接秘密報告を得ようと「奏摺」を用い始めると、雍正帝がその使用範囲を拡大し、乾隆帝がこれを制度化した。その結果、題本・奏本・奏摺の使用に混乱が生じたことから、乾隆一三年(一七四八)に奏本は廃止され、その役割は題本に吸収された(光緒『大清会典事例』卷一三内閣・職掌・進本)。

しかし朝貢国は、以後も引き続き奏本(および表文)を用いた。表文とは異なり、奏本では重要事項の報告・請願などが行われ、また奏本は礼部ではなく、入貢地の総督・巡撫に提出され、督撫から礼部へと転送された。朝鮮・琉球・安南などは正本とともに副本も提出していた。

万暦『大明会典』巻七六礼部三四「表啓題本格式」では、奏本は「每幅六行、一行二四格、擡頭二字、平行写二二字」と規定されており、清もこれを基本的に踏襲した。封面中央の情報に「奏」と記し、具奏者の官職・姓名と上奏する案件の概要(事由)から書き始め、「謹具奏聞」ないしは「右謹奏聞」の語で結ぶ。また改竄を防ぐため、本文の末尾に字数と用紙の枚数を記した。宋朝体の細字を用いたが、清初には楷書が多く見られる。(渡辺美季)

(参考) 櫻井俊郎「明代題本制度の成立とその変容」『東洋史研究』五二二、一九九二年、泰成社『清代文書檔案制度』(中国檔案出版社、二〇一〇年)、莊吉發『清朝奏摺制度』(故宫出版社、二〇一六年)

## Ⅲ-「2」-1 琉球国王世曾孫尚敬奏本 一通

紙本墨書

康熙五五年(一七一六)一〇月二一日  
中央研究院歴史語言研究所蔵 ○九一七〇三

清聖祖(康熙帝)に宛てた王世孫尚敬(第二尚氏王統一三代国王、在位一七一三—一七五一年)による請封(冊封要請)の奏本の副本(副奏)。『歴代宝案』二集八巻八号に対応する。清『聖祖実録』五七年正月庚子条にこの請封の記事がある。琉球奏本は第一歴史檔案館にも所蔵されるが、本奏本は最も古い現存例とみられる。

康熙四八年(一七〇九)、琉球国王尚貞が死去し、翌年、その世子尚益が第二尚氏一二代国王として即位したが、一七二二年、冊封を受ける前に死去した。このため一三年に長男尚敬が一四歳で即位し、康熙五五年(一七一六)、進貢使(正使夏執中・副使蔡温)を派遣し、進貢の表文と同時に、請封の表文・奏本を提出して自らの冊封を求めた。これにより一九年、冊封正使海宝・副使徐葆光が来琉した。

本文書は折本形式で、第一幅(表紙)に「請封副奏」とあることから、請封の奏本の副本であることがわかる(正本・副本ともに提出された)。計八幅あり、規定通り、一幅六行、一行二四格、擡頭二字、平行写二二字で作成されている。本文は『歴代宝案』収録の文面と完全に一致しており、相違点は表紙の文面と最後の「琉球国中山王世曾孫臣尚敬謹奏」の部分のみである(『歴代宝案』にはこれらの記載がない)。本文の末尾に字数・用紙の枚数が記される。国王印は表紙の上部と、第七幅の年月日の上に押されている。Ⅲ-「1」-6と同じく康熙二年(一六六三)に下賜された印である。(渡辺美季)



ここでは私文書（私信）様式の文書全般を「書」として取り上げる。東アジア諸国を往復した外交文書のなかには、日朝間の「書契」など私文書の様式を持つものが多い。日中間でも、推古天皇が隋の煬帝に宛てた六〇七年の「致書」を嚆矢として、元の世祖（クビライ）が「日本国王」に宛てた一二六六年の「奉書」、明の礼部が「日本国王」（良懷）・「日本征夷將軍」（足利義満）に宛てた一三八一年の「書」など、複数の書（または書のような体裁の文書）の事例が確認できる。これらは公人の間で公的な問題処理のためにやりとりされた「公文書」としての書であるが、一方で、私人の間で私的にやりとりされた「非公文書」としての書もある。

ここでは、内容的に日本に関わる書（IV-1・2・7・8）と、これと比較検討し得る書（IV-3・6）を扱うが、この内、「非公文書」としての書はIV-1のみである。（渡辺美季）

〔参考〕荒木和憲「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的検討」（『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四（二〇二一年））

IV-1

石星書 一通

紙本墨書

万曆三十二年（一五九四）二月一日

何創時書法芸術基金会蔵

文祿の役（壬辰倭乱）時に兵部尚書に在任していた石星の私信。日本との講和交渉に関する彼の見解や、江南に日本軍の侵入を待望する者がいたとの風聞などが記される。無年号だが、一月二七日に沈

惟敬が小西行長と面会したことを伝える、経略宋応昌よりのしらせが正月中に届いた旨を記しているのは、万曆三十二年（一五九四）二月一六日付朝鮮国王李昫奏文（『事大文軌』巻八）に、朝鮮へ向かった沈惟敬が同一年二月二四日に日本側の陣へ赴き、翌年正月二〇日に帰還したとあるのと符合する。また、文中で言及されている、対馬での互市を説く劉黄裳の提案は、万曆三十二年三月の王徳完の上疏『万曆疏鈔』巻四三目撃東倭釁隙專備禦疏でも取り上げられている。さらに、尤繼先の遼東行きを記しているのは、明『神宗実録』同年正月丁未（二八日）条に、遼東総兵に任じられた彼の赴任を促す記事が存するのと対応する。よって、本文書は万曆三十二年のものと考えられる。

内容の大部分は、文祿の役に関する記述である。当時、日本との講和交渉は、石星が朝鮮に派遣した沈惟敬と小西行長とのあいだですすめられていた。これをうけて、派遣された明軍を率いて朝鮮に駐留していた宋応昌は、撤兵して万曆三十二年九月に遼東へ戻ったが、のちに朝廷で批判を受けることとなった。そして、同年二月には、薊遼総督顧養謙が代わって朝鮮関連の諸事を担当することとなり、宋応昌は病を理由に辞職を願い出るに至った（明『神宗実録』万曆三十二年丙辰条、同癸酉条）。

こうした状況のなかで書かれたのが本文書である。宛先は明記されていないが、その内容から、対日本政策にかかわっていた人物へ宛てたものと見て間違いない。冒頭の「二月九日到」は受信者側の加筆と考えられるため、本文書末尾の日付と比較すると、石星のいた北京から、ある程度離れた場所にいる者と目される。断定はできないが、前述の顧養謙に宛てたものの可能性もある。（岡本真）

〔参考〕中村栄孝『日鮮関係史の研究』中（吉川弘文館、一九六九年）、中島榮章「封倭と通貢」（『東洋史研究』六六・二二〇〇七年）

【釈文】

〔書〕石星

二月九日到

啓

〔中〕有涉江南子弟語

正月内得  
宋経略書報、沈惟敬於臘月廿七日入倭營、行長相見甚歡、料得、表文至可必矣、至則封事断在必与、貢則封後看其誠意如何、再作一処、想

足下自有相機妙算、此未可懸断也、惟是近有一事、大可駭異、応乞朱鑑塘書報

王荊老云、丹陽・金壇等県、有宦家子弟結聚不逞、欲凶非常、只待倭入犯則以応之、又令人私通閩白、以遂其謀、今事已泄、皆被執在官矣、料得、私通閩白之説、未必能成、亦未必便有、但既聞其説、不可不防、或將此情密書、令沈惟敬知之、告於行長、却云、江南各子弟与各精兵、恐怕封貢事成、倭不入犯、則無計取功名、故令人欲結閩白入犯、至其犯則又誘而敗之、以為自便之計、此皆壞封事者、不可不令閩白知之、若有人來誘、則執送之朝、以表爾之誠、如此則不論事之有無、要可寢其未発、区々見謂若此、至其可否、則惟

足下裁之、看来朝中人情、封則尚有徳憑、貢則全以為未、頃者劉員外題對馬互市之説、未審倭情如何、總之、惟要保全朝鮮、計安中国、他人議論不可計矣、尤繼先於二月初二日已過居閑、計十五前後、可到遼境、此忠廉之將、当作其氣、以令展布也、司之舉動、委不尽善、然其督責朝鮮君臣、令銳然備守、則未為無功、上當查勘出使之事、惟

足下鑑為曲全、此亦有關係之事也、即不得完璧、或

留生意足矣、何如不尽、

二月初一日 星又頓首、左冲、

#### IV-2

楊鎬書 一通

紙本墨書 七〇・二×三六四・七

万曆三十五年（一五九七）五月一日

何創時書法芸術基金会蔵

慶長の役（丁酉再乱）の際に、經理朝鮮軍務の任

にあつた楊鎬から豊臣秀吉に宛てた文書。皇帝からの冊封を受けたにもかかわらず、盟約に背き再び朝鮮を侵したことを責め、すみやかな撤兵を促すとともに、悔悛しない場合は明から朝鮮に援軍を送り、水軍を南海經由で日本へ派遣する旨を告げている。

日付の「十六」を朱書し、文節には朱圈点を施し、末尾の年号部分および紙継ぎ目には「經理朝鮮軍務 関防」印を捺している。

文禄の役（壬辰倭乱）後の講和交渉が不調に終わった後、朝鮮からの救援要請をうけた明は、万曆三十五年（一五九七）三月に楊鎬を都察院右僉都御史經理朝鮮軍務に任じ、さらに邢玠を兵部尚書兼都察院右副都御史総督勦遼保定軍務兼理粮餉経略禦倭に任じて、朝鮮へ出兵することとした（明『神宗実録』万曆三十五年三月乙巳条、同己未条）。本文書はその途上で発せられたものである。

冒頭に、楊鎬の官職および姓につづけて「咨爾平秀吉」とあるうち、「咨」字については、同じ時に楊鎬が小西行長に送った文書の冒頭に「欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊諭爾豊臣行長」とあるのを踏まえると（朝鮮『宣祖実録』三〇年五月乙卯条）、動詞と解すべきである。ただし、一般に同字が用い

られる文書としては、官文書である咨文（Ⅱ-「1」-1など）が挙げられるが、そうした文書にはほぼ必ず記される定型文言が本文書にはなく、文体や字体にも著しい差異が存している。したがって、いわゆる咨文とは別様式と見るべきであろう。

なお本文書は、肥後熊本藩で代々学者を輩出した辛島家から高本家に伝わり、近代になって寺内正毅が入手して桜圃寺内文庫に保管されたが、のちに流出し、長らく所在不明となっていたものである。

（岡本真）

〔参考〕中村栄孝『日鮮関係史の研究』中（吉川弘文館、一九六九年）、伊藤幸司「桜圃寺内文庫と寺内正毅関係資料」（伊藤幸司、永島広紀・日比野利信編『寺内正毅と帝国日本―桜圃寺内文庫が語る新たな歴史像―』勉誠出版、二〇一五年）

#### 〔釈文〕

欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊 咨、爾平秀

吉、

大明皇帝、因朝鮮王代爾請封、嘉爾恭順、不忍爾兩

地之相戕、傷

天和、用遣使臣渡海、

勅封爾秀吉為日本王、爾得拋有名号、雄長諸島、自

宜銜戴

皇恩、韜戈脩德、以樂爾余年、貽慶爾幼子、斯為永図、

胡使臣甫歸、遽敢違制背盟、以朝鮮礼文為辞、又

復侵占釜山・機張之間乎、今朝鮮赴告、

皇帝震怒、已速遣使臣、更置兵部總督、另設経略・

經理、興問罪之師於海上、爾度爾之力、即抗朝鮮、

且勝負難必、若

天朝視最爾日本、即爾六十六島中之一島耳、況爾既

受王封、已為臣属、臣与君抗、天理不容、神明且

殛之、昨年爾國地大動揺、此其兆也、尚不安靜祈福、

而欲日尋于兵乎、爾已六十余歳、寿命幾何、子未十齡、孤弱何恃、聞各島之酋、俱覬爾之隙、為復讐報怨之舉、爾不銷兵綏衆、安妥人情、乃使悍將擁兵于外、一旦諸島内变、蕭牆禍起、即清正諸將、各思為王、豈肯久居爾下、将来又豈肯居爾子之下者、以理勢論之、爾不如速行罷兵、修好朝鮮、憑藉

天朝之威靈、默消諸島之睥睨、其前所乞朝廷、与爾处分者何事、可明白奏来、

朝廷量包乾坤、視爾与朝鮮、皆為臣子、必無偏重、爾如不自悔禍、任爾以数十百万庄朝鮮、在天朝仁恩拯溺、義必討逆、亦不遠勤大兵、但

勅馬歩十万、薄釜山、助朝鮮之順、福・浙水兵十万分兩道、以楼船從南海、与爾秀吉見于烏沙蓋、且問山城君安在也、爾其慎思之、

万曆三十五年五月「十六」日

#### IV-3

毛文龍書（拜帖） 一通

紙本墨書 二九・三×一・五

年代未詳

中央研究院歷史語言研究所蔵 二七七五八九

毛文龍（一五七六一一六二九年）が明末に後金のハンに送った拜帖（名刺）。明代には書信を送る際に必ず拜帖を同封したと知られている。これは、明側の人が外国の君主に送った拜帖の実物である。

「文龍」の字の上に「毛文龍印」の私印が捺されている。また、文書中に「副啓儀状三通」とあり、この拜帖とともに三通の書が同封されたと考えられる。実際、この文字の上に、三つの割印があるが、

同封した三通の書それぞれに捺したのではないかと推測される。IV-4の書にも割印が押されており、合わせて参照すべきである。印文は不明である。

正確な作成年代までは知り得ないが、後金と戦時状態にあった毛文龍が敵側にこのようなものをあえて送っていたということは、裏を返せば、当時の明朝において拝帖の交換がどの程度重んじられていたのかを窺わせる。ここで毛文龍が自称する「通家侍生」とは、親交のある相手に使用する「通家（代々お付き合いのある意）」に、相手と自分が対等な関係にあることを示す「侍生」を組み合わせたものである。いずれも明末において流行した拝帖の自称文句である。明末清初の国際情勢を、政治的な側面ではなく、日常生活や慣習のレベルにおいて垣間見える貴重な史料である。（林慶俊）

〔参考〕田川孝三『毛文龍と朝鮮との関係について』（彙文堂書店一九三二年）、李光濤編『明清檔案存真選輯』初集（台湾中央研究院歴史語言研究所、一九五九年）、岸本美緒「名刺の効用―明清時代における士大夫の交際」（『風俗と時代観』研文出版、二〇一二年）

#### IV-4 毛文龍書 一通

紙本墨書 二八・〇×二一・四・二  
天聰元年（一六二七）  
中央研究院歴史語言研究所蔵 ○三七〇二二

明の毛文龍が清の太宗（ホンタイジ）に送った書。毛文龍は一六二一年から二九年まで、朝鮮・平安道の鉄山郡にある椴島（＝皮島）に拠点を構えて東江鎮を開き、明朝・後金・朝鮮の三国の間で重要な役割を果たしていた。こうした国際情勢の中で、毛文龍は書のやりとりを通して後金と直接交渉を行なっ

ていたが、本文書は、その際の漢文による書の実物である。満洲語で書かれた年代記史料『滿文老檔』太宗の巻一一と巻一二にも、満文訳された毛文龍の書がいくつか収録されており、本文書は、巻一一の冒頭に収まっている。このほか、李光濤編『明清檔案存真選輯』初集に「毛文龍致金国汗書六」（八〇―八三頁）として図版が影印されており、また『明清史料』に「皮島毛文龍致清太宗書」（甲編第一本七二頁）と排印されている。

本文書の右端に「天聰元年初次来」という文字が書き込まれており、この書を受け取った時期を指し示すように見えるが、実際『滿文老檔』太宗の当該記事を確認すると、前書きに「天聰二年正月に毛文龍からきた書 sure han i ai aniya aniya biyade nao wen lung ci jhe bite」とある。これによれば、毛文龍のこの書が後金側に届いたのは「天聰元年」（一六二六）ではなく、翌年の「天聰二年」（一六二七）であることが分かる。

「天聰元年」の文字のところ印が捺されている。またその左側の折り目にも、同じ印が割印で捺されている。IV-3の拝帖にも割印があったが、おそらく拝帖と書を送る際に、このような形で両方に割印を捺していたとみられる。

「天聰元年初次来」の下には、旧満文で「wajha」（終わったの意）が書かれている。李光濤編『明清檔案存真選輯』初集には、毛文龍の書がいくつか収録されており、そのうち、「毛文龍致金国汗書三」（七六頁）には、「二月に到着した書を書き終わった juwe biya de isinjha bite arame wajha」と、また同書「毛文龍致金国汗書五」（七八―七九頁）にも「書き終わった arame wajha」という旧満文の添え付きがある。いずれも毛文龍の寄越した書簡であるから、本

文書の「wajha」と「arame wajha」の意味であると考えられる。

内容は、毛文龍自ら「今両国相持、終無結局之期、何不一和相約、共図息肩之策」と呼びかけているように、後金との和議交渉に深く関連している。興味深いことは、本文中の語句に対する擡頭の用法である。「先帝」「皇上」「聖旨」など、明朝皇帝とその行為に関わる語句に敬意をあらわすために二字擡頭がなされている。ところで、ヌルハチとホンタイジを指す「令先君」や「台臺」といった語句にも一字擡頭がなされており、和議交渉に当たった文書形式上の配慮が目立つのである。関連する『滿文老檔』太宗の巻一一・一二、そして『明清檔案存真選輯』初集に収録された諸書と組み合わせると、晩年の毛文龍をめぐる明朝・後金・朝鮮の関係を窺い得る重要な手掛かりになると考えられる。（林慶俊）

〔参考〕田川孝三『毛文龍と朝鮮との関係について』（彙文堂書店一九三二年）、李光濤編『明清檔案存真選輯』初集（台湾中央研究院歴史語言研究所、一九五九年）、神田信夫「袁崇煥の書簡について」、『滿文老檔』に見える毛文龍等の書簡について（同『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五年）

#### IV-5 金国汗書 一通

紙本墨書 七三・六×五五・八  
天聰一年（一六二七）一〇月二日  
中央研究院歴史語言研究所蔵 ○三八一四一

清の太宗（ホンタイジ）が明の皇帝に送った書。一六二六年、ヌルハチが没し、ホンタイジが新たに即位すると、明の袁崇煥（？―一六三〇年）はヌルハチの弔問を名目に使者を遣わして、後金に対する

内情偵察を試みた。その後、翌年に至るまで明と後金の間には講和の締結を目的にした使者の往来が続いた。このとき、遼東でヌルハチと対峙していた袁崇煥は、ヌルハチの死去を機に、後金が明に帰順することを期待していたが、ホンタイジは朝鮮征討(丁卯の役)に備えて背後の安定を図るために明との交渉に依っていただけであつた。本文書は、こうした交渉過程において、明と後金の間にやりとりされた書の一つである。

文書の形式は、右方に書の本文が書かれており、左方に「天聰元年十月初二日」の日付と満文「天命金国汗之宝 *abkai fulingga aisin gurun han i doron*」の印が捺されている。天聰元年(一六二七)一〇月は、正月に開始した朝鮮征討が七月に終結しており、また五月に後金軍による寧遠・錦州侵攻があるなど、両国の講和交渉はもはや破綻していた時期である。本文の冒頭に「従李喇嘛到後、為両国和事、来往数次、未妥」とあり、数次にわたって使者往来があつたにもかかわらず、膠着に陥っていた当時の状況を如実に物語っている。この時期の明・後金関係を窺わせる重要な史料であるといえる。

ちなみに、(一)で登場する「李喇嘛」とは、チベットのアムド(Ti. amdo)地域出身である鎖南木座(N. sob nams mtsho)であり、明と後金の史料では李喇嘛(MaLi Lama)と記されるチベット僧である。チベット人のみならず、モンゴル人や漢人も雑居するアムド地域では、多くの漢人喇嘛が輩出されており、その中では明側に雇われてモンゴルやマンジュ方面の諜報・工作活動を行なう僧侶も多数存在した。「李喇嘛」も、そうしたチベット僧の一人であり、袁崇煥麾下で後金との講和交渉に取り組んでいた核心人物である。(林慶俊)

〔参考〕李光濤編『明清檔案存真選輯』初集(台湾中央研究院歴史語言研究所一九五九年)、李動瑛「明末遼東邊務喇嘛」『歴史語言研究所集刊』七二―三二〇〇年、神田信夫「袁崇煥の書簡について」(同『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五年)、片岡一忠『中国官印制度研究』(東方書店、二〇〇八年)

#### IV-6 毛文龍書 一通

紙本墨書 二八・二×三九五・〇

天聰三年(一六二九)三月一日

中央研究院歴史語言研究所蔵 ○三七〇二〇

明の毛文龍が清の太宗(ホンタイジ)に送った書。

大きく二つの部分に分けられるが、中央部の右側は毛文龍の書信の内容が書かれており、左側にはこのとき送った礼物の数目が列挙されている。左端と右端には、それぞれ「都督毛文龍再拜」と書かれており、このうち「文龍」のところに印が押されている。印文は「平遼大將軍印」である。『明史』卷二五九「毛文龍」伝によると、毛文龍が左都督となつて將軍印を使ったとあるが、おそらく、ここでいう將軍印が本文書の「平遼大將軍印」であると考えられる。

本文書の作成年代については、本文中にとくに記載がないため、影印本の李光濤編『明清檔案存真選輯』初集の解説では、不明としている。しかし、文書の中央部には無圈点の旧満文でメモのようなものが二つ書き込まれており、本文書の経緯を窺わせる。

まず一つ目の満文の書き入れは逆転して書かれており、その内容は「天聰三年三月初日に、毛文(中欠)一人の漢人と兵士が行ったところから逃げて行った Bryantou のニルのシトウクに持たせて送った文書 *sure han i iaci aniya lian biyai ice de: moo üen*

(中欠) *emu nikan jai cooha genehe baci ukame genehe biyantu nirui situku de + jafabubi üngghe bibe: j* とある。一行目の末尾が切れており「*moo üen*」しか解読できないが、これは「*moo üenlungj*」すなわち「毛文龍」に間違いはない。これによって、天聰三年(一六二九)三月初日、毛文龍がホンタイジに送った書信であることが確認できる。

次に二つ目の満文の書き入れは、「天聰三年三月初日に毛文龍がハンに送ったモノの数目の文書 *sure han i iaci aniya lian biyai ice de moo üenlung: han de üngghe jakai ton i bite: j*」と記されている。(つまり、この部分は、毛文龍がホンタイジに書を送った際によこした礼物の数目ということである。実際、ここから左側には、「大紅金蟒」や「大緑鳳段」などの礼物目録が連なっており、満文書き入れの内容とも合致する。書と紙面が繋がっているため、別々の文書というよりは、毛文龍の方で一つの文書のなかに書信と礼物数目を書いてきたのに対し、これを受け取ったホンタイジ側でそれぞれの要旨を満文で書き込んだものだと考えられる。

このような満文の書き入れは、ホンタイジと袁崇煥(?!一六三〇年)の間でやりとりされた書においても同様に確認されている。詳細は知り得ないが、清側では、漢文で書かれた文書を管理するとき、このように内容の要旨を満文で書き入れ、保管していたと推測される。(林慶俊)

〔参考〕田川孝三「毛文龍と朝鮮との関係について」(彙文堂書店一九三三年)、李光濤編『明清檔案存真選輯』初集(台湾中央研究院歴史語言研究所一九五九年)、神田信夫「袁崇煥の書簡について」、『満文老檔』に見る毛文龍等の書簡について(同『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五年)

## 平義成書 一通

紙本墨書 五一・四×二二・七・一

崇徳四年（一六三九）

中央研究院歴史語言研究所藏 二一九八二九

宗義成が朝鮮の礼曹参議に宛てた書契と別幅（進上品目録）である。一四世紀末から一九世紀後半に至るまでの日朝関係史上、国王文書・官文書の様式が使用される局面は限定されており、「書契」（書簡、「書」式外交文書）の様式で文書を往復することを基本とした。

書契は前半部を欠くが、録文によって「朝鮮国礼曹大人閣下」に宛てたものであることが判明している。より具体的には、対馬藩主は礼曹参議と敵礼（対等）であるから、時の礼曹参議鄭太和に宛てたものとわかる。末尾に「対馬州太守拾遺平 義成」の差出書があり、「義成」の二字に重ねて単廓陰刻方印を押す。この印は「函書」と呼ばれる私印であり、諱の「義成」を刻す。通交者の真偽を判別するため、朝鮮側が銅製の「函書」を鑄造し、これを日本側の通交者に賜与することが一五世紀以来の慣例となっていた。

本文中に「乙亥載一件」とあるのは、一六三五年の柳川一件を指している。その決着後、対馬側は柳川氏と以酌庵の「送使」（歳遣船）を朝鮮側に返上した。これに対する朝鮮側の「答書」（書契）の趣旨は「東武」（江戸幕府）に報告された。「執事」（老中）は、対馬藩に対して、「旧例」のとおり取り計らうよう指示を下した。そこで、宗義成は今後もひきつづき「使船」（歳遣船など）を遣わすことを通知するため、ひとまず使節を派遣したのである。本文後

半部に「公麼土宜、具在別幅」とあるのは、「土宜」（進上品）の明細は「別幅」に記載するとおりである、という意味である。結尾句は書簡文の常套句である「惶恐不宣」を使用する。

別幅は冒頭に「別録」という表題を付す。「金屏風壹双・茶台子（附諸具）壹箇・銀台天目式箇・提瓶式箇・金紋紙式百片」の五種を列記し、「以上すべて」というニュアンスで「計」字を記す。「整」字が使用されることもある。末尾の差出書と押印は、書契と同様である。

通常、書契・別幅は朝鮮側で保存（ないし廃棄）されるものであるが、本書契・別幅は清朝の内閣大庫に伝来した。一六三七年、清のホンタイジは漢城の南郊にある南漢山城を攻略し、朝鮮国王仁祖（李倧）に臣従の礼を要求するとともに、勅諭を発した（丙子の役）。その勅諭の一条において、ホンタイジは日本に遣使する意思を表明し、朝鮮を媒介として、通交関係の構築を模索していた。一方、清の侵攻を受けた朝鮮側は、釜山浦における対日貿易を縮小せざるをえなくなっていたため、宗義成はそうした状況を打開するため朝鮮に遣使し、幕府の命令を受けたことを強調する本書契を送ったのである。これに対して、朝鮮側は最新の「倭情」を清に報告するため、瀋陽の兵部に対して仁祖咨文を發出し、これに本書契・別幅を添えたのである。咨文の内容は対馬側の恫喝行為を強調するもので、その背景には清からの対明戦争への参加要求を和らげようとする意図があったと考えられている。（荒木和憲）

〔参考〕高橋公明「外交文書、「書」・「咨」について」『年報中世史研究』

七、一九八二年、岩井茂樹「清朝・朝鮮・対馬—一九三九年前後東北亞

細亞形勢」『明清史研究』二〇、二〇〇四年、伊藤幸司「現存史料から

みた日朝外交文書書契」『九州史学』一三三、二〇〇二年、伊藤幸司「東

アジアを流転した対馬藩主宗義成の外交文書」『東風西雨』二、二〇〇六年、荒木和憲「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的検討」『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四、二〇二二年

【釈文①】  
奉書

朝鮮国礼曹参議 閣下

日本国対馬州太守拾遺平

義成 謹封

日本国対馬州太守拾遺平 義成 奉書

朝鮮国礼曹参議 閣下

維時、暑月鬱伊、

台候若何、共惟、

本邦益固金、

貴国弥安、盤石千里、其致一也、先是、乙亥載一件

坦夷之後、所返獻之送使并以酌庵送使、

貴国鬱書之情由、稟奏乎

東武、

執事即今攀旧例、可函議之、

休命茲已受矣、自今更始、以須差使船、故先容、仍

公麼土宜、具在別幅、伏冀採納、余摠悉差使口布、

為

國順時自愛、惶恐不宣、

寛永拾六己卯歳五月 日

対馬州太守拾遺平 義成

【釈文②】

別録

金屏風 壹双

茶台子 附諸具 式箇

銀台天目 式箇

提瓶 式箇

金紋紙 式百斤

計

寛永拾六年己卯歳五月 日

対馬州太守拾遺平 義成(朱方印)

IV-8

平義成書(満文訳) 一通

紙本墨書 五九二×四三・六

崇徳四年(一六三九)九月九日〜一〇月二一日カ

中央研究院歴史語言研究所蔵 一六七五六八

対馬の宗義成が朝鮮に送った書契・別幅(IV-7)を満文(満洲語)に訳した文書。朝鮮から清に送られた文書を謄録して編纂した『朝鮮国王往来書簿』の崇徳四年(一六三九)九月初九日条には、「到朝鮮国王来与兵部文一角又倭書一紙」とあり、日本の情報を伝える朝鮮国王仁祖の咨文と対馬藩主宗義成の書契・別幅の二つの文書が清に送られたことを示している。本文書は、このうち宗義成の書契を満文に訳したものであると考えられる。これに対し仁祖の咨文は、実物と満文訳本のいずれも現存していない。ところが、この前年の『朝鮮国王往来書簿』の崇徳三年(一六三八)四月二三日条によれば、朝鮮から受け取った咨文について「因在本院訳奏、故記之」という注記があることから、おそらく仁祖の咨文も、対外文書を管掌していた内秘書院によって満文に翻訳されたと判断される。なお、入関前の文書行政は、内国史院・内秘書院・内弘文院からなる内三院によって行なわれており、入関後には内閣に改組されるに至る。

本文書の作成時期については、文書の右端にある「崇徳四年一〇月二一日に奏した wesihun

erdemunge duici aniya unyun biyai juwan emu de wesimbuhe」という満文の附記が手がかりになる。ここから文書作成の経緯を再構成してみると、まず清は、崇徳四年九月九日に朝鮮から対馬の書契・別幅を受け取り、早速これを満文に訳す作業に取り掛かった。こうして満文訳の本文書ができあがると、一〇月二一日に太宗ホンタイジに上奏した、ということになる。すなわち本文書の作成時点は、文書を接受した「九月九日」から、ホンタイジに上奏した「一〇月二一日」の間である。文書を接受してから満文翻訳を経て上奏するに至るまで、ほぼ一ヶ月半程度の時間が費やされたことが分かる。

文書自体は、おおむね原文書である書契・別幅の内容を忠実に逐語訳しているが、改行・空格のような文書形式を完全には反映しておらず、また省略された箇所も確認できる。省略された部分のなかで、とくに注意されるのは、原文書の「乙亥載一件坦夷之後、所返献之送使、并以酌送使」に当たる部分である。これに対応する満文訳を見ると、「坦夷」「返献」「以酌」の三箇所が訳されず、単に「○○○」と空欄になっている。ここで記されている「乙亥載一件」とは、IV-7にも説明があったように、一六三五年の柳川一件を指している。この箇所には、柳川一件の終結後の事情が述べられているが、清では、この事件の顛末が分からなかったため、正確に翻訳することができなかったと考えられる。日本に関する情報を清朝がどれくらい確保・理解していたのか、その水準を窺わせる。(林慶俊)

〔参考〕宮崎市定「清朝における国語問題の一面」『宮崎市定全集』一四、岩波書店、一九九一年。岩井茂樹「清朝・朝鮮・対馬一六三九

年前後東北亞細亞形勢」『明清史研究』二〇、二〇〇四年。伊藤幸司「東アジアを流転した対馬藩主宗義成の外交文書」『東風西声』二、二〇〇六年

【釈文】

○zi ben gurun i dui ma jiao i taiseo si i hafan, ping i ceng ni bithe:

日本国の対馬州の太守拾遺官・平義成の書

coolhyan gurun i dorolon i jurgan i amban i yamun i fejile jafaha: ere halhun erin de: amban i

朝鮮国の礼曹の大人閣下に献じる。この暑い時に、大人の

大人の

beye be maka antaka ni seme jobome gunimbi: meni gurun aisin i gese beki:

お体は果たしてどうだろうかと心配している。我が国は金のように堅固である。

wesihun gurun, pan si wehei gese elhenge: minggan ba bime emu adali: niohon ulgijan aniya: emu ○○○

貴国も磐石の石のように太平であること、千里であつても一の如きである。乙亥年、一○○○

amala: ○○○ benehe elcin, ○○○ benehe elcin amasi jiri

の後、○○○送った使節、○○○送った使節が戻つてきて

wesihun gurun i karu bithei turgun be

貴国の答書の所以を

dung u i, weije alihangge de aiha: te bicibe fe an i oki sembi: hebseme guniki:

東武の執事に告げた。今であっても、旧の定例に照らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

らしたいとこう。議すべきと思つてござる。

amba hese be alime gaiha : te icemleme urunaku  
 cuwan i elcin takuraki : tuttu ofi  
 大なる旨を受けた。今、新しく必ず船で使節を送り  
 たい。それゆえに

neneme halbure be baimé, unggire majige jaka be  
 güwa hoošan de alahabi : alime gaike : güwa be  
 前に納めたことを探し求めて、送った幾つかの物を  
 別幅に記している。受け取ってほしい。その他は

gemu elcin i angga alakini : gurun i jalin de, erin be  
 dahame beye be hairanu : olhoro  
 すべて使節が口で告げよう。国のために、時にした  
 がい、自らを大事にするように。恐れながら

yertere be tucibuci ojirakū[ojorakū] :  
 自分の至らぬえんを言ひ及べしんがひぢなむ。

kuwan yung ni juwan ningguci sohon gülmahūn aniya  
 sunja biyai  
 寛永一六己卯年五月

○ ton : 「密格」 aisin i okto niruha weiping emu juru :  
 ts'a tai zi emke : in tai tiyen mu juwe : malu juwe :  
 物品。金葉を塗った屏風〔金屏風〕一双。茶台子  
 一個。銀台天目二個。瓶二個。

aisin i okto niruha hoošan juwe tanggū afaha :  
 金葉を塗った紙二〇〇枚。

weshun erdemungge duici aniya uyun biyai juwan  
 emu de wesimbuhe

## 中文提要（繁體版）

### 明清中國關係文書之比較研究——以台灣收藏史料為中心

本書為東京大學史料編纂所 2019-2020 年度一般共同研究「史料編纂所所藏明清中國檔案關係史料之比較研究」計畫的成果報告書。

東京大學史料編纂所藏有多件敕命、咨文、劄付等明清中國的檔案及其相關文書，大部分是基於明清與日本、琉球之間的外交關係而送來的「外交文書」，另外也有一部分是作為「美術品、古董品」而流入日本，與外交無關的文書。無論如何，這些文書不僅是理解中近世東亞國際關係的重要史料，用來具體地檢討日本藏中國檔案的社會價值，也是相當適合的材料。

這些文書已經進行過某種程度的研究，例如史料原本的基礎調查等等。然而，關於其樣式及型態，乃至製作、發送過程的制度面研究，以及與明清兩朝（尤其在「內政」上）實際發出的同類型文書之間的比較研究，卻都仍嫌不足。發給日本或琉球的「外交文書」與明晴兩朝的「國內文書」之間究竟有何異同？而以往曾在日本社會中被視為「美術品、古董品」的文書，在明清兩朝「真正的樣貌」又是如何？

本研究從上述的問題意識出發，(1) 在掌握這些文書的樣式、型態、製作、發送等明清時代相關規定的基礎上，(2) 針對「外交文書」及其規定進行對照分析，(3) 進一步從中央研究院歷史語言研究所的內閣大庫檔案，以及何創時書法藝術基金會的明清書法真跡收藏當中，挑選相關或同類型的文書，進行比較研究。本研究希望從制度與實際兩項層面出發，盡可能地闡明這些外交文書在史料學上的意義，並達到能夠在東亞區域間共享的程度，試圖為「史料的研究資源化」提供貢獻。

#### 本研究計畫成員

研究代表者：

渡邊美季（東京大學大學院總合文化研究科）

共同研究者：

荒木和憲（國立歷史民俗博物館研究部）、辻大和（橫濱國立大學大學院都市創新研究院）

史料編纂所所內共同研究者：

岡本真、黑嶋敏、須田牧子

海外研究協力者：

林慶俊（韓國·東國大學校文化學院）、劉序楓（台灣·中央研究院人文社會科學研究中心）

## 中文提要（簡體版）

### 明清中國關係文書之比較研究——以台灣收藏史料為中心

本書為東京大學史料編纂所 2019-2020 年度一般共同研究「史料編纂所所藏明清中國檔案關係史料之比較研究」計畫的成果報告書。

東京大學史料編纂所藏有多件敕命、咨文、劄付等明清中國的檔案及其相關文書，大部分是基於明清與日本、琉球之間的外交關係而送來的「外交文書」，另外也有一部分是作為「美術品、古董品」而流入日本，與外交無關的文書。無論如何，這些文書不僅是理解中近世東亞國際關係的重要史料，用來具體地檢討日本藏中國檔案的社會價值，也是相當適合的材料。

這些文書已經進行過某種程度的研究，例如史料原本的基礎調查等等。然而，關於其樣式及型態，乃至製作、發送過程的制度面研究，以及與明清兩朝（尤其在「內政」上）實際發出的同類型文書之間的比較研究，卻都仍嫌不足。發給日本或琉球的「外交文書」與明晴兩朝的「國內文書」之間究竟有何異同？而以往曾在日本社會中被視為「美術品、古董品」的文書，在明清兩朝「真正的樣貌」又是如何？

本研究從上述的問題意識出發，(1) 在掌握這些文書的樣式、型態、製作、發送等明清時代相關規定的基礎上，(2) 針對「外交文書」及其規定進行對照分析，(3) 進一步從中央研究院歷史語言研究所的內閣大庫檔案，以及何創時書法藝術基金會的明清書法真跡收藏當中，挑選相關或同類型的文書，進行比較研究。本研究希望從制度與實際兩項層面出發，盡可能地闡明這些外交文書在史料學上的意義，並達到能夠在東亞區域間共享的程度，試圖為「史料的研究資源化」提供貢獻。

#### 本研究計畫成員

研究代表者：

渡邊美季（東京大學大學院總合文化研究科）

共同研究者：

荒木和憲（國立歷史民俗博物館研究部）、辻大和（橫濱國立大學大學院都市創新研究院）

史料編纂所所內共同研究者：

岡本真、黑嶋敏、須田牧子

海外研究協力者：

林慶俊（韓國·東國大學校文化學院）、劉序楓（台灣·中央研究院人文社會科學研究中心）



**明清中國關係文書の比較研究 - 타이완 소재 사료를 중심으로 -**

본서는 도쿄대학 사료편찬소의 2019-2020년도 일반공동연구“史料編纂所所藏明清中國公文書關係史料の比較研究”프로젝트의 성과보고서이다.

도쿄대학 사료편찬소는 勅命·咨文·劄付를 비롯한 明清 시대 중국의 공문서와 이와 관련된 문서를 다수 소장하고 있다. 그 대다수는 日本과 琉球 간의 외교관계 속에서 입수된 ‘외교문서’이지만, 다른 한편으로 ‘미술품’이나 ‘골동품’으로 일본에 유입된, 외교와는 관계가 없는 문서도 포함되어 있다. 모두 중근세 동아시아의 국제관계를 파악하는 데에 빼놓을 수 없는 귀중한 사료인 동시에 일본에서 중국 공문서가 어떠한 사회적 가치를 가지고 있었는지를 구체적으로 검토할 수 있는 좋은 소재이다.

이들 문서에 관해서는 이미 사료 원본의 기초적 조사를 비롯하여 어느 정도 연구가 이루어져 있는 상태이다. 그러나 문서의 양식·형태나 작성·발급과정에 대한 제도적 연구, 나아가 명청시대 - 특히 그 ‘국내정치과정’ - 에서 실제로 발급된 문서와의 비교검토는 아직까지 충분히 이루어져 있지 않다. 일본과 琉球에 발급된 ‘외교문서’는 명청왕조의 ‘국내문서’와 무엇이 같고 무엇이 다른가. 일본사회에서 ‘미술품’ 혹은 ‘골동품’으로 다루어져 온 문서가 명청왕조에서 사용되던 ‘본래의 모습’은 무엇이었는가.

이러한 관심에서 출발하여 본 연구 프로젝트에서는 ①이들 문서의 양식·형태·작성·발급과 관련된 명청시대의 규정(주로 명청시대의 會典)을 파악한 다음 ②해당 문서와 규정 간의 대조 분석을 수행하고, ③나아가 中央研究院 歷史語言研究所 內閣大庫檔案과 何創時書法藝術基金會의 明清書蹟 컬렉션에서 관련된 문서를 추출하여 비교검토를 실시하였다. 이를 통하여 규정과 실태의 양측면에서 이들 문서의 고문서학적 위치를 가능한 한 상세하게 밝히고 동아시아 지역에서 공유할 수 있는 ‘사료의 연구자원화’에 기여하고자 한다.

**본 연구 프로젝트의 구성원**

연구대표자 :

와타나베 미키 (渡邊美季, 도쿄대학 총합문화연구과)

공동연구자 :

아라키 가즈노리 (荒木和憲, 국립역사민속박물관 연구부) · 쓰지 야마토 (辻大和, 요코하마국립대학 대학원 도시이노베이션연구원)

사료편찬소 공동연구자 :

오카모토 마코토 (岡本眞) · 구로시마 사토루 (黒嶋敏) · 스다 마키코 (須田牧子)

해외연구협력자 :

임경준 (林慶俊, 한국 동국대학교 문화학술원) · 류쉬핑 (劉序楓, 타이완 중앙연구원 인문사회과학연구중심)

## Comparative Study on the Existing Chinese Imperial Documents of the Ming-Qing Dynasties in Japan and Taiwan

This work is a product of the research project “The Comparative Study on the Existing Chinese Archives of the Ming-Qing Dynasties in the Historiographical Institute of the University of Tokyo” during FY2019-FY2020, as part of the General Collaboration Project of the Historiographical Institute of the University of Tokyo.

The Historiographical Institute of the University of Tokyo holds several Chinese official documents of the Ming-Qing dynasties such as *Chiming* ( 敕命 ), *Ziwen* ( 咨文 ), *Zhafu* ( 劄付 ), and documents related to them. While many of them are so-called ‘diplomatic’ documents brought to Japan or Ryukyu through diplomatic channels, a few are non-diplomatic documents imported to Japan as antiques or antiquities. Both types of documents are valuable historical materials for understanding East Asian international relations in the medieval and early-modern periods as well as useful sources specifically for examining the traditional value of Chinese official documents in Japanese pre-modern society.

Regarding these documents, some basic examination of the original materials has already been done to some extent. However, research on the administrative systems involved in their forms, styles, and making and issuing processes, as well as comparative investigations between similar archives actually issued in the Ming-Qing Dynasties, especially in their ‘domestic’ administration, has still not been sufficiently undertaken. How might the ‘diplomatic’ documents issued to Japan or Ryukyu share similarities with, or differ from, the ‘domestic’ documents in Ming-Qing China? What might have been the ‘true’ or original forms of the Chinese documents which were treated as ‘antiques or antiquities’ in Japanese society?

Based on these questions and interests, our research project started to understand official regulations of the Ming-Qing Dynasties, mainly from the *Collected Regulations of the Great Ming and Great Qing (Da-Ming and Da-Qing Huidian)*, regarding the forms, styles, and making and issuing processes of the documents in the Historiographical Institute. Then, we carried out analysis comparing the regulations with the documents. On that basis, we visited Taipei in Taiwan, selected similar or related documents from the Archives of the Grand Secretariat ( 內閣大庫檔案 ) housed at the Institute of History and Philology of the Academia Sinica as well as the Ming-Qing calligraphy collection housed at the He Chuang-shi Calligraphy Foundation ( 何創時書法藝術基金會 ), and conducted comparative analyses. Through this analysis, we made clear the paleographical position of the documents in the Historiographical Institute from the viewpoint of both official regulations and their actual condition in order to turn them into academic resources as historical materials that can be sharable throughout East Asia.

### The members of this research project

#### Principal Researcher

WATANABE Miki ( 渡辺 美季 ), Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo

#### Co-Researcher

ARAKI Kazunori ( 荒木 和憲 ), Research Department, National Museum of Japanese History

TSUJI Yamato ( 辻 大和 ), Institute of Urban Innovation, Yokohama National University

#### In-house Co-Researcher

KUROSHIMA Satoru ( 黒嶋 敏 ), The Historiographical Institute, the University of Tokyo

OKAMOTO Makoto ( 岡本 真 ), The Historiographical Institute, the University of Tokyo

SUDA Makiko ( 須田 牧子 ), The Historiographical Institute, the University of Tokyo

#### Foreign Research Collaborator

LIM Gyung-june ( 林 慶俊 ), Academy of Cultural Studies, Dongguk University, Korea

LIU Xu-feng ( 劉 序楓 ), Research Center for Humanities and Social Sciences, Academia Sinica, Taiwan

東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二―二

# 明清中国関係文書の比較研究―台湾所在史料を中心に―

令和三年（二〇二二）八月三十一日 発行

編集・発行 東京大学史料編纂所一般共同研究

「史料編纂所所蔵明清中国公文書関係史料の比較研究」プロジェクト  
東京大学史料編纂所

〒113-0033 東京都文京区本郷七-3-1

印刷・製本 株式会社 弘文社